

『源平盛衰記』全釈 (二〇—卷七—1)

早川厚一
曾我良成
近藤泉
村井宏栄
橋本正俊
志立正知
森田貴之
山岡瞳

〔四〕九 源平盛衰記¹ 登巻七

² 成親卿流罪

六月二日、新大納言⁴ 成親卿ヲバ公卿ノ座ニ出シ奉リテ物進セタレドモ、胸セキ喉フサガリテ聊モメサレズ。追立ノ官人⁵ 来テ、車サシヨセテ、「トクく」ト申セドモ、ス、マヌ旅ノ道ナレバ、座ヲ立⁷テ急乗給ハザリケルヲ、御手ヲ取、アラ、カニ引立奉、ウシロザマニ投ノセテ、車ノ簾ヲ逆ニ懸テ門前ニ遣リ出ス。大路ニテ先火丁ヨリテ、車ヨリ引落シ奉テ、誠ノ楯トテ三杖アテタレバ、次ニ看督長、殺害ノ刀トテ二刀突マネヲシテ、其後、山城判官秀助、宣命ヲ含サセテ、又車ニ押乗奉リテ、前後ニハ障子ヲ立タリケル。人ノ上ヲダニモ見給ハヌ事ナレバ、増テ我身¹⁰ノ上ノ悲サハ推量レテ哀ナリ。軍兵前後ニ打圍テ、我方サマノ者ハ一人モミエズ。ナニト成リ、イヅクヘ行ヤランモ知ラスル人モナシ。内大臣ニ今一度会申サバヤト宣ヘドモ、ソレモ叶ハズ。憂身ニ添ル者トテハ、尽セヌ涙バカリナリ。

【校異】 1 〈成〉「登巻第七」、〈蓬〉「砥卷 ト」、〈静〉「砥卷 ト」。 2 〈成〉「一 成親卿流罪」。なお、「一」は朱筆。 3 〈成〉右肩に朱筆「第一」

を傍記。〈近〉合点あり。行の冒頭に「なりちかるさい」を傍記。4 〈近〉「なりちかのきやうをは」、〈蓬〉「成親卿をは」、〈静〉「成親卿をは」。5 〈近〉「きたて」。6 〈成〉「申共」。7 〈蓬・静〉「テ」なし。8 〈成〉「引立奉」、〈近〉「ひつたてたてまつる」、〈蓬〉「引立奉り」、〈静〉「引立奉り」。9 〈近〉「さかさまに」、〈蓬〉「逆に」、〈静〉「逆に」。10 〈近〉「ひきおろしたてまつて」、〈蓬〉「ひきおとし奉りて」、〈静〉「ひきおとし奉りて」。11 〈近〉「しもととて」、〈蓬・静〉「楯とて」。12 〈近〉「山しろのはうくはん」、〈蓬〉「山城判官」、〈静〉「山城判官」。13 〈蓬・静〉「ふくめさて」。14 〈蓬〉「テ」なし。15 〈近〉「せんこには」、〈蓬〉「前後には」、〈静〉「前後には」。16 〈近〉「さうしをそ」、〈蓬・静〉「障子をそ」。17 〈近・蓬・静〉「モ」なし。18 〈近〉「事なれとも」。19 〈蓬〉「上ノ」なし。20 〈近〉「せんこに」、〈蓬・静〉「前後に」。21 〈静〉「一人も一人も」とし、前の「一人も」に見せ消ち。行替わりによる。22 〈近〉「うちのおとゝに」、〈蓬〉「内大臣に」。23 〈蓬〉「一度」。24 〈成〉「其モ」。25 〈成〉「添へル」、〈近・蓬・静〉「そへる」。

【注解】〇六月二日、新大納言成親卿ヲバ公卿ノ座ニ出シ奉リテ物進セタレドモ、胸セキ喉フサガリテ聊モメサレズ 〈鬪・延・長〉はほぼ同様の叙述であるが、〈鬪〉「大納言夜漸曙程（大納言をば夜漸く曙くる程に、一下—二九オ）」、〈延〉「成親卿ヲバ夜漸アクル程ニ」（卷二—五一ウ）、〈長〉「成親卿をば夜やうく明がたに」（一—一八〇頁）など、その時刻を明記する。これら〈鬪・延・長〉はこの直前に「左衛門入道西光ヲバ、其夜松浦太郎重俊ニ仰テ、朱雀ノ大路ニ引出シテ首ヲ刎ラル」（延）五—一オ）のように、一日の夜に西光が処刑された記事を引くことによる。「西光被斬」の位置の諸本異同については、本全釈一七一—五五頁以下注解参照。また「胸セキ喉フサガリテ聊モメサレズ」については、〈屋〉「御覧シモ入ラレズ」（一六八頁）〈覚〉「むねせきふさがって、御はしをだにもたてられず」（上—一〇三頁）。なお、同種の表現が重衡の処刑直前の描写にも見られる。「北方起直テ、是へ入給へトテ、重衡ノ手ヲ取、御簾ノ内へ奉引入、先物進タリケレ共、胸塞喉塞テ聊モ不叶ケレ共、責テ志ヲ見エントテ、水計ヲ勸入給ケル」（盛）卷四十五「重衡向南都被斬」、六一—二八七頁。また〈中〉

は「おなじき六月二日、なりちかのきやうをは、西八条のくぎやうのざにいだし奉りて、物まいらせたりけれ共、御てをだにもかけられず」（上—一〇九頁）と若干の違いが見られる他、「公卿ノ座」が西八条第のものであることを明記する。「公卿ノ座」とは、「御所や貴頭の邸宅での催しに際し、公卿の着席のために設ける座。元来定まった場所はなく、寝殿、または対屋の廂、廊、中門廊、その他を適宜にあて、地位相応に畳を敷く」（日国大）。この時の西八条第の公卿の座がどこに設けられていたかは不明。川本重雄によれば、平安時代末以降上流の貴族住宅であっても寝殿東西の対を欠くものが普通になるが、対はなくなっても接客用の場所や公卿たちが伺候する場所が必要であるから、寝殿に付属していた渡殿などが転用され対南庇に代わる空間となった。この日常接客用の建物を、そこに設けられていた座の名称から鎌倉時代以降一般に「公卿座」と呼ぶようになったとする。そして、殿上人座が公卿座から完全に分離して中門廊に設けられるようになるのは、平安時代には見られなかった現象と指摘する（一八八頁）。『源平闘諍録全訳注』は、「清盛の西八条邸の寝殿客間のこと。最後に成

親を公卿として待遇したのである」(上―四二八頁)と注する。以下、本全一六―一六三頁でも触れたが、『玉葉』安元三年六月二日条「去夜半刻西光領了、又成親卿流遣備前国、相副武士向三人云々(中略)或云、成親於路可失之由云々。又云、左大将重盛平申請云々、此間説縦横也、難取実説歟」、「愚昧記」同「西光領今曉斬了、於五条坊門朱雀切之云々、成親卿於川尻辺入水之由云々、可彈指、可哀憐、世上事如何、可恐可歎」、「百練抄」同「成親卿送備前国」(七月九日薨彼国)など、諸史料も成親の配流が六月二日に行われたと記している。なお、公的な流刑の場合、配流に先立って解官されるのが通例であるが、成親の場合はこの手続きが行われておらず、史料にも配流に先立っての解官の記録はない。『玉葉』には、「余問云、成親卿無停任如何、申云、是禪門依私意趣遂其志、仍自公家不被停任、於自余之輩者、自上有御沙汰云々」(安元三年六月十一日条)と、成親への処分が私的制裁であること、その他の処分は公的制裁であったことが明記されている。ただし、兼実がわざわざ停任がなされない理由を尋ねていることから見て、成親の配流が清盛による官許なき制裁であったことは想定外だったらしい。貴族社会では、私的な遺恨であっても、院や天皇に要請して制裁を課するのが通例で、殿下乗合のように隨身などに制裁を加えることすら異例であった。身体拘束・追放などの私的制裁の対象は、あくまでも主従関係がある家人などに限られていた。公卿であり院の近臣でもある成親に対して、清盛が私的に配流を課すなどは、全く想定されていない事態であったと思われる。なお配流先が、『延喜式』等に定められた西の近流地安芸国よりも都に近い備前で、清盛の家人である難波氏の

所領であったことや(次々節「近候ケル武士ヲ召テ、「是ハ誰人ゾ」ト問給ヘバ、「難波二郎経遠」ト名乗ル」項参照)、「成親於路可失之由云々」(『玉葉』)のように、かなり深刻に受け止められていたことも、これが公的手続きを踏まずに執行された刑罰であったからだろう。○追立ノ官人来テ、車サシヨセテ、「トク／＼」ト申セドモ、ス、マヌ旅ノ道ナレバ、座ヲ立テ急乗給ハザリケルヲ、御手ヲ取、アラ、カニ引立奉 以下、諸本ともに成親が官人に急かされて車に乗る様子を記すが、諸本が〈延〉「追立ノ官人參テ車指寄、「トク／＼」ト申ケレバ、心ナラズ乗給ヌ」(卷二―一五―ウ)と同様の表現であるのに対し、〈盛〉のみは、車に乗ろうとしない成親を、官人が「アラ、カニ引立」て「ウシロザマニ投ノセ」という乱暴に扱う様子を描写する。なお『清癡眼抄』に引かれる『後清録記』には、「祖父口伝抄云」として、流人に対し看督長が罪状・配流先を告げた後、「官人〈某人〉為追使。早可令出給」(内閣文庫所蔵史籍叢刊古代中世篇三―三三八頁)と、官人によって出立を急ぎ立てることがひとつの儀礼となっていたことが記される。五味文彦は、「祖父」とあるのは「後清録記」の記主の清原季光その人と考えられ、編者はその季光の孫(一九〇頁)で、鎌倉に下って幕府の推挙によって検非違使になった(一九二頁)と考えられる清原季氏ではないかと推定する。○ウシロザマニ投ノセテ、車ノ簾ヲ逆ニ懸テ門前ニ遣り出ス〈延〉「御車ノ簾ヲ逆ニ懸テ後ロサマニ乗奉テ門外へ追出ス」(卷二―一五―ウ)、「長」御車のすだれをさかさまにかけて、うしろざまにのせ奉て(一―一八〇頁)。「闘・屋・覚・中」には「ウシロザマ」云々の叙述はない。『清癡眼抄』が引く『後清録記』には、「祖父口伝抄云」として「爾時

令「放免」乗_上直馬。逆乘_之。〈馬尻方_上向_乘也。逆鞍置_之。不_脱巾〉」（内閣文庫所蔵史籍叢刊古代中世篇三二—三三八頁）と伝えられていた。同じく『後清録記』に記された応保三年六月二十三日記事は、二条天皇呪咀に源通家、平時忠が関わったとして配流された際のもので、追使を務めた「季光は流人（平時忠）をその屋敷から七条朱雀まで連れてゆき、領送使に引き渡している」（五味文彦・一八六頁）。その際の、「又車同前、但後簾_上前簾_下。後_上向_乘。犯人不_脱巾」（三三九頁）という記事を諸注引くが、馬ではなく牛車に後ろ向きに乗車させ、「脱巾」（巾子抜くこと）をさせなかったのは、流人が殿上人であることに配慮した結果であろう。「車ノ簾ヲ逆ニ懸テ」とは、「但後簾_上前簾_下」、すなわち通常とは逆に牛車の後方の簾を上げて前方の簾を下ろした状態のことをいうのだろう。時忠を車で護送したことについて、『後清録記』は、「抑流人乗車。甚以不_可然事也。然而依_事不_便。不能_{停止}也」（三三八頁）と記している。本来、清盛による私的制裁である備前配流にもかかわらず、公的な配流儀礼に準じてその次第を記すのは、次節の「月日ノ光_三」という成親への処遇との関連で、あたかも勅勘であるかのように印象づけるためか。上杉和彦は、「追立の官人」が、成親をせき立てて、後ろ向きに車に乗せ、簾を逆さに懸けて門外に出す」という所作に関しては、『伴大納言絵詞』（日本の絵巻2—一九一頁）の伴善男護送の場面や、『とはすがたり』の惟康親王が將軍職を追われる場面に類例が見えることを指摘する（二八五—二八六頁）。『とはすがたり』巻四「その後、先例なりとて、『御輿、さかさまに寄すべし』と言ふ。又、こゝにはいまだ御輿にだに召さぬ先に、寢殿には、小舎人といふ物の卑しげなるが、藁沓履きながら上

へ昇りて、御簾引き落としなどするも、いと目も当てられず」（新大系一七八頁）。○大路ニテ先火丁ヨリテ、車ヨリ引落シ奉テ、誅ノ楯トテ三杖アテタレバ、次ニ看督長、殺害ノ刀トテ二刀突マネヲシテ配流に際しての一連の所作については〈延・長〉も同様に記す一方、〈鬮・屋・覚・中〉にはない。〈延〉「火丁一人ツトヨリテ車ヨリ引落シ奉テ、祝ノシモトヲ三度アテ奉ル。次ニ看ノ督長一人ヨリテ殺害ノ刀トテ二刀突マネヲシ奉ル」（巻二—一五—ウ。〈長〉もほぼ同）。配流に際しての所作については、『清辨眼抄』に引かれた『後清録記』には、応保三年六月の平時忠護送（記録者である季光は時忠の追使を務めた）に際しての次のような記録が記されている。「予立烏帽子着_{毛沓}。相_真隨兵_隨在_在四人。向_流人亭。以_看督長_帶弓箭、觸_子細等時忠。時忠乗車出門。予着_胡録_放纓。先車看督長二人取_松明。下部等閉繞流鋒云々。次火長取_松明。次予。雜人等隨兵如_常。至于七条朱雀。領送使持_官符_向來。仍對_上面流人。令_見官符。為_領送使_歸筆了」（内閣文庫所蔵史籍叢刊古代中世篇三—三七—三三八頁）。「火丁」は「火長」のことで、檢非違使庁の下級職員。「元來は軍団における兵士十人の長を意味」し、「左右衛門府でも衛士を統率する職であったが、檢非違使が衛門府を中心に發展するのに伴い、使の職員としての性格を強くもつようになった」（『国史大辞典』）。「看督長」は、火長から選任された檢非違使庁の下級職員で、「主たる任務は獄直にあつたが、檢非違使の武力の中心として、犯人の追捕、莊園・邸宅の檢封・搜索等に幅広く活躍した」（『国史大辞典』）。「伴大納言絵詞」では、伴善男の護送に際し、行列の先頭をゆく弓箭を帯びた白衣姿の二人の看督長と、護送の車の後ろの白襖姿

の廷尉に従う赤い狩衣姿の火長二人が描かれている（日本の絵巻2―九〇（九三頁）。なお、『清癡眼抄』所収『後清録記』には「行列次第」として看督長・流人・廷尉・火丁・随兵の順が記され、「先看督長一人（取松明）・卷纓帶弓箭」〔次火丁如常。〈取松明〉・流人而廷尉之間兼燭云之〕（二三九頁）とあるので、時忠の配流は暗闇の中で行われたと思われる。なお、火丁が「誠の楮（延）では「祝ノシモト）」を「三杖（三度）」あて、看督長が「殺害ノ刀」を二度あてる所作については、上杉和彦は「他に完全な同一例を知らない」として、「もしそれが何らかの歴史的事実の反映であるなら、正に知られざる刑罰慣習が存在していたことになる」（二八六頁）と指摘する。

なお、上杉和彦は『山槐記』治承二年（一一七八）正月三日条に記された答刑執行の記事を引き、「罪人の身体ではなく装束を刀で切る、答打ちも身体ではなく、装束や地面に対してなされ、その回数も減少されるといった事実がわかる。いわば、刑罰の儀式化・形式化というべき事態」（二八八頁）が「朝廷の公式の刑罰執行状況」（二八九頁）において進んでいたことを指摘する。

○山城判官秀助、宣命ヲ含サセテ 山城判官秀助は伝未詳。〈長〉同、〈延〉「次ニ山城判官季助宣命ヲ含奉ル」（巻二―五一ウ）。この季助も未詳。『清癡眼抄』によれば、西国配流の者は七条朱雀付近、東国・北陸道の者は粟田口付近まで追使に護送され、そこで罪状を記した官符を読み聞かせられた上で、領送使に官符とともに引き渡されるのが作法であった（此近辺領送使自先在之。官符持向、取官符讀聞流人之後、賜官符於領送使。其次領送使請取流人了）（内閣文庫所藏史籍叢刊古代中世篇三―三四〇頁）。先に引いた『後清録記』応保三年六月の時には、追使を

務めた清光が流人時忠に官符を提示している（仍対「面流人」。令見官符）。引き渡しが七条朱雀付近で行われたのは、ここが「境界的な位置を平安京の中で占めてきた」（大村拓生・五九頁）からであり、「儀式路で境界的な意味を有するこの地は、犯罪人追放においても重要な役割を果たしていた」（同六六頁）。ただし、成親の場合は、本来の七条朱雀付近ではなく、西八条第の門前で一連の儀礼が行なわれたということになる。本来、こうした配流儀礼が行われるのは、正式な手続きを踏んだ公的な流人に対してであろう。たとえば明雲の場合、まず法家による罪状の勘案がなされ、それに基づく公卿僉議によって意見が具申され、院が最終的に断罪（罪状・量刑の決定）をする様子が『玉葉』などに記されている。成親の場合、捕縛翌日の配流という時間的経緯からも、記録類に記された状況（『玉葉』や『愚昧記』からは、当然議定に参加すべき兼実も実房も全く状況を把握していない様子がうかがえる）からも、公的な手続きを経っていないことは明らかで、先に引いた『玉葉』安元三年八月十一日条にも、「公家」が関わっていないと明言されている。当然「官符（宣命）」が作られたとは考えられず、『平家物語』が記すような配流儀礼が行われた可能性は低い。清盛によって私的に執行された配流にもかかわらず、成親を勅勘の者として描写する後の叙述との関連で、〈延・長・盛〉などがあたかも公的な配流であるかのように、先行の事例・記録類にもとづいて状況を仮構した可能性が高いだろう。

○前後二ハ障子ヲ立タリケル 〈延・長〉を含め、他本にはない〈盛〉の独自本文。前々々項で引いたように、『清癡眼抄』に「後簾上天前簾下ス」とはあるが、前後に障子を立てるといふ慣例については『伴大納言絵詞』などにも描写がな

く未詳。次節に「此大納言ハ、車ノ物見ヲ打塞、前後ニ障子ヲ立タレバ、月日ノ光モ見給ハズ」とあるのを踏まえて、本節にも追記したか。明雲配流記事に見られた「勅勘ノ者ハ月日ノ光ニダニモ不当」（盛）
 1—297頁、巻五「澄憲血脈」という認識と関わる設定か（後述）。
 本全釈一四—六九頁参照。○人ノ上ヲダニモ見給ハ又事ナレバ、増テ我身ノ上ノ悲サハ推量レテ哀ナリ〈延〉「カ、ル事ハ人ノ上ニテモ未御覽ジ給ハジ。増テ御身ノ上ニハイツカハ習給ベキト、御心ノ内、押ハカラレテ哀也」（巻二—五—ウ—五—オ、〈長〉もほぼ同）。〈鬨・屋・覚・中〉にはない。配流に関わる一連の所作を未体験・未見聞の出来事として、それがわが身に降りかかった衝撃を強調する叙述であるが、じつは成親自身は公的処分としての配流を経験している。嘉応元年（二—六九）十二月、成親が知行国主であった尾張国の目代が美濃国の中堂御油寄人を陵辱した事件で、二十三日に比叡山の大家が成親等の処分を求めて強訴し、二十四日に成親の解官・備中国配流が決定、正式な官符が作成され、検非違使中原章貞を追使、左衛門少志葛原友弘を領送使として配流が執行されている（『兵範記』嘉応元年十二月二十四日条）。成親は四日後の二十八日に召還され還任しているが（『玉葉』同月二十八日条、『兵範記』同月三十日条）、配流に伴う一連の儀礼を実際に流人として経験していたはずである。なお、この事実については、平家物語諸本は後段で触れている。ただし、後述の通り、成親は召還後、再び山門の要求により解官されているが、平家物語諸本はそのことには触れない（後掲「嘉応二年正月五日…」の項参照）。また、『後清録記』応保三年の平時忠の例に見るように、この時代、公卿殿上人の配流を見聞する機会は少なくなかった。〈延・長・盛〉

はこうした事実を無視して、備前国配流を成親自身が過去に経験したことのない悲劇として描き出そうとしていることになる。○軍兵前後二打囲テ、我方サマノ者ハ一人モミエズ〈鬨〉「軍兵多打囲我方者無一人」（軍兵多く打ち囲みて我が方の者は一人も無し。一—二九オ）、〈延〉「門外ヨリハ軍兵數百騎車ノ前後ニ打カコミテ」（巻二—五—オ）、〈長〉「門外よりは、軍兵數百騎、車の前後に打かこみて守護すれども、我方様の者は一人もなし」（1—180頁）、〈屋〉「見廻シ給ヘバ、前後ニ兵充満タリ。我方様ノ者一人モ不見ヘ」（二—六八頁、〈中〉も同）、〈覚〉「軍兵共、前後左右にうちかこみたり。我方の者は一人もなし」（上—103頁）など、諸本ともに囲繞する軍兵との対比によって成親の孤立を強調する。配流者の孤立・孤独感の表現としては、明雲の配流に際しても、「朝夕ニ見馴給ヘル御弟子一人モ不奉付、門徒ノ大衆モ不參、御覽ジモ知ヌ武士ニ伴テ出給ケル御有様、ヨソノ袂モ絞ケリ」（1—292頁）とあった。なお、軍兵の数を数百とするのは〈延・長〉、多数とするのは〈鬨・屋・中〉。『清癡眼抄』には「祖父口伝鈔」にある護送の作法として「放免等圍繞馬左右」（内閣文庫所藏史籍叢刊古代中世篇三—三三八—三三九頁）とあり、応保三年の時忠の例では、「車ノ左右轅又輪辺テ人守黒人守等左右圍繞之」（三—三九頁）という状況が記されており、『伴大納言絵詞』にも同様の状況が描かれている。本来の配流であれば、七条朱雀辺までの市中の護送に關しては、軍兵ではなく放免等が警固にあたったのであろう。〈延・長・盛〉は、配流に際しては公的儀礼に準じて描写をしつつも、警固に關しては異例の状況を記していることになるが、これは成親の不安感を強調するための設定か。なお、『玉葉』は「又

成親卿流「遣備前国」、相「副武士両三人云々」(安元三年六月二日条)

と記しているのが、実際の移送の警護の武士は「軍兵前後ニ打囲テ」

という状況ではなかった可能性が高い。○イツクへ行ヤランモ知ら

スル人モナシ(鬪・延・長・屋・覚・中)も同様に記す。本来配流

に際しては流人に提示される官符には、罪状・配流先などが記されて

いるのが通例で、成親の場合も(延・長・盛)には「宣命」の読み聞

かせが記されていた。にもかかわらず成親自身には配流先が知らされ

ていないとするのは、その後の成親の心細さを強調するための虚構か。

あるいは、この配流が公的なものではなく、清盛による私的制裁で

【引用研究文献】

*上原和彦「中世成立期刑罰論ノート―身体拘束を中心に―」(遙かなる中世一四号、一九九五・3。『日本中世法体系成立史論』校倉書房一九九六・5再録。引用は後者による)

*大村拓生「中世前期における路と京」(ヒストリア一二九号、一九九〇・12。『中世京都首都論』吉川弘文館二〇〇六・1に「儀式路の変遷と都市空間」として改稿。引用は後者による)

*川本重雄『平成3年度科学研究費補助金(総合研究A・研究代表者玉井哲雄)研究成果報告書』一九九一・3。

*五味文彦『書物の中世史』(みず書房二〇〇三・12)Ⅱ書物の表と裏「家記の編集と利用―法書と検非違使の記録―」

¹唐ノ呂房ト云人、旅ノ空ニ行シカドモ、²故宮ノ月ニナグサミケリ。此大納言ハ、車ノ物見ヲ打塞、³前後ニ障子ヲ立タレバ、月日ノ光モ見給ハズ。西モ東モ不知ケリ。加様ノ歎ノ深サニハ、⁴晩ヲ待マベシトモ、⁵ヲボエザリケレバ、⁶難波二郎経遠ヲ以テ、「成親縦イカナル浦島ニハナタルトモ、責テ八月日ノ光ヲダニモ免レテ侍ラバ、⁷イサ、カナグサム方モ候ナン。サシモ罪深キ者ト思食トモ、カバカリノ御「四ニ誠マデヤ候ベキ」ナンド内府へ被申タリケレバ、⁸大臣聞給テ、「コハ不使ノ事也」トテ、月日ノ光ハユリ給フ。八条ヲ西へ、⁹朱雀ヲ南へ遣行ケバ、大内山ヲ遥ニ顧給フニモ、思出事ノミ多カリケリ。¹⁰造路・四塚ヲモ過給ヘバ、今ヲ限ノ御名残、心ハ都ニ留レドモ、車ニ任セテ遣行。鳥羽殿ヲ過給ヘバ、年来召仕給ケル舍人・牛飼共並居ツ、¹¹涙ヲ流シ袖ヲ絞ルコト、理也トゾ哀ナル。¹²ヨソホカノ者マデモ悲ヲ含ミ哀ヲ催シテ、涙ニムセバヌ者ハナシ。マシテ都ニ残留ル者其ノ歎悲ランコト、思ツゞケ給フニモ、只袖ヲ被絞ケル。「我世ニアリシ時、付テ

あったために、成親自身には配流先が告げられていなかったか。

○「内大臣今一度会申サバヤ」ト宣ヘドモ、ソレモ叶ハズ配流に

際して重盛との再対面が叶わなかったことを諸本が記すのは、成親の

心細さ、失意に満ちた悲痛な心情の他、清盛の怒りの大きさを強調す

るためか。先に捕縛された時には、心細さの中で重盛に対面し、「重

盛カクテ侍レバ、去共ト思召ルベシ。御命ニモ替奉ラントコソ存ズレ

(1―三三三頁)と声を掛けられ、「聊慰ミテ取延ル心地」(1―

三三四頁)がしたと記されるが、今度はその重盛への対面が叶わない

ことで、成親の絶望感を際立たせたか。

仕シ者³⁰ノ二千³¹人ハアリケメドモ、³²一人モ身ニソハデ、今日ヲ限ニ都ヲ^三出ル悲サヨ。³³重キ罪ヲ蒙テ³⁴遠キ国^行者モ、人ノ一人身ニソハ又事ヤ³⁵アル」ナンド³⁶種々^独言^ヲノ給テ、声モヲシマズ泣給ヘバ、車ノ³⁸前後ニ候ケル武士共モ³⁹ササガ岩木ヲムスバネバ、各袖ヲゾラシケル。「此御所⁴⁰へ御幸⁴¹ノアリシニハ、一度モ⁴²御共ニ^關ル事ナカリキ」ト、⁴³セメテ昔ノ⁴⁴ユカシサニ、今日ノ憂身^ヲ悲シメリ。我⁴⁵直所ノ前ヲ見入テ過給フニ付テモ、イトゞ涙ヲ流サレケリ。⁴⁷南門ヲ過、河ノ耳ニ、⁴⁸御舟ノ⁴⁹装束トクク」ト⁵⁰ヒソメケバ、⁵¹コハイヅクヘヤラン。⁵²終ニ⁵³可^レ被^レ失ナラバ、同ハ只都近^此辺ニテモ失ヘカシ」ト⁵⁴ヲボシケルゾ、セメテノ事ト⁵⁵哀ナル。

【校異】 1〈近〉「もろこしの」、〈蓬・静〉「唐の」。 2〈近〉「こきうの」、〈蓬〉「故宮の」、〈静〉「故宮の」。 3〈近〉「せんこに」、〈蓬〉「前後の」。 4〈近〉「さうしを」、〈蓬・静〉「障子を」。 5〈近〉「見えたまはず」、〈蓬〉「み給はず」。 6〈近〉「ひんかしも」、〈蓬・静〉「東も」。 7〈近〉「ふかきには」。 8〈近〉「くれを」、〈蓬・静〉「暁を」。 9〈蓬〉「おほさゝりければ」、〈静〉「おほさざりければ」。 10〈近〉「なんはの二郎つねとをを」、〈蓬〉「難波二郎経遠を」、〈静〉「難波の二郎経遠を」。 11〈蓬〉「光をたにもも」。 12〈蓬〉「免て侍らは」。 13〈近〉「いさゝかの」。 14〈近〉「候へきなど」。 15〈近〉「大ふへ」。 16〈近〉「おほい殿」、〈蓬〉「大臣」。 17〈蓬〉「ゆるし給」、〈静〉「ゆるし給ふ」。 18〈近〉「しゆしやかを」、〈蓬〉「朱雀を」、〈静〉「朱雀を」。 19〈成〉「造道」、〈蓬〉「造道」。 20〈静〉「ハ」なし。 21〈成〉「遣ソ行」、〈近・蓬〉「やりそゆく」、〈静〉「遣そゆく」。 22〈蓬〉「袖を」とし、「を」の下に補入符あり。 右に「絞」を傍記。 23〈成〉「余所外ノ」。 24〈近・蓬〉「かなしみを」、〈静〉「かなしひを」。 25〈近〉「都ニ」なし。 26〈近〉「わかよに」。 27〈蓬〉「有し」。 28〈近〉「時は」。 29〈近〉「つきてつかひし」。 30〈蓬・静〉「テ」なし。 31〈蓬・静〉「人」なし。 32〈蓬・静〉「人」なし。 33〈蓬〉「重罪を」。 34〈蓬〉「遠国へ」。 35〈近〉「ありなんと」。 36〈近〉「しゆくくに」、〈蓬〉「種々」、〈静〉「種々」。 37〈蓬・静〉「ヲ」なし。 38〈近〉「せんこに」、〈蓬〉「前後に」、〈静〉「前後に」。 39〈成〉「道」。 40〈蓬〉「ノ」なし。 41〈成〉「御伴」、〈蓬〉「御供に」。 42〈蓬〉「せめての」、〈静〉「責ての」。 43〈成〉「床サニ」。 44〈成〉「直所ノ」、〈近〉「しゆくしよの」、〈蓬・静〉「直所の」。 45〈近〉「見いれて」。 46〈蓬〉「なかされけれ」。 47〈近〉「みなみのもんを」、〈蓬・静〉「南門を」。 48〈蓬〉「御船の」。 49〈近〉「さうそく」、〈蓬・静〉「装束」。 50〈成〉「潜ハ」。 51〈成〉「是ハ」。 52〈成〉「遂」。 53〈近〉「うしなはるへくきならは」。 54〈蓬〉「覚しけるこそ」、〈静〉「おほしけるこそ」。 55〈蓬〉「哀なれ」、〈静〉「哀なれ」。

【注解】 ○唐ノ呂房ト云人、旅ノ空三行シカドモ、故宮ノ月ニナゲサ
ミケリ 以下、「月日ノ光ハユリ給フ」までは〈長・盛〉のみに見られる本文。〈長〉「昔、唐の呂房といひし人、故宮の月に腸を断、是も旅行に、月を見てこそありしか。かの大納言は、日月のひかりをだにも見せ奉らず。車の前後に、しやうじをぞたてたりける。大納言の御
とができたの意。 ○此大納言ハ、車ノ物見ヲ打塞、前後ニ障子ヲ立

タレバ、月日ノ光モ見給ハズ 流人の車の物見の窓を塞ぎ、前後に障子を立てるといふ作法が実際にあつたかについては未詳。あるいは、流人となつた明雲の発言「勅勘ノ者ハ月日ノ光ニダニモ不_レ当」(1—二九七頁、本全一四—六九頁参照)や、巻十九での頼朝の発言「我身ハ勅勘ヲ蒙リタレバ、日月ノ光ニ当ルダニモ憚アリ」(3—一八六頁)などに見られる認識と関連するか。流人となつた成親に対して、月日の光を憚るよう、具体的な対応がなされたことか。流人は月日の光すらも憚るべきという認識に関しては、冤罪によって「七日七夜ガ間空ヲ見ズシテ行」く「暗穴道トテ、罪アル者ヲ流ス道」に送られた一行阿闍梨に対し、天道が「無実ノ咎ヲ哀テ、九曜形ヲ現ツ、闇穴道ヲ照」(1—三〇七頁、本全一五—一〇—一二頁参照)したという逸話に端的に示されている。月日の光から隔てられた闇穴道へと送られた一行が、冤罪を憐れんだ天道によって九曜に照らされるといふ逸話に準じて、物見を塞がれ障子を立てられて月日の光から遮断された成親が、重盛の憐れみによって月日の光を許されたといふ逸話を創作したか。○加様ノ歎ノ深サニハ、晩ヲ待ベシトモヲボエザリケレバ〈長〉「大納言の御なげきのふかさに、『くるゝをまつべしとおぼえず』と」(1—一八〇頁)。成親のあまりの嘆きの深さに、晩になるのを待つことができると思えなかつたので(晩になるまでに命が絶えてしまふそうなので)の意。「晩」を(早(黒)も(逢・静)と同様に「暁」とする。○難波二郎経遠ヲ以テ 難波二郎経遠は、清盛の腹心としてこれまでにもしばしば登場してきた。〈盛〉巻五「小松殿教訓」には「備前国住人難波二郎経遠」(1—三三八頁)とあり、成親の配流先である備前国を本拠とした一族であつたため、その護送

役に抜擢されたか。実際に護送役を務めたかについては不明(経遠についての詳細は次節)。「盛」を含む諸本が同様に、次節の冒頭で「近候ケル武士ヲ召テ、『是ハ誰人ゾ』ト問給ヘバ、『難波二郎経遠』ト名乗ル」として、経遠が登場する。これに対して、〈長・盛〉がここで先に重複して経遠を登場させるのは不自然である。また、翌三日、大物ガ浦に重盛からの文が届き、成親が「泣々披見」する場面もあり、それ以前に重盛に「月日ノ光」を許す返答を得ているのも不自然である。おそらく、〈長・盛〉が描く、重盛により日月の光を許されるといふ逸話は、後で挿入されたことによるのであろう。○成親縦イカナル浦島ニハナタルトモ、責テ八月日ノ光ヲダニモ免レテ侍ラバ、イサ、カナグサム方モ候ナン。サシモ罪深キ者ト思食トモ、カバカリノ御誠マデヤ候ベキ」ナンド内府へ被申タリケレバ〈長〉では『くるゝをまつべしとおぼえず』と、なんばの次郎つねとを、内府へ申されたりければ(1—一八〇—一八一頁)と悲痛な心情を伝えるのみであるのに対して、〈盛〉では成親の心中が詳細に述べられないという設定に基づく不安感の強調か。「サシモ罪深キ者ト思食トモ…」と重盛に訴えているが、そもそも重盛は成親の助命を嘆願した立場で、激怒して配流や月日の光禁止の処分を下したのは清盛であることからすると、重盛に清盛へのとりなしを嘆願したということか。ただし、その場合は重盛が「日月の光」を許可したという次項と矛盾する。前項で述べたように、この逸話が加えられたことにより生じた矛盾であろう。○大臣聞給テ、「コハ不便ノ事也」トテ、月日ノ光ハユリ給フ ここまでが〈長・盛〉のみに見られる本文。〈長〉は重

盛の言葉がなく、「そのうち、月日の光をゆるされたまひけり」（一八一頁）とする。「ユリ」は「許り」で「許される」の意。〈逢・静〉「ゆるし」。〈近〉〈早（黒）〉「ゆり（ユリ）」。「成親の訴えを聞いて、気の毒に思った重盛が前後障子と物見の閉鎖の撤去を認めた」ということか。しかしながら、勅勘の者は月日の光を憚るべきという認識に基づく措置であるならば、重盛にこれを許可する権限あるのかは疑問であるし、そもそもこの措置を決めた当事者ではない。〈長〉の場合は、許可した主体が明示されておらず、重盛の取りなしによって清盛が許可したと読むことも可能か。〇八条ヲ西へ、朱雀ヲ南へ遣行ケバ

〈闘〉「迺七条西」朱雀南行（七条を西へ廻り、朱雀を南へ行きければ、一下—二九オ）、〈延・屋・中〉「朱雀ヲ南へ行ケレバ」（〈延〉巻二—五二オ）、〈寛〉「西の朱雀を南へゆけば」（上—一〇三頁）。〈長〉はこの記述を欠く。成親は、拘禁されていた西八条第から出立したので、〈闘〉の「迺七条西」は不審。前節「山城判官秀助、宣命ヲ含サセテ」項で述べたように、『清解眼抄』には、七条朱雀辺で領送使に引き渡されたとあり、こうした慣例に引かれた叙述か。〈寛〉の叙述には「清盛郎から西へ出て、朱雀大路を南に下っていく」と注される（上—一〇三頁）。〇大内山ヲ遥ニ顧給フニモ、思出事ノミ多カリケリ

「大内山」は、〈平凡社地名・京都市〉によれば、「御室山」ともいい、南麓に仁和寺がある。標高三三〇メートル。大内とは禁中・内裏をいうが、延喜四年（九〇四）宇多法皇が仁和寺内に御座所を営み、御室御所とよばれたことにちなむ。（中略）歌枕で、「八雲御抄」は「在名所寄大内也、普通寄禁中、源氏始之歎」と記し、「大和物語」を引く。歌も山をさす場合と、禁中を意味する場合とがある」

（二〇四〇頁）と説明する。ここでは宮中の意味。「人しれぬ大内山の山もりは木がくれてのみ月を見るかな」（源頼政『千載集』九七八番）。八条から朱雀大路を南へ進んで、いよいよ都を離れようとする成親の心情を、空間的な振り返りと、時間的振り返りと重ね合わせて表現している。〈闘〉同、〈屋・覚・中〉「大内山も今はよそにぞ見給ける」（〈寛〉上—一〇三頁）。〈延〉「大内山ヲ顧ミテモオボシ出ル事多カリケル中ニモ、カクゾ思ツミケラレケル極楽ト思フ雲井ヲ振ステ、ナラクノ底ヘイラン悲シサ」（巻二—五二オ）。〈延〉は空間・時間の対比に加えて、極楽（宮中）と奈落の底（配流先）を和歌によって対比していることになる。なお〈長〉は「おほうち山をはるかに帰見て、思いだす事おほかりけり」とした後に、前掲の「唐の呂房」譚と重盛による月日の光遮断の免除を置き、その後「〈延〉と同じ「極楽と」の歌を置くため、歌の持つ宮中と配流の対比性がやや曖昧になっている。

〇造路・四塚ヲモ過給ヘバ、今ヲ限ノ御名残、心ハ都ニ留レドモ、車ニ任セテ遣り行

〈盛〉の独自本文。〈盛〉は他本にない「四塚」を入れることで、空間的な進行の節目毎に、成親の心境を多様な対比を用いて繰返そうとするか。造道（作道）は平安京の羅城門のそばの四塚から鳥羽の草津まで通じていた道。四塚は朱雀大路の南端、九条大路に設けられていた羅城門旧跡付近の地名で、造道から洛中への出入口にあたる。平安京の南の境界を示す羅城門が天元三年（九八〇）に転倒、以後再建されない状態が続く中で、四塚の地名が洛中・洛外の境界として認識されるようになった。〈盛〉巻三十五「鳥羽殿ノ秋ノ山ノ程ニテ見ケレバ、三千騎ニハ不過ケリ。造道、四塚、東寺ノ門へ歩セ行」（五—二四一頁）は、鳥羽殿からの逆方向の行程を示している。

朱雀大路を南に進んだ成親が、洛中・洛外の境界四塚に立ち、いよいよ都から追放されようとする心情を、心（洛中）と身体（洛外）の対比によって描いている。○鳥羽殿 鳥羽殿は「院政時代、白河・鳥羽法皇の料に充てられた離宮の総称。南殿・北殿・泉殿（のちに東殿）・馬場殿・田中殿があった。（中略）また院政の場所であったので、院の近臣の第宅も構えられたから、付近は都市の景観を備えていた」（『平安時代史事典』）。『扶桑略記』に、「公家近来九条以南鳥羽山莊新建後院、凡卜百余町一焉、近習卿相待臣地下雑人等、各賜家地、營造宮屋、宛如都遷」（応徳三年（一一〇八）十月十三日条）とあるように、白河院讓位後の御所として構想され、白河・鳥羽院政期には院御所として議定などにも利用され（美川圭①一九～二二頁）、周囲には院近臣の宿所も設けられた（同二二～二七頁）。『扶桑略記』によれば、家地を下賜された近臣達の邸宅が並び、あたかも遷都のような有様であったという。近臣達に直廬として下賜された家地について、杉山信三は、石清水への行幸の列を白河院が顕季朝臣の直廬にある棧敷から見物したという『中右記』康和五年（一一〇三）十一月五日条の記事から、「顕季の直廬は西大路より西、中大路に沿っていたこと、それ故に直廬というものの決して南殿とか北殿とかの中にあつたのでないことがわかり、その家地は独立していたと想像できる」（二〇六頁）としている。白河・鳥羽院政期のこうした邸宅群の様子については、美川圭①が詳述しているが（二二～二八頁）、「すべての貴族に直廬が与えられたのではなく、院近臣を中心として限られた貴族に直廬が許されたと考えるべきである」（二二八頁）と指摘する。また美川圭②でも「宿所は、院御所の周囲に独立した邸宅として建てら

れたとみられる。そして、路に面していたため、有力な近臣の宿所には、院が路を見物するための棧敷がもうけられることもあった。また、鳥羽に宿所をあたえられなかった『中右記』の著者の藤原宗忠のような貴族は、鳥羽に泊まらなければならないときには、近臣の宿所を一時的に借りたようである」（八八頁）と指摘する。そして鳥羽殿を継承した鳥羽院政下で鳥羽殿預という地位を与えられて権勢を欲しいままにしたのが、成親の父家成であった（『長秋記』天治四年（一一二九）八月四日条「仰預鳥羽殿加賀守家成」〈挙天下事一向歸家成〉、道路以目）。この「鳥羽預も、鳥羽に居宅を有した存在」とみなせること、後白河院政時代の永暦元年（一一六〇）には、家成の次男家明が同じく鳥羽殿預に任じられていることが大村拓生によって指摘されている（一三八頁）。『山槐記』永暦元年九月二十日条「内蔵頭家明朝臣仰鳥羽預」。しかし、後白河院政期には重視されなくなり、鳥羽殿は王家の離宮の一つとしての位置づけしか与えられず、後白河院はそれよりも法住寺殿を重視するようになった（美川圭①三二～三四頁）。元木泰雄は「鳥羽は後白河にとって、ほとんど馴染みのない場所だった」（一三六頁）と指摘する。一方、「文永九年（一一七二）正月十五日「後嵯峨院処分状」に「六勝寺并鳥羽院以下事者、依治天下可有其沙汰」（『皇室制度史料 大政天皇三』一七頁。『鎌倉遺文』一四卷一〇九五三号は「……鳥羽殿……」と翻刻するが、宮内庁書陵部「伏見宮本」（函架番号）伏・750による）とあるように、鳥羽（殿）の御厩は治天となることで領有が確認されるほどの重要性を有する地であった。とくに平安時代末期から内乱期にかけて、鳥羽を拠点とする院御厩は、左馬寮と合わせて、軍事的な基盤として重視され、そ

の長官職は最大の在京武力保持者の象徴としての意味あいが顕在化している。一一三〇年代に末茂流藤原家成が院御既別当と左馬頭を兼ねて以降、平忠盛・清盛と末茂流藤原隆季、保元の乱後の藤原信頼と源義朝、平治の乱後は清盛、重盛、宗盛が連続して御既別当を務めており、平家一門という一体的政治勢力が院御既別当と左馬頭に在任するようになる。『保元物語』上（新日本古典文学大系四三頁）に平清盛の手勢として「八幡美豆左近将監・同太郎・同次郎」が所見するうちに、鳥羽院政期の伊勢平氏と末茂流の提携の下で、左馬寮領美豆牧の在地領主が院（後院）御既別当であった清盛の家人に編成された。また『吾妻鏡』文治五年（一一八九）閏四月四日条に巨椋池西岸の左馬寮領美豆牧が「御既管領地」と見えるように、左馬寮領が院御既別当化するような事態も生じた。その結果、成親の配流に際しても、本来なら鳥羽殿は後白河院を主人とする院御所であるはずだが、院御既別当である平知盛と、平家の家長である清盛が実質的に管理していたため、私刑を実行できる空間だったと考えられる（大村拓生一三八頁、長村祥知①②）。後に後白河院が鳥羽殿へ幽閉されたのも、このような背景による。○鳥羽殿ヲ過給ヘバ、年来召仕給ケル舍人・牛飼共並居ツ、涙ヲ流シ袖ヲ絞ルコト、理也トゾ哀ナル（闘）「遣過鳥羽殿」項年項目奉見馴○舍人牛飼共遥奉見送○、各流涙○（鳥羽殿を遣り過ぎたまへば、頃年頃日見馴れ奉りし舍人・牛飼共、遙かに見送り奉りて、各涙を流すめり。一下「一一九オ」）、〈延〉「鳥羽殿ヲ過給ヘバ、年来仕奉リシ舍人牛飼共ナミイツ、涙ヲ流スメリ」（卷二「五二オ」）、〈長〉「鳥羽殿につき給へば、としごろ見なれ奉つる舍人、牛かひどもなみあつ、涙をながす」（一「一一八二頁」）など、鳥羽殿

付近通過の際に、かつての従者達が別離を惜しむとするのは〈闘・延・長・盛〉。〈延全注釈〉は「鳥羽殿にあって成親に仕えていた者達が、並んで成親を見送り、涙を流す」（卷三「一三三七頁」）と注する。後に「我直所」とあるように、鳥羽には成親の宿所があり、そこに仕えていた者が別離を惜しんだということか。大村拓生は、「彼らは京都から見送りにきたのかもしれないが、もう一つの可能性として成親の鳥羽殿内の宿所に詰めていたとも考えられるのではないか。有力な院近臣である成親は宿所を有しており、京都から来たにせよ牛飼たちは宿所にも拠点を持っていたはずである」（「二三三頁」）と指摘する。京都では、成親捕縛を知って「只我先ニトアハテ出ケルモ理也。馬屋ニハ馬共鼻ヲ並テ立タリケレドモ、草飼舍人モナシ」（卷五「成親妻子歎」）一三四〇頁」という有様だった舍人・牛飼が、鳥羽殿では密かに成親を見送っていることになる。ただし、成親が鳥羽に宿所を有していたかについては史料からは確認できない。鳥羽殿預の地位が家成から家明へと継承されたのにともない、中御門家が有していた鳥羽の宿所も家明が継承したと考えるのが自然であり、後白河院が鳥羽殿をほとんど利用していない中で、成親が新たに鳥羽に宿所を構えていたかについては疑問が残る。なお、〈屋〉「大内山ヲモ今ハヨソニゾ見給ケル。年比日來見馴奉りシ者共モ、今此有様ヲ見テ泪ヲ流シ袖ヲ絞サヌ物ゾナキ」（「一六八〇—一六九頁」）、〈覺〉「大内山も今はよそにぞ見給ける。としごろ見なれ奉りし雑色・牛飼に至るまで、涙を流し、袖をしぼらぬはなかりけり」（上「一〇三頁」）、〈中〉「大うち山もよそにぞ見給ける。大納言を、日比見なれ奉りし京中の上下、みな袖をぞぬらしける」（上「一〇九頁」）のように、〈屋・覺・中〉では、これらの人々による見

送りの場面を、京中で大内山を振り返った直後のこととしていて、鳥羽で人々が見送る場面はない。これは〈延・長・屋・覺・中〉には、このあとにも「鳥羽殿ヲ過給ヘバ」(〈延〉巻二一五二ウ)と同様の表現があり、〈屋・覺・中〉はその重複を避けたか。〈長〉「鳥羽殿につき給へば」(一―一八一頁)と本箇所を到着時のこととして、通過する時と表現を変えている。また、見送りの者を「としごろ見なれ奉りし雑色・牛飼」と明示する(〈覺〉)に対して、〈屋〉はやや漠然と「年比日來見馴奉リシ者共」とし、〈中〉は「日比見なれ奉りし京中の上下」とさらに広く一般化している。○ヨソホカノ者マデモ悲ヲ含ミ哀ヲ催シテ、涙ニムセバ又者ハナシ。マシテ都ニ残留ル者共ノ歎悲ランコト、思ツゞケ給フニモ、只袖ヲゾ被絞ケル(〈延〉)「余所ノ者ダニモカクコソアルニ、増テ都ニ残留ル者共何計悲カルラン」(巻二一五二オ(五二ウ))、〈長〉「あやしのしづの男、しづのめにいたるまで、よそのものだにも、あはれをかく。まして、都に残とゞまる跡のありさま、いか計かなしかりけん」(一―一八一頁)など、〈延・長・盛〉は「余所ノ者」「ヨソホカノ者」が成親の配流の姿に涙する姿と、「都ニ残留ル者共」の悲嘆を対比する。『長門本平家物語の総合研究』は「よそのものだにも、あはれをかく」を「見ず知らずの他人でさえ同情を寄せてくれる」(上―二四四頁)と注するが、文脈から見て、「ヨソホカノ者」とは、鳥羽で成親を見送った「年来召仕給ケル舎人・牛飼共」を含む身分の低い人々を意味するか。身分的にやや関係の遠い彼らの嘆きを、都に残留して見送ることもできなかったより親しい人々の嘆きと対比している。〔闘〕「外袂柵交難 堰敢(○)見何々矧々残留都(○)北方少人所従眷属心中被推量(○)適矣(外)の袂の柵だに洩り堰き敢へ難

く見ゆるに、何に矧や都に残り留る北の方・少き人・所従・眷属の心中、推し量られて適なり。一下―二九オ)は、「都ニ残留ル者共」を「北方少人所従眷属」とより限定的に捉えたと見なせよう。他方(屋・覺・中)は、前項の通り、見送りの者を漠然と「見馴奉リシ者」「見なれ奉りし京中の上下」と広く一般化し、一方で都に残留する者を(屋・増テ都ニ残留給フ北方少キ人々」(二六九頁、(覺)も同)と(闘)と同様に「北方少キ人々」に限定し、市中で成親を見送る者たちと、見送ることすらできなかった親族の歎きを対比している。なお(中)は残留する者たちの描写がなく、対比は成立していない。○我世ニアリシ時、付テ仕シ者ノ一ニ千人ハアリケドモ、人一人モ身ニソハデ、今日ヲ限ニ都ヲ出ル悲サヨ(〈延・長〉も同)〔闘〕「我召仕者共(○)有(○)三千余人(○)無(○)独付副者(○)〔我が召し仕ひし者共三千余人も有るらん)、独りも付き副ふ者もなし。一下―二九オ)」。後白河院近臣として権勢をほしままにしたかつての盛時と、すべてを失って配流される今の零落を対比的に印象づける一節。同様の内容を、後に難波経遠にも重複して語っている。(屋・覺・中)にこの場面での発言がなく、次節で成親が経遠に語る場面のみが登場するのは、重複を避けるためか。なお類似した表現は、巻五「成親妻子歎」でも、「夜明レバ馬・車門ニ立并ビ、賓客座ニ列居テ、遊戯レ舞踊、世ハ世トモ思ハレズ、近キ渡ノ人々、物ヲダニモ高モイハズ、門前ヲ過ル者モヲゾ恐テコソ昨日マデモ有ツルニ、夜ノマニ替ル有様、天上之五衰ハ人間ニモ有ケリト哀也」(一―三四一頁)など見られた。本全一六―七四―七五頁の注解参照。○重キ罪ヲ蒙テ遠キ国ヘ行者モ、人ノ一人身ニソハヌ事ヤアル(〈延・長・屋・覺〉も同様の言葉を成親に語

らせる。ただし〈覚〉では、成親が車に乗せられる場面で、前節の最後にあたる「『今一度小松殿に見え奉らばや』との給へども、それもかなはず」（上—一〇三頁）に続けて、この言葉が語られている。明雲の配流に際しても「朝夕ニ見馴給ヘル御弟子一人モ不奉付、門徒ノ大衆モ不參、御覽ジモ知ヌ武士ニ伴テ出給ケル御有様、ヨソノ袂モ絞ケリ」（1—129頁）とあり、『平家物語』では、配流者の孤独・孤立が強調される。当時の配流者の状況については史料が少なく不明な部分も多いが、『吾妻鏡』によれば承久の乱後の後鳥羽院、順徳院、土御門院の配流に際しては数名の供奉者が確認できる（承久三年七月十三日条、七月二十日条、閏十月十日条）。孤立した状況を強調するのは、配流者の孤独・不安を強く印象づけるためか。○車ノ前後二候ケル武士共モサガ岩木ラムスバネバ、各袖ヲゾヌラシケル〈延〉「車ノ尻先ニ近キ兵ハ鎧ノ袖ヲゾヌラシケル」（卷二—五二ウ、〈延〉も同。「尻先」は「前後」の意）、〈覚〉「守護の武士共も、皆鎧の袖をぞぬらしける」（上—一〇三頁、〈屋〉も同。「ササガ岩木ラムスバネバ」は〈盛〉の独自異文。「岩木を結ばず」は「人間は非情な岩をたたんだり木を結んだりして造ったものではないの意」（日国大）。〈盛〉卷三十八「御使定長モ、岩木ラムスバヌ身也ケレバ、落涙ニ袖ヌレテ、赤衣ノ袖ヲ絞リケリ」（5—145二頁）。○此御所へ御幸ノアリシニハ、一度モ御共ニ鬪ル事ナカリキ【B止】〈鬪〉なし。また、〈延〉長・屋・覚・中〉は、この回想を鳥羽殿を通り過ぎる際であったとする。〈覚〉「鳥羽殿を過ぎ給ふにも、此御所へ御幸なりしには、一度も御供にははづれざりし物をとて」（上—一〇四頁）。つまり鳥羽殿を過ぎるところで鳥羽殿御幸を回想するのである。ただし、〈延〉は「鳥羽殿

ヲ過給へバ、年来召仕給ケル舎人・牛飼共並居ツ、涙ヲ流シ袖ヲ絞ルコト、理也トゾ哀ナル」項で引用したように、先にも「鳥羽殿ヲ過給へバ」としているため、同じ表現が重複してしまっている。鳥羽院が晩年の多くの時間を鳥羽殿で過ごしたのに対し、後白河院が居所・政務の場としたのは法住寺殿であり、「鳥羽は後白河にとって、ほとんど馴染みのない場所だった」（元木泰雄・一三六頁）ことは、史料からも鳥羽殿での公卿会議の記事が見られなくなることも明らかであるが、その理由として美川圭①は、後白河院と二条天皇の対立が深まる中で、「白河—鳥羽—近衛（母美福門院）—二条（養母美福門院）」という皇統を正統とする意識が二条天皇のなかで高まり、それが鳥羽殿への近衛天皇の改葬に結びついたのだと思う。しかし、そのことが二条天皇死後、後白河院によって鳥羽殿があまり顧みられなくなる要因の一つであろう」（八九頁）と指摘する。史料では、後白河院による鳥羽殿御幸は、永暦元年（一一六〇）に馬場殿で行われた城南寺祭への臨幸（『山槐記』九月二十日条）と、仁安元年（一一六六）に鳥羽北殿を再建した際の行幸（『兵範記』十一月三日条、治承三年（一一七九）に鳥羽南殿に修理が加えられた際の御幸（『玉葉』六月二十八日条）ぐらいしか確認できない。ちなみに永暦元年の時は、成親は平治の乱で藤原信頼に連座して解官されており、成親の兄家明が鳥羽殿預に任じられたのも、こうした事情があったからか。仁安元年の際には成親の供奉が確認できる（次上皇御幸鳥羽殿北殿、御新造後移徙也、右大将〈忠〉、源大納言〈雅〉、以下公卿十四五人騎馬〈束帶〉、殿上人济々焉（中略）上皇入御、供五菓、次撰政以下着殿上座、孟酌、一献四位院司左京大夫定隆朝臣〈瓶子六位〉、二献右宰相

中将成親（左衛門佐信基取瓶子）。また、石清水参詣や熊野参詣の際に鳥羽を通過して乗船することはあったが、『山槐記』保元元年（一一五〇）三月十日条「今日行幸石清水（中略）七条西行、朱雀（駐馬相待大理殿奉具也）南行、入鳥羽北門、出同南門、於桂川西野辺「暫休御輿」、『吉記』承安四年（一一七四）九月二十一日条「今日進發熊野、出七条、経造路（中略）於鳥羽南樓乗船卯終参詣八幡」など）、その際の供奉については確認できない。

○セメテ昔ノユカシサニ、今日ノ憂身ヲ悲シメリ（盛）の独自異文。余りにも昔のことが懐かしく思われて、今日のつらい身の上を悲しんだの意。

○我直所ノ前ヲ見入テ過給フニ付テモ、イトゞ涙ヲ流サレケリ（延）「我内ノ前ヲ通り給へバ、ヨソモ見入テスギ給モ哀也」（卷二一五二ウ、〈長〉も同じ）。（延全注釈）（卷二一三六頁）、校訂延慶本平家物語（二一七〇頁）は「見入らで」と読み、「自分の宿所を、脇目も振らずに見つめ続けている様子」と理解する。「見入て」と読む場合や、〈覚〉「わが山庄すはま殿とてありしをも、よそに見てこそ通られけれ」（上一〇四頁、〈屋・中〉も同じ）の場合には、いずれも過去の盛時を示す「洲浜殿」を、ただよそごとのように見て通り過ぎるしかなかったの意となろう。これに対して〈盛〉は、「自分の宿直所の前をじっと見つめながら通りすぎた」の意となる。「直所」は、校異43の通り、〈成・蓬・静〉は「直所」に「トクイ（トクキ）」と読むが、これは「トノイ（トノキ）」の誤読で、宿直所の意か。〈延〉「我内ノ前」（卷二一五二ウ）、〈長〉「我とのゐる所の前」（上一二四四頁）。一方〈屋〉「我山庄洲浜殿」（二六九頁、〈覚・中〉も同）とする。〈延全注釈〉は「延」は第二本・四六〇以下で、洲浜殿を「新大納言

ノ宿所」と呼んでおり、〈長〉「とのゐる所」等も洲浜殿を指すのだろう」（一一三三八頁）と説明する。いずれも、後白河院の近親として、成親も直廬の家地を賜っていたと想定している。前掲「鳥羽殿ヲ過給へバ、年来召仕給ケル舍人・牛飼共並居ツ、涙ヲ流シ袖ヲ絞ルコト、理也トゾ哀ナル」項参照。洲浜殿については、次々節「其ヨリシテ洲浜殿ヲバ住吉殿トハ申ケレ」項参照。

○南門ヲ過、河ノ耳ニ、「御舟ノ装束トク〜」トヒソメケバ（闕・延・長）「南門ヲ出ヌレバ河鱒ニテ『御船ノ装束トク』トイソガス」（延）卷二一五二ウ、〈屋・覚・中〉「南の門に出て、舟をそしとぞ急がせる」（〈覚〉上一〇四頁）。（名義抄）「耳」に「ミ、キクハタ」（仏中一）。「ヒソメケレバ」は「ひそひそと話したので」の意。他本に対して、〈盛〉は密かに準備を急がせたことになる。これが次の成親の不安に繋がるのだろう。太田静六は「鳥羽殿全体の総門としては広大な敷地の南北面に寺院と同じく楼門が設けられた」（四六三頁）と指摘、杉山信三も「この鳥羽殿全体への入口として西大路（朱雀大路）と北大路とが会う点に北門が設けられていたと推定する。（中略）『台記別記』の「春日詣部類記」には、「至鳥羽院北門（俗呼為楼御門）」とあり、北楼門とも呼ぶべきものであった。この北門に対し、南門のあったことは右の記の中に、つづけて「白鳥羽南門焔京、不向南都」とあることや、『山槐記』久寿三年（一一五〇）三月十日の石清水行幸記中に鳥羽殿を通過されたこと「南行、入鳥羽北門、出同南門」とあることとで知られる。なお、おくれては承安四年（一一七四）九月四日、石清水へ参るのに「於鳥羽南樓乗船」（『吉記』）とか、同月二十一日熊野詣の進發にあたり「出七条、経作路」、先達定宗闍梨・房州等、

相伴侍七人……上下相并百卅余人、於「鳥羽南樓」乘船、卯終參詣八幡……」（同記）とかあるように、南門の南方で乗船することになっている。おそらくは、そのあたりまで河沿がせまっていたことを示すのであるう」（二〇五頁）と指摘する。「御舟ノ装束」は、『宇津保物語』に「国々の受領ども、一つずつ御船の装束どもして奉りたるに」（新編日本古典文学全集1—七四頁）とあるのが、船の調度を整える意の

【引用参考文献】

* 太田静六『寝殿造の研究』（吉川弘文館一九八七・2）第四章第八節「鳥羽殿の考察」

* 大村拓生「中世前期の鳥羽と淀」（日本史研究四五九号、二〇〇〇・11。『中世京都首都論』吉川弘文館二〇〇六・1加筆再録。引用は後者による）

* 杉山信三『院家建築の研究』（吉川弘文館一九八一・8）第五章「鳥羽殿とその御堂」

* 長村祥知①「中世前期の在京武力と公武権力」（日本史研究六六六号、二〇一八・2）

* 長村祥知②「後鳥羽院と平安京周縁地域—院政の展開と水無瀬殿—」（立命館文学六七七号、二〇二二・3）

* 美川圭①「鳥羽殿の成立」（上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館二〇〇一・8。『院政期の都市京都と政治』吉川弘文館二〇二四・8再録。引用は後者による）

* 美川圭②『院政』（中公新書二〇〇六・10）第四章「白河院政から鳥羽院政へ」

* 元木泰雄『平清盛の闘い—幻の中世国家』第3章「王権への挑戦」（角川書店二〇〇一・2。角川ソフィア文庫二〇一一・11。引用は後者による）

ちかく 近候ケル武士ヲ召テ、「是ハ誰人ゾ」ト問給ヘバ、「¹難波二郎経遠」ト名乗ル。「此辺ニ²若³我⁴ユカリノ者ヤ在ト尋テエサセヨ。舟ニノラヌ⁵サキニ⁶云置ベキ事アリ」ト宣ケレバ、経遠其辺⁷近⁸アタリヲ打廻テ相尋ケレ共、「アリ」ト答ル者ナシ。「可⁹然者候ハズ」ト申セバ、大納言ハ、「ナドカ我¹⁰ユカリノ者ナカルベキ。世ニ恐テゾ¹¹出ザルラン。命ニ替¹²身ニ替ラント云契シ者共ハ、コノ程ニモ¹³一二百人ハアリケン者ヲ。ヨソニテモ此¹⁴アリサマヲ見ント思ハザルラン口惜サヨ。鳥羽ノ御所ニ被¹⁵候セシ時¹⁶ニハ、非番、当番シテ目ニカ、ラン、詞ニカ、ラントコソ振舞シカ。世¹⁷アラタマリ¹⁸勢ヒカワレバニヤ、ウラメシクモ云置ベキ事ヲキカジトマデ忠覧ヨ」ト口説給ヘバ、武¹⁹キ夷ナレ共、ササガ心ノ有ケレバ、スズロニ涙ヲス、メケリ。大納言ハ既ニ舟²⁰二乗、波²¹ニ流テ漕行ケドモ、心ハ妻子ニ²²ツナガレテ、思ヒハ都ニトマリケリ。

用例として確認できる。ここでは船の出立準備を密やかに急ぎ進める様子²³の意か。○コハイヅクヘヤラン。終ニ可²⁴被²⁵失ナラバ、同ハ只都近此²⁶辺ニテモ失ヘカシ（闘・延・長・屋・覚・中）同。先に「イヅクヘヤランモ知ラスル人モナシ」とあったように、成親は配流先を知らされておらず、どうせ命を失うならば都近くがよいと、先にあった「今日ヲ限ニ都ヲ出ル悲シサ」が繰り返される。

【校異】 1 〈近〉「なんはの二郎つねをと」と、〈蓬〉「難波二郎経遠と」、〈静〉「難波二郎経遠と」。2 〈静〉「もしもし」。行替わりによる。3 〈近〉「我」なし。4 〈蓬〉「船に」。5 〈成〉「前ニ」。6 〈近〉「置」なし。なお、「いふへき」。7 〈成〉「渡ヲ」。8 〈近〉「うちまはつて」、〈蓬〉「うちまはりて」、〈静〉「うち廻りて」。9 〈近〉「こたふる」、〈蓬〉「答る」、〈静〉「答る」。10 〈静〉「出さらん」。11 〈蓬・静〉「二百人も」。12 〈静〉「除にても」。13 〈成〉「伺候セシ」、〈近〉「こうせられし」、〈蓬・静〉「祇候せし」。14 〈成〉「ニ」なし。15 〈成〉「新」。16 〈静〉「勢」。17 〈成〉「追」。18 〈近・蓬・静〉「すゝろに」。19 〈成〉「絆テ」。

【注解】 ○近候ケル武士ヲ召テ、「是ハ誰人ゾ」ト問給ヘバ、「難波二郎経遠」ト名乗ル。〈鬨・延・長・屋・覚・中〉同。〈延〉「近ク打タル武士ヲ、『是ハタソ』ト問給ヘバ、『経遠』ト名乗りケリ。難波二郎ト云者ナリケリ」(巻一五二ウ〜五三オ)。「候ケル」を〈延〉「打タル」〈長〉「付タリケル」(一〇一八頁)、〈屋・中〉「候」(〈屋〉一七〇頁)とする。〈延〉の「打タル」は「馬や牛車に乗って進む」(『角川古語大辞典』)の意であろう。難波経遠は清盛の腹心として度々登場し(本全釈一九一〜二二頁)「是ヲ承ル者共、オボロケニテハ騒給ハヌ人ノ…」項注解参照)、成親を捕縛し折檻を加える役割も担っている(本全釈一六一〜六五頁)「経遠・兼康ガ大納言ニ情ナク当タリケル事、返々モ奇怪也」項注解参照)。成親の配流時に、実際に経遠が成親の護送に当たったかどうかは不明。十二世紀後半より朝廷の流刑執行の一部分を武士が担い始めた(渡邊俊・四〇頁)。早い例としては、『吾妻鏡』治承四年(一一八〇)九月十七日条に見る、源義朝の従者として平治の乱で戦死した父の義隆に連坐して、源頼隆が下総へ配流された折、千葉常胤が頼隆配流を命じられ、常胤の本拠地である下総国に配流されている(渡邊俊・四二頁)。このように在京活動を展開している武士が、流人の身柄を引き受けて配流先へと下向している例としては、〈延〉にみえる土肥実平の例がある(巻一一四九オ、巻二一

五九ウ。川合康・五一頁)。ただしそれは公的な配流の場合であり、ここでは清盛による私的制裁なので家人が執行を担うのは当然であるが、その役を経遠が担っているのは、配流地が備前であることと関わる。難波氏は備前国を本拠地としており(西村隆・一五八頁)、難波氏は本来、吉備津彦神社の神職の家系で、備前国津高郡駅家郷の難波に住したとされ、また経遠は『古代氏族系譜集成』の『田使首系図』(中巻一九五三頁)によれば、仁安四年(一一六九)三月に卒しているという(日下力・一六七〜一六八頁)。この後成親が備前国に流され(『備前国へ』ト云テ舟ヲ出スベキ由ケル)一四三〇頁)、難波という地に移され(後ニハ難波ト云所ヘ奉移居ケリ)一四三三〜四三四頁)、「備前備中ノ境ナル有木ノ別所ト云処ニ送捨」(四九二頁)殺害されたように、難波氏が成親の謀殺に終始関与しているように描かれている。このように平氏による私刑としての配流は、平氏家人制によって支えられていたと理解でき(渡邊俊・四六頁)、成親以外では、現時点で一次史料から確認できる平氏による私刑としての配流は、藤原宗綱(相小納言宗綱)・平時家(時忠の子)の例が検出できる(渡邊俊・四八頁)。また〈延〉では、殺害された有木について、「此ヨリ北ニ経遠方所領近ク候所ニ、吉備中山、細谷川ナムド申テ名アル所候。彼所ニ有木別所ト云、イタヒケシタル山寺ノ候コソ」(巻二一〇四

オ（一〇四ウ）とし、経遠の所領近くであるとす。なお、〈補任〉は成親を「六月一日有事。同二日配流備前国。七月十三日於難波薨」（一—四八四頁）と、備前国難波で亡くなったとする。○「此辺ニ若我ユカリノ者ヤ在ト尋テエサセヨ。舟ニノラヌサキニ云置ベキ事アリ」ト宣ケレバ、経遠其辺近アタリヲ打廻テ相尋ケレ共、「アリ」ト答ル者ナシ。「可然者候ハズ」ト申セバ、〈鬪・延・長・屋・覚・中〉もほぼ同じ。「ユカリノ者」を〈鬪・屋・覚・中〉は「我方さまのもの」〈覚〉上—一〇四頁）とする。「打廻テ相尋ケレ共」を〈鬪・屋・覚〉は「はしりまはッて尋^{ツク}けれども」（覚）上—一〇四頁）、〈中〉「うけたまはてはせめて、たづねさせけれども」（上—一〇九頁）とする。成親は、縁のある者を鳥羽近辺に尋ねさせ、言伝をしようとするが、経遠が探しても一人も見当たらなかった。前節に「鳥羽殿ヲ過給ヘバ、年来召仕給ケル舍人・牛飼共並居ツ、涙ヲ流シ袖ヲ絞ルコト、理也トゾ哀ナル」（一—四二二頁）とあり、そうした光景を見ている成親は、当然名乗り出るものがあると考えたのだが、誰一人名乗り出ることにはなかったということになる。かつての縁者も、今や罪人となった成親との関わりを避けようとしていることが描かれる。当時の鳥羽殿と院近臣との関わりについては、前節の「鳥羽殿」注解、及び「鳥羽殿ヲ過給ヘバ、年来召仕給ケル舍人・牛飼共並居ツ、涙ヲ流シ袖ヲ絞ルコト、理也トゾ哀ナル」注解を参照のこと。〈盛〉卷十「丹波少将上落」には藤原成経が鬼界島から帰京の際、鳥羽に到着した場面での次のようにある。「少将ノ父故大納言入道殿ハ、京中ニモ限ズ、所々ニ山庄多持給ヘリ。其中ニ鳥羽ノ田中殿ノ山庄ヲバ、殊ニ執思給テ、私ニ洲浜殿トゾ申ケル」（二—一六—一七頁）。また〈延〉卷三「成経鳥羽

ニ付事」の該当箇所では、「新大納言ノ宿所ハ、都ノ内ニモ限ラズ、片田舎ニモ余タ有ケル中ニ、鳥羽ノ田中ノ山庄、眺望余ニスグレテ地形水色興ヲ増シ、哀ヲ催ス所也ケレバ、大納言秘蔵シテ洲浜殿ト名ケテ、住吉ノ住ノ江ヲ写シテ被造タリ」（四六〇）となっている。こういった山庄が実在したことは確認できないが、『平家物語』ではそこに住んでいた舎人達が想定されているのだろう。○ナドカ我ユカリノ者ナカルベキ。世ニ恐テゾ出ザラン どうして私に縁のある者が一人もないことなどあろうか。世間に（私との関わりを知られることを）恐れて名乗り出ないのだろうか。の意。〈鬪〉「思^ニ恐^ニテコソ 入道^ニに^ニ応^ラ 無^ニカ答者^ハ何^カ 此^ノ辺^ニ無^ク我^ノ方^ノ類^ノ者^ハ乎^カ（思ふに、入道に恐れてこそ答ふる者の無かるらめ。何でか此の辺りに、我が方の類の者無からんや。一—二九ウ）

〈延〉「世ニ恐ヲナシタルニコソ。ナジカハユカリノ者ナカルベキ」（卷二—一五三〇）も同、〈屋・覚・中〉はこれに該当する表現なし。〈延・長・盛〉の「世ニ」は「世間に」の意であるが、具体的には〈鬪〉「入道に」とあるように、清盛に知られることを恐れての意となるであろう。○命ニ替、身ニ替ラント云契シ者共ハ、コノ程ニモ一二百人ハアリケン者ヲ。ヨソニテモ此アリサマヲ見ント思ハザラン口惜サヨ 「命ニ替、身ニ替ラント云契シ者共ハ、コノ程ニモ一二百人ハアリケン者ヲ」は、〈鬪・延・長〉ほぼ同じだが、傍線部を欠く。私の命に替わり、私の身に替わろうとの意で、ほぼ同じ意の繰り返しとなろう。〈屋・覚・中〉は「我世なりし時は、したがついたりし者ども一二千人もありつらん」（覚）上—一〇四頁）のように「一二千人」とする。この相違は前節と関わりがある。前節で鳥羽殿を通過する際の成親の言葉に「我世ニアリシ時、付テ仕シ

者ノ一二千人ハアリケメドモ、一人モ身ニソハデ、今日ヲ限ニ都ヲ出ル悲サヨ」(1—四二—四二三頁)とあった。これは〈闘・延・長〉も同じである一方、〈屋・覚・中〉にはなかった。ここから、本来は〈闘・延・長・盛〉のように、成親に権勢があった頃は「付テ仕シ者」が「二千人」もあり、失脚した今でも、そのうちの「命ニ替、身ニ替ラント云契シ者共」が、この辺りにはまだ「二二百人」残っている、という形であったのに対して、重複が感じられたことから前節の表現をここに移した結果、〈屋・覚・中〉のようなかたちになったと考えられよう。「ヨソニテモ」は〈延・屋・同、長〉「よそにも」(1—一八二頁)〈覚・中〉「よそにてだにも」(覚)。よそ事ながら、関心もなくの意。関わりのあった者が名乗りを上げないばかりか、陰ながらにでも自分を見送ろうとしないことに失望している。先に、舍人や牛飼たちも涙を流していたのに対して、命に替わり、身に替わろうとまで言っていた者たちは知らぬ顔をしているということになる。○鳥羽ノ御所ニ被候セシ時ニハ、非番、当番シテ目ニカ、ラン、詞ニカ、ラントコソ振舞シカ。世アラタマリ勢ヒカワレバニヤ、ウラメシクモ云置ベキ事ヲキカジトマデ思覧ヨ」ト口説給ヘバ、〈盛〉の独自異文。他は前項で触れたように、〈延〉「余所ニテモ我有様ヲミト思者ノナキコソ口惜シケレ」トテ涙ヲ流シ給ヘバ」(巻一—五三オ)、〈覚〉「いまはよそにてだにも、此有さまを見をくる者のなかりけるかなしさよ」とてななければ」(上—一〇四頁)とするのみで、ここで成親が鳥羽殿で院に仕えていたことを回想する描写はない。それに対して〈盛〉は、かつて成親が鳥羽に幾たびも通い、関わりがあったことを改めて述べ、彼の境遇が変わってしまったことを強調している。次節の鳥羽離宮の

回想に繋げるための表現であろうが、前節「鳥羽殿」注解で述べたように、後白河院政期において鳥羽殿はほとんど馴染みのない場所であり(元木泰雄・一三六頁)、事実としてこのようなことがあったとは考えがたい。「被候セシ」は、〈近〉「こうせられし」と読むか。「お仕えていた時には」の意であろうから、「候セシ」で意は通じる。そうであれば〈成〉「伺候セシ」、〈蓬・静〉「祇候セシ」のように、伺候あるいは祇候とするのが正しい形か。〈黒(早)〉も「祇候」とする。かつて鳥羽の御所にお仕えていたときには、(多くの者が)非番、当番して、私(成親)の目に留まろう、言葉掛けられようと振る舞っていたものだが、世が変わり、権勢も変わったからだろうか、残念なことに言い残しておくべきことを誰も聞こうとさえしなないと思われることだ」と嘆き繰り返すので、の意。○武丰夷ナレ共、サスガ心ノ有ケレバ、スゾロニ涙ヲス、メケリ、〈延・長〉は「武キ物ノ武ナレドモ哀トゾ思ケル」(〈延〉巻二—五三オ)とするのみ。袖を濡らしたとするのが〈闘・屋・覚〉。〈闘〉は「武(勇)夫皆濡(濡)袖」(武)キ勇夫も皆鎧の袖を濡らしけり。一—一九ウ」と、「鎧袖」とする。〈屋〉「猛(勇)キ武士共モ皆袖ヲソ洩シケル」(一七〇頁)、〈覚〉「たけきもの、ふ共も、みな袖をぞぬらしける。身に添(ソ)ふ物とは、たゞ尽きせぬ涙ばかり也」(上—一〇四頁)と続ける。〈中〉は「のたまひけるぞことはりなる」(上—一〇九頁)とするのみで、該当する表現はない。〈盛〉の「スゾロニ」は「すずろに」「そぞろに」と同じで、「思いもよらず」の意。○大納言ハ既ニ舟ニ乗、波ニ流テ漕行ケドモ、心ハ妻子ニツナガレテ、思ヒハ都ニトッマリケリ、〈盛〉の独自異文。前節「造路・四塚ヲモ過給ヘバ、今ヲ限ノ御名残、心ハ都ニ留レドモ、

車ニ任セテ遣リ行」（四二二頁）の繰り返しとなるような表現。

【引用参考文献】

- * 川合康「中世武士の移動の諸相 院政期武士社会のネットワークをめぐって」（『歴史のなかの移動とネットワーク』桜井書店二〇〇七・12）
- * 日下力『平治物語の成立と展開』前篇四章一節「悪源太雷化話の作出」補説③（汲古書店、一九九七・6）
- * 西村隆「平氏「家人」表—平氏家人研究への基礎作業—」（日本史論叢一〇号、一九八三・5）
- * 元木泰雄『平清盛の闘い—幻の中世国家』第3章「王権への挑戦」（角川書店、二〇〇一・2。角川ソフィア文庫二〇一一・11。引用は後者に拠る）

* 渡邊俊「中世前期の流刑と在京武士」（福岡女子大学国際文学部紀要文藝と思想八〇号、二〇一六・2）

鳥羽殿ヲ顧給テ、泣々武士ニ宣ケルハ、「去ジ永万年ノ春、鳥羽ノ御所ニ御幸アリテ、終日御遊アリシニ、四条大政大臣師長ハ琵琶ノ役、⁵花山院中納言忠雅・⁶按察大納言資賢ハ笛ノ役、⁷葉室中納言俊賢ハ箏ノ役、⁸楊梅ノ三位顯親ハ、笙笛ノ役、⁹盛定・¹⁰行家ハ打物ヲ仕キ。調子盤渉調、¹¹万寿楽ノ秘曲ヲ奏セラレシニ、¹²五六調ニ成テ宮中澄渡リ、¹³諸人感涙ヲ流シニ、¹⁴天井ニ琵琶ノ音シキ。著座ノ公卿ハ怪ヲ成テ色変ゼシカドモ、君ハ少モ御駭ナシ。『何人ゾ』ト可尋申之由、¹⁵勅定ヲ蒙シ聞、¹⁶成親畏テ左右ノ袖ヲ搔合、¹⁷天井ニ仰向ツ、¹⁸何ナル人ニテ御坐スゾ。御名乗シ給ヘ。勅定也』ト申シ、ニ、『我ハ是撰津国住吉ノ辺ニ居住セル小掬ナリ。君子ノ御遊、¹⁹群臣管絃ノ目出サニ望參レリ』ト答テ、其後ハ琵琶ノ音モセザリキ。住吉大明神ノ御影向ニヤト諸人身ノ毛豎シ程ニ、又池汀ニ赤キ鬼ノ青キ襟ヲカキテ、扇ヲ二本結立タリ。マコトニ御遊ノ伎楽ニ日出給ヒ、²⁰明神ノカケラセ給ケルニコソトテ、其ヨリシテ洲浜殿ヲバ住吉殿トハ申ケレ。係シ時モ、多ノ人ノ中ニ成親コソ宣旨ノ御使ヲ勤テ、²¹奉レ向霊神ニテ問答ヲバ申テ侍シカ。非ニ朝敵今赴配所ニ事、²²先世ノ宿報トハ思ヘ共、憂カリケル身ノ果カナ」ト音モ惜ズ泣給。盛者必衰ノ理、実也トゾ哀ナル。

【校異】 1 〈成〉「去」〈近〉「いにしへ」、〈蓬〉「去」2 〈蓬・静〉「なりて」。3 〈近〉「ひねもす」、〈蓬〉「終日」、〈静〉「終日」。4 〈成・静〉「四条大政大臣」、〈近〉「四てうの大しやう大しん」、〈蓬〉「四条大政大臣」。5 〈近〉「くわさんのるんの中なこん」、〈蓬〉「花山院中納言」、〈静〉「花山院中納言」。6 〈近〉「あせちの大なこん」、〈蓬〉「按察大納言」、〈静〉「按察大納言」。7 〈近〉「はむろのちうなこん」、〈蓬〉「葉室中納言」、〈静〉「葉室中納言」。8 〈近〉「山もゝの」、9 〈近〉「さうのふえの」、〈蓬〉「笙の笛の」、〈静〉「笙笛の」。10 〈静〉「行家は」。11 〈近〉「まんしゆらくの」、〈蓬〉「万寿楽の」、〈静〉「万寿楽の」。12 〈近〉「五六てうに」、〈蓬〉「五六帖に」。13 〈成〉「着座ノ」、〈蓬・静〉「着座の」。14 〈蓬〉「色を」、〈静〉「色を」。15 〈近〉「ちやちやうを」。16 〈成〉「テ」なし。なお、「畏」。〈近〉「かしこまつて」、〈蓬〉「畏て」。17 〈成〉「御座」、〈近〉

「おはしますそと」、〈蓬〉「御座そ」、〈静〉「御座そ」。18 〈成〉「御名乗候へ」。19 〈近〉「つのくに」、〈蓬〉「摂津国」、〈静〉「摂津国」。20 〈近〉「くんしんのくはんけんの」、〈蓬〉「群臣管絃の」、〈静〉「群臣管弦の」。21 〈蓬〉「御影向にやと」。22 〈成〉「池ノ」、〈近〉「いけの」、〈蓬・静〉「池の」。23 〈成〉「襟ヲ」、〈近〉「ほうを」、〈蓬〉「もすそを」。24 〈近〉「むすひたてたり」、〈蓬〉「ゆひ立たり」、〈静〉「結立たり」。25 〈近〉「めてたまひて」。26 〈近〉「れいしんにむかひたてまつて」、〈蓬・静〉「霊神にむかひ奉りて」。27 〈成〉「赴配所」。28 〈成〉「事」なし。29 〈蓬・静〉「テ」なし。30 〈蓬〉「声も」、〈静〉「声も」。

【注解】○鳥羽殿ヲ顧給テ、泣々武士ニ宣ケルハ 本節では成親が鳥羽殿での思い出を回想する。〈闘・屋・覚・中〉には本節に該当する叙述はない。以下、〈延・長〉と比較しつつ注解する。〈延・長〉「大納言御船ニ乗給テ、鳥羽殿ヲ見渡シテ、守護ノ武士ニ語り給ケルハ」(〈延〉巻二一五三オ。〈長〉一―一八二頁)。〈盛〉では前節末尾の独自異文で「大納言ハ既ニ舟ニ乗」と、成親が船に乗ったとしているので乗船の説明はない。○オジ永万年ノ春、鳥羽ノ御所ニ御幸アリテ、終日御遊アリシニ 当時の鳥羽殿については、前々節の「鳥羽殿」注解、及び「鳥羽殿ヲ過給ヘバ、年来召仕給ケル舍人・牛飼共並居ツ、涙ヲ流シ袖ヲ絞ルコト、理也トゾ哀ナル」注解を参照のこと。鳥羽殿は、後白河院政期には重視されなくなり、鳥羽殿は王家の離宮の一つとしての位置づけしか与えられず、後白河院はそれよりも法住寺殿を重視するようになった(美川圭・三三―三四頁)。ただし、後白河院は、度々鳥羽殿を訪れている。『玉葉』からは、承安元年(一一七二)十月二十二日条に、福原に向かうにあたって滞在したこと、承安二年(一一七二)七月一日条に、鳥羽院の仏事を催したことが確認できる。また、『山槐記』永暦元年(一一六〇)九月二十日条や『玉葉』嘉応二年(一一七〇)九月二十日条によれば、城南寺祭のため鳥羽殿に滞在していることが確認される。城南寺は、「鳥羽離宮の近く、現在の

京都市伏見区下鳥羽あたりに所在した寺院」で、「殊に十二世紀においては毎年九月二十日に「城南寺明神御霊会」あるいは「城南(寺)祭」と称する祭が盛大に行われ、「しばしば行幸・御幸があった」が、「鳥羽離宮とともに衰退した」(『平安時代史事典』「城南寺」。また、『兵範記』仁安元年(一一六六)十一月三日条には、焼失した鳥羽北殿を後白河院が新造したとの記事があり、その際に成親も参加したことが知られる。「次上皇御幸鳥羽殿北殿、御新造御移徒也。(中略)一献四位院司左京大夫定隆朝臣(瓶子六位)、二献右宰相中将成親(左衛門佐信基取瓶子)」。このように後白河院の鳥羽殿への御幸は度々あったものの、〈盛〉が記すような鳥羽殿での御遊については、これらの記録からは確認できない。次項以下に見るように、本節には実在が疑わしい人物も含まれる。ここに描かれるような鳥羽殿での御遊は史実ではなく、京に別れを告げる場所となる鳥羽において、成親が昔日を回顧し感傷にふけるために演出された場面と考えられるか。〈延・長〉は、いずれも「去永万之比」とする。長寛三年(一一六五)六月五日に永方に改元、翌永万二年八月二十七日には仁安に改元されているので、永万年間はずか一年余りにしかならない。したがって永万元年とする〈盛〉も、永万の頃とする〈延・長〉も特に違いはない。永万元年七月に二条天皇が崩御、永暦二年(一一六一)九月に憲仁(後

の高倉天皇）立太子の陰謀発覚によって停止されていた後白河院政（成親はこの事件によって右中將を解官）はこれ以降次第に息を吹き返し、十二月二十五日には憲仁に親王宣下がなされて皇位継承の有資格者として認定され、翌二年正月には成親も左中將として政界に復帰、六月には藏人頭に任じられている。ちなみに、次項以下で述べるように、後白河院の近臣で楽器の名人でもあった藤原師長と源資賢は、これ以前にそれぞれ配流となっていたが、両者ともに長寛二年（一一六四）に帰京している。『百練抄』長寛二年六月二十七日「流人師長、資賢等卿、通家朝臣、菅原資成等被_レ召返」。こうした院政の復活と、成親の再起、近親たちの状況を踏まえて、永万年間にこの御遊が設定されているか。○四條大政大臣師長ハ琵琶ノ役「四條大政大臣師長ハ琵琶ノ役」は、〈延・長〉同。藤原師長は頼長の二男、生没、保延四年（一一三八）〜建久三年（一一九二）。保元の乱により土佐国に流されるが、長寛二年（一一六四）に帰京、仁安元年（一一六六）に権大納言となり、その後内大臣を経て、安元元年（一一七七）太政大臣となるも、治承三年（一一七九）のクーデターにより尾張国に配流された。したがって、永万年（一一六五）時点では、帰京して従二位に復しているものの官職はなく、散位であった。成親配流前の安元三年三月に太政大臣となっており、ここでは最高位の官職で記されているか。なお、師長は通常「妙音院（太政大臣）」と称され、「四條太政大臣」とするのは異例（〈盛〉で、「四條」とするのは当該本文のみ）。師長が晩年に邸宅を構えた四條室町第は、師長室の父にあたる成親の所有地であり、その関係で伝えられたと考えられ、この邸宅を妙音院と号した（猪瀬千尋・一四九頁）。また『皇

代曆』に「四條町亭」（『史籍集覽』18—129頁）で師長が没したと記されていることが指摘されている（今井正之助・七三頁）。〈盛〉ではこれまで、卷三「殿下事会」で、嘉応二年（一一七〇）清盛が基房に報復する描写の一方で参内している貴族の中に「左大將師長」として挙げられ（1—138頁。本全釈八—七一頁）、卷三「成親望大將」で、安元三年（一一七七）「内大臣左大將」であった「妙音院入道（師長）」が左大將を辞した際に成親が左大將を望むこととなり（1—145頁。本全釈九—九頁）、卷三「澄憲祈雨」で、重盛の人物像を描く中、承安四年（一一七四）の相撲節で「左大將師長・右大將重盛」が奏を行った場面（1—192頁。本全釈一〇—102頁）、その名が見られる。若い頃より音楽に親しみ、箏をはじめ様々な音曲に長けていた（榊泰純・一八二—一八三頁）。『文机談』に「妙音院殿は（中略）なを諸道の奥をあまねくさぐり、ひろくもとめさせ給ふ。絃管のたぐひは申すにをよばず、うち物・音曲・催馬楽・風俗・らうゑい・ざうげい・声明などまでも、ながれく家々の説をつくしもとめさせ給ふ」（山石佐美代子『文机談全注釈』笠間書院、一一四頁）とある。とりわけ才能を発揮したのが琵琶であり、『琵琶系図』『琵琶血脈』にその名が見られ（群書一九—二八四頁）、十代には琵琶の秘曲を伝授されていたとみられる（磯水絵・三五—三五三頁）。師長の流派は妙音院流と称された（榊泰純・一八七—一九三頁）。○花山院中納言忠雅・按察大納言資賢ハ笛ノ役〈延〉「源少將正賢、御笛ノ役ニ参ゼラル」（卷一—五三〇）、〈長〉「花山院中納言たゞまさ、御ふえのやくに参ぜらる」（1—182頁）。藤原忠雅は忠宗の二男、生没、天治元年（一一二四）〜建久四年（一一九三）。花山院家は祖父家忠が花

山院を伝領したことに始まり、忠雅も花山院太政大臣と称された。久安元年（一一四五）参議、後に中納言、大納言、内大臣を経て、仁安三年（一一六八）太政大臣、二年後に辞した。中納言にあったのは永暦元年（一一六〇）までであり、永万元年時点では大納言、安元三年時点では散位であり、いずれにおいても官職が合わない。忠雅は、〈盛〉巻一「忠雅播磨米」に「花山院入道太政大臣」として既出。忠雅が、成親の父であり平家と関係の深かった家成の婿となったことを記す（一一三〇）～一二頁。本全釈三二五頁。また、家成女との間に生まれた兼雅は清盛女を妻としている。巻一「清盛息女」「一八本ハ桜町中納言成範卿ノ相具シ給シ程ニ、彼卿下野ヤ室ノ八島へ被流後、花山院左大臣兼雅ノ御台盤所ニ成給ヘリ」（一一六一頁。本全釈五一四頁）。成親とも清盛とも近い関係にあったと言える。源資賢は、有賢の長男、生没、永久元年（一一二三）～文治四年（一一八八）。後述の通り、応保二年（一一六二）に二条天皇を呪詛した嫌疑が掛けられ、配流となるも、長寛二年（一一六四）に帰京し、仁安元年（一一六六）参議、後に中納言を経て、治承三年（一一七九）に大納言となった直後に清盛のクーデターにより解官となるも、後に復任し、寿永元年（一一八二）出家した。承安四年（一一七四）以降、按察使を兼任したことから、後に按察使大納言と称されたが、安元三年時点の呼称ではない。『梁塵秘抄口伝集』に「資賢 季兼など語らひ寄せても聞き」（新大系一五四頁）、「さしたる師無かりしかど、資賢やかねなどが歌を聞き取り、少く習ひて謡ふも有り」（新大系一五五頁）などとあるように、後白河院の近臣の中でも今様に優れていた。〈盛〉では、巻二「二代后」で、後白河親政派として二条天皇を呪詛した嫌疑が掛けられ、解任さ

れた人物の中に「修理大夫資賢」の名前で挙げられている他（一一八三頁。本全釈六一三頁注解）、巻二「清水寺縁起」にも後白河院の近臣「按察使入道資賢」として（一一一〇頁。本全釈七一五頁注解）、巻五「成親妻子歎」では、「按察使大納言資賢」がかつて驕り高ぶった成親のエピソードの語り手として登場する（一一三四三頁。本全釈一六一八六頁注解）。また次々節では、嘉応二年（一一七〇）に成親が資賢の官職を越えたことを人々が快く思わなかったことが記される（「其後日出クトキメキ榮給テ、去承安二年七月廿一日ニ從二位シ給シ時モ、資賢・兼雅ヲ越給キ」項参照）。『梁塵秘抄口伝集』にも仁安四年二月の賀茂参りにおいて「成親卿平調に笛を鳴らす。催馬楽を資賢卿出す」と成親と共に名前が見える（新大系一七四頁）。後白河院の「側近中の側近」であり、「その子資時、同孫雅賢（早世した嫡子通家子）」と、親子三代にわたって後白河院の近習を勤めた、「この家系は、代々郢曲、笛、和琴、鞠、馬という諸芸に長じて」いた（小林美和・八〇～八一頁）。さらに小林美和は、「この一族が、延慶本においてかなり好意的に描出されていることは事実であり、この家系に発する後白河院周辺説話の存在を想定してみる」（八七頁）ことも可能とする。なお、〈延〉「源少将正賢」は、この資賢の孫「雅賢」（一一四八～一一九二）の誤りと考えられる。治承三年のクーデターでは、資賢・資時・雅賢いずれも処分されている（『玉葉』治承三年十一月十七・十八日条）。○葉室中納言俊賢八筆筆ノ役 〈延・長〉同。葉室家は「葉室の中納言」と称した勸修寺流顕隆を祖とするが、俊賢の名は確認できない。また〈尊卑〉〈補任〉でも同時代に俊賢の名は確認できない。永万元年時、葉室家で中納言だった人物として八条中

納言と称された顕長が挙げられるが（今井正之助・七二頁。〈尊卑〉2—九九頁）、未詳。○楊梅ノ三位顕親ハ笙笛ノ役〈延・長〉同。永万当時に顕親なる人物は確認できない。六条大路の北に楊桃小路があるが、これを冠した楊桃三位と称した人物も確認できない。先の俊賢もこの顕親も、誤伝の可能性もあるが、今井正之助も言うように、「遊び」の要素の入った創作（七二頁）とも見ることができ。そもそもこの御遊自体が確認できず、人名も架空のものだろう。○盛定・行家ハ打物ヲ仕キ〈延〉「盛定・行実、打物ヲ勤ラル」（巻二—五三ウ）、〈長〉「もり定、行さね、うち物の役をつとむ」（1—1—八二頁）。盛定は、巻十八「仙洞管絃」にも、後白河院御前の管絃において、「四位少納言盛定ハ、楼王ガ跡ヲ伝テ、蕭ヲ吹給ケリ」（3—1—1—二頁）とある（後掲）。〈尊卑〉によれば、季家の息、侍従正四位下で建久八年（一一九七）没、後に盛能に改名している（1—3—四—三頁）。また〈尊卑〉で、成親の女成子の傍記に「本盛能次室」とあるが（二—3—六—九頁）、同一人物であるか否かは不明。『吉記』承安四年（一一七四）九月十三日条には今様の「権現様」を歌ったことが見え、治承四年（一一八〇）十一月十九日条には五節に際して「今様右兵衛権佐盛定出之」とある（四評釈）八—1—三—三頁。後掲の『文机談』にもその名が見える。『筆葉師伝相承』や古記録、『神楽血脈』などから、筆葉・今様・神楽などをよくしたことが窺える（『平家物語大事典』三七八頁）。行家・〈延・長〉「行実」ともに未詳。先述の俊賢、顕親と同様に、架空の人名であろうか。「打物」は、「小鼓、大鼓、鉦鼓、羯鼓などの打楽器の総称」（日国大）。さて、本節を考察する上で注目されるのが、巻十八「仙洞管絃」における治承三年（一一七九）の管絃の場面であ

る。ここでは、文覚が仙洞に勧進に参じた際に、管絃が催されていたとする。「御前ノ管絃ノ座ニハ、妙音院太政大臣師長公琵琶役、此大臣ハ琵琶ノ上手ニテ、神慮ニモ相応シ、無双ノ勝事多カリケリ」（3—1—1—七頁）として、「師長祈雨奇瑞譚」が引かれ、続いて「按察使大納言資賢ハ笛ノ役也」として、「紅葉笛由来譚」が引かれる。このように逸話を挟みながら、「資賢孫源少将雅賢ハ笙笛ノ役也」（3—1—1—〇頁）、「四位少納言盛定ハ、楼王ガ跡ヲ伝テ、蕭ヲ吹給ケリ。閑院中將公隆ハ、時々和琴ヲ搔鳴シテ、風俗催馬楽ヲ歌ヒ澄セリ。右馬頭資時ハ、今様朗詠シテ銘「心腑」、凡面々重宝ノ楽器ヲ調ベテ、当時秀逸ノ人々モ心ヲ澄テ奏シケレバ、聖衆翻袂、天人雲ニノリ給ラント面白カリケレバ、上下感涙ヲ押テ、玉簾錦帳盡々タリ」（3—1—1—二頁）と、管絃の様子を描く。このように後白河法皇の御前で、師長、資賢、盛定らが楽器を奏するのは、本節で描く御遊の様子に重なるものである。そもそもこの治承三年の仙洞管絃自体にも虚構性が疑われるものの、「四条太政大臣」という師長の呼称が〈長〉では両記事にのみ用いられることや、ともに楽書に由来する知識が披瀝される点などに共通点が見い出される（今井正之助・五六—五七頁）。本節に描かれた御遊が虚構であったとしても、後白河院時代の華やかな音楽サロンの記憶が作り出したものである。『文机談』には「後白河院の御代、又いみじき明伶おほく、あめのしたにきこえさせ給ふ。君は御笛・御いまやう、よにすぐれさせをします。臣家にも源按察資賢卿、おなじき資時右馬頭、盛定の侍従。（中略）富家殿・法性寺殿、御箏に長せさせ給ふ。妙音院殿またこの御世にわたらせ給ふ」（『文机談全注釈』一九—二〇頁）とあり、ここにも師長、資賢、盛定の名が

見える。なお、〈延・長〉はこの後に、「カ、リシカバ、宮中澄涉リ、群集ノ諸人感涙ヲ催シキ」(〈延〉巻二一五三ウ)と続く。○調子盤渉調、万寿楽ノ秘曲ヲ奏セラレシニ、五六調ニ成テ宮中澄渡リ、諸人感涙ヲ流シニ「盤渉調」、〈延〉同、〈長〉「ばんしき調」。『邦訳日葡辞書』[Bankiqi: バンシキ(盤渉)ある音律](五〇頁)。「雅楽の唐楽の六調子の一つ。盤渉(洋楽のロにあたる)の音を主音にした調べ。冬の調子といわれる」(日国大)。『教訓抄』「先ヅ時ノ音ト云ハ、春ハ双調。(中略)冬ハ盤渉調 北方、水音、黒色。(中略)是ヲ五音ト云ナリ」、「六調子ト云ハ、先ノ五音ニ、太食調ヲクワヘタルナリ」(日本思想大系『古代中世藝術論』一五〇〜一五二頁)。「万寿楽」(〈延・長〉「万秋楽」。「万秋楽」が正しい。「雅楽の曲名。唐楽、盤渉調の大曲」(日国大)。「龍鳴抄」下「万秋楽(まんずらく)」(中略)これは四の大曲の外なれども、大曲にかなふるなり。是も大曲と云也」(群書一九一五三頁)。後掲『教訓抄』にもあるように、大曲に準ずる曲とされた。「五六調」(長)同を〈延〉「五六ノ帖」(巻二一五三ウ)とする。「帖」が正しい。「帖」は「雅楽で、大曲の中にある楽章の単位の一つ」(日国大)。「教訓抄」に「万秋楽 有甲(近代不用)之准大曲」新楽 序一帖、拍子二十八。破六帖、拍子各十八(四二頁)とあり、この破の五、六帖になったところで音が冴え、響き渡ったということであろう。『説経才学抄』「管絃具事」「笛ノ秘曲」(中略)此中ニ師子ヲ殊ニ秘ス。御願寺供養ニ師子ヲ舞時、此ヲ吹ク。勸賞ヲ此等ヲトラズ。秘スハ万秋楽ノ五六帖也云々(真福寺善本叢刊『説経才学抄』二二八頁)。万秋楽については、〈盛〉巻十五「万秋楽曲」に「抑万秋楽ト云曲ハ、本ハ都卒天上ノ楽也。是即弥勒ノ内院ノ秘密灌頂ノ陀羅

尼ナリ。釈迦如来切利ノ雲上ニシテ、弥勒ニ袈裟ヲ付属シ給シ時、彼天ノ万秋楽ト云木下ニテ、天衆菩薩此楽ヲ奏シテ、如来ヲ供養シ奉シカバ、万秋楽ト名タリ」(二一四一五〜四一六頁)以下、由来が語られ、『教訓抄』巻二「万秋楽」にも「当曲ハ実ノ仏世界ノ曲也。然者、舞人モ楽人モ、心ヲスマシテ、天上世界ノ曲ヲオモヒヤリテ舞ベシ。アラシキハ、コ、ロエヌ事ナリ」(四四頁)とする他、源俊房が万秋楽を聴いて都卒天に往生した説話を引くなど、都卒天や天上世界と結びついた宗教的なイメージがあったことが分かる(四二〜四八頁)。「体源抄」「万秋楽」も同様の説を引き(日本古典全集『體源鈔』一七一〜一八二頁)、また「万秋楽ハ第一ニ此曲ヲ吹人ハ永不レ可墮三惡道」(「此万秋楽ヲ知人ハ必都卒内院ニ生故秘ス」(四一五四二頁)などとす。『古事談』巻六一一八には、源博雅の言として「万秋楽を案するに、序より始めて六の帖に畢るまで落涙せざること無し。予誓はく、世々生々、在々所々、箏を以て万秋楽を弾く身と生まれむことを。凡そ調子の中には盤渉調殊に勝れり。楽の中には万秋楽殊勝なり」とあり、「博雅は此の調子並びに此の楽を愛するに依りて、都卒の外院に生まれたる」(新大系五三二頁)という。〈延〉はこの後の独自異文においても、「抑万秋楽ハ希代ノ秘曲、楽家ノ妙調ナル故ニ、神明モコ、ニ降臨シ、仏陀モ是ニ納受ス」(巻一一五六オ)とする。「宮中澄渡リ、諸人感涙ヲ流シニ」は〈延・長〉にないが、これは前項の〈延・長〉「カ、リシカバ、宮中澄涉リ、群集ノ諸人感涙ヲ催シキ」を、〈盛〉がこちらに移したことによる。○天井ニ琵琶ノ音シキ 〈延〉は、「天井ノ上ニ琵琶ノ音、風ニ聞ユ。絃々掩抑トシテ声々ノ思アリ。閑閑タル鶯語ハ花ノ下ニナメラカニ、幽咽タル泉

流ハ氷ノ下ニナヅメリ。嘈々タル大絃ハ村雨トゾ覺ヘシ。窈々タル小絃ハ秘語ニ似タリシカバ」（卷二—五三ウ）とその音の靈妙な様子を詳細に述べる。〈長〉は「天井のうへにびわの音ほのかにきこゆ」（一—八二頁）とする。○著座ノ公卿ハ怪ヲ成テ色変セシカドモ、君ハ少モ御騒ナシ。〈延・長〉も同じ。怪異に対して動揺を見せないというのは、称賛される王の態度であった。『今昔物語集』卷二十七第二では、源融左大臣の霊を見て、動じずに問いただした宇多法皇を、「其ノ時ノ人此ノ事ヲ聞テ、院ヲソ忝ク申ケル、『猶只人ニハ似サセ不給ザリケリ。此ノ大臣ノ霊ニ合テ、此様ニ瘥^{すく}ヤカニ異人ハ否^{えん}不答ジカシ』ト」（新大系五—九五頁）語ったという。○『何人ゾ』ト可尋申之由、勅定ヲ蒙シ間、成親畏テ左右ノ袖ヲ搔合、天井ニ仰向ツ、『何ナル人ニテ御坐スゾ。御名乗シ給へ。勅定也』ト申シ、ニ、『我ハ是撰津国住吉ノ辺ニ居住セル小拯ナリ。君子ノ御遊、群臣管絃ノ目出サニ望參レリ』ト答テ、其後ハ琵琶ノ音モセザリキ。成親が勅定を受けて天井に向かい名を尋ねたところ、「住吉辺りに住む小拯である」と答えたという。次項で明かされるように、住吉明神のことを指している。〈延・長〉も同様だがやや描写が異なる。〈延〉「成親、其時四位少将ニテ末座ニ祇候シタリシヲ被召」テ、『何ナル人ゾ』ト尋申ベキ由、被仰下「シカバ、成親畏テ天井ニ向テ、『君ハ何ナル人ニテ渡ラセ給ゾ』ト、院宣ノ趣ヲ申タリシカバ、『我ハ住吉ノ辺ニ候拯也』ト答テ、ヤガテ琵琶ノ音モセズ、答ル人モ失タリキ」（卷二—五三ウ—五四オ）。〈長〉「其日、四位少将にて末座にしこうしたりしをめされて、いかなる人にてわたらせ給ぞ。尋申べきよし、仰下されしかば、成親畏て、天井にむかひて、『君は、いかなる人にてわたらせたまふぞ』と、院

宣のおもむきを申たりしかば、『我は住吉の辺に候、小せうなり』とこたへて、やがてびわの音もせず。ことふる人もうせにけり」（一—八二頁）。住吉明神は、本来は海上守護の神であったことが知られるが、中世には軍神また歌神として描かれることが多い。〈盛〉に描かれる住吉明神については、辻本恭子などの分析があるが、軍神としては、卷四「山王垂迹」において、住吉明神と山王が將軍・副將軍となつて凶賊を討つたこと（一—二五二頁）、卷十七「謀叛不遂素懐」は紀伊国の土蜘蛛を誅したこと（三—五三頁）、歌神としては、卷七「和歌徳」で和歌の崇神としてその名が見える（一—四七〇頁）。その他では、本節に加えて、卷八「法皇三井灌頂」では後白河法皇の前に現れ天魔に打ち勝つことを語り、卷十八「仙洞管絃」では「紅葉笛由来譚」で登場し、さらに卷三十六「維盛住吉詣」では住吉明神の垂迹が語られ、卷四十三「住吉鎬」では住吉社より鎬矢が西方に放たれたことが神主より奏上される。さらに、〈延〉における住吉明神記事に着目すると、ほぼ〈盛〉と一致するが（卷十七の土蜘蛛誅伐、卷三十六の住吉明神垂迹記事はない）、一方で、卷三「成経鳥羽ニ付事」で、応保二年（一一六二）に院が鳥羽殿に御幸した際、住吉明神が顕現し、その後住吉明神の「御トガメ」によって院が出家したことを記す（次々々項「其ヨリシテ洲浜殿ヲバ住吉殿トハ申ケレ」項参照）。武久堅は、〈延〉におけるこれらの後白河院と住吉明神との関係に着目し、「住吉鎬矢の物語は奏上の事実を背景とする史実の物語内への組み込みであり、現実的には源平合戦における源氏方の戦勝を導き出すことに功を奏し」ていること、「住吉大明神の鳥羽洲浜殿への顕現物語は、鳥羽洲浜殿の存在という事実を背景とする物語内への組み込みで」

「後白河法皇には発病とその結果としての出家であったという事実と連結する仕組みになっている」ことを指摘し、この構造が「法皇灌頂」と住吉大明神の関係にも徹底していると、両者の関係を読み解いている(九〇頁)。「盛」もおおよそこの枠組みを継承しているが、応保二年の鳥羽殿御幸の記事を欠くなどするため、住吉明神は単純に後白河法皇を寿ぐ存在として描かれていると言えよう。また、「延・盛」とともに、本節では琵琶の音とともに住吉明神の顕現が告げられるが、巻八「法皇三井灌頂」でも、「法皇誰ゾヤト被聞食」程ニ、ヤガテ清涼殿ニ参テ笛ヲ吹鳴シテ、時ノ調子黄鐘調ニ音取スマシタリ。サルカトスレバ、又御厨子ノ上ナル千金ト云琵琶ヲ懐下シ奉テ、赤白桃李花ト申樂ヲ、三返計ゾ引タリケル(一五三二〜五三三頁)と、楽器の演奏とともに現れる。その他、巻十八「仙洞管絃」の「紅葉笛由来譚」でもそうであるように、音曲・管絃と深く関わる「管絃の神」としての住吉明神の姿も読み取ることができる(柳澤咲子・一三〇頁)。

あるいは、「盛」巻三「有子入水」で琵琶の上手有子が「撰津国住吉ノ湍ノ沖ニテ」(一六一一〜六一五頁)入水するのも、こういった住吉明神のイメージが関わるか。住吉明神が自身を「小拯」と名乗ることについては、「長」は「小せう」、「延」は「拯」とする。「拯」は〈名義抄〉では「スクフ」(仏下本五九)と訓む。「盛」底本はこれの異体字であるが、同じ字体が〈名義抄〉同頁で「拯」と並んであげられていて、「谷歟」スクフ タスク スム マツルと訓まれている。したがって「小拯」「拯」では意味が取れず、同音の「小掾」「小尉」であるとすれば官位を現すことになる。武久堅は、「拯」はこの場合「尉」に通じ、訓読は「おきな」(翁)である(八六頁)とする。『塵袋』巻

一「コノ井^ニ天女八人クダリテ水^ヲアミケルニ、セ^レウト、ウハ^トトアリ」(二九ウ)、『名語記』巻八「問 老翁 セウトナツク如何 答 セウ 叟歟 又官途ニカミ スケ セウ^{アリ} 官^ニヨリテ文字各別也 官途、窮老^ノ人任スケレハ セウノ義アル歟」(九五オ)、『邦訳日葡辞書』に「6. ジョウ(尉) Toxiyori. (年寄り) 老人」(三六七頁)のように、「尉」は老人とされる。「盛」の他の場面での住吉明神の登場の様子を見ると、巻八「法皇三井灌頂」では、「開発源大夫住吉」と名乗り(延)は「開発ノ源平大夫住吉」とする)、巻十八「仙洞管絃」では「白髮タル老翁」が「我ハ是住吉明神也」(三一〇八頁)と名乗る。また(延)巻三「成経鳥羽ニ付事」では、「齡ヒ八十有余ナル老翁、白髮ヲイタ^イテ」という姿で現れ「コレハ住吉ノ辺リニ候小允^{セツ}ニテ候ガ」と名乗る(巻三四六ウ)。このように住吉明神は老翁の姿で描かれており、ここでも「老人が自分をへりくだっている語」(日国大)の意味で「小尉」とするところを、「小拯」と記しているか。右の(延)「小允」も同様であろう。謡曲『高砂』では住吉の神が「去ながら此尉はあ^の津の国住吉の者」(新大系『謡曲百番』五頁)と名乗る。○住吉大明神ノ御影向ニヤト諸人身ノ毛豎シ程ニ、又池汀ニ赤牛鬼ノ青牛裸ヲカキテ、扇ヲ三本結立タリ (延) はほぼ同文で、「住吉大明神ノ御影嚮有ケルニヤ。諸人身ノ毛豎ケルホドニ、池ノ汀ニ、赤鬼、青裸ヲカキテ、扇ヲ三本結立タリ」(巻二一五四オ)とする。(長)は「住吉大明神の、御影向ありけるにや」(一一八三頁)とするのみ。「豎」は、〈名義抄〉に「イヨタツ」(法上一九〇)の訓がある。「いよだつ」は恐怖や寒さのため身の毛が立つ、の意(日国大)。(延全注釈)は未詳とした上で、「第二本・廿八「師長尾張国被流事」の、師長の琵琶

に感じて水底の青黒い鬼神が出現した記事に結びつけられ、鬼神をも感じさせる音楽という意味となろうか（二四二頁）とする。この〈延〉の師長の逸話は、〈盛〉巻十二「師長熱田社琵琶」にもあるため、〈盛〉より引くと、師長が宮道山にて琵琶を演奏したところ「水ノ底ヨリ青黒色ノ鬼神出現シテ、膝柏子ヲ打テ、和ニ巖キ音ヲ以テ、御琵琶ニ付テ唱歌セリ」（二四八頁）というものである。本節でも、鬼が音楽に感じて出現したのは確かであろうが、この「池汀」とは、住吉の景観を模した洲浜殿（次々項参照）の池であり、この場所の地主の神あるいは住吉明神の從神みとものかみといった捉え方も可能であろう。類似する例として、『日吉山王利生記』第一には、比叡山開闢説話を語る中で、「其後百余年をへて、桓武天皇御宇延暦四年に、伝教大師御年十九にて、始て叡山によぢのぼり給しに、倒たる枯木を見守る青鬼あり。大師問給はく、『汝何者ぞ』。鬼答申云、『未来に聖人来て仏像を彫刻すべし、其祚木のために不可踏守と、地主権現の仰によりて、此木の二葉より守護之』云々」（統群書 二一—一六五頁）とあり、比叡山にて地主権現の命によって造仏のための木を守り続けたこの青鬼は、比叡山に住み着き、かつ地主神に使役する鬼神であると言える。「襦」は、下着、ふんどしのことであろうが、読みは不明。〈延〉に鬼界島の様子で「男ト覚シキ者ハ、木ノ皮ヲハギテハネカツラト云物ヲシ、襦ニカキ腰ニ巻タレバ」（巻一七四ウ）とあり、〈長〉は傍線部分を「たふさぎにかき」（一—二二二頁）とする。しかし、「襦」を「たふさぎ」と読むのかは不明。〈成〉「襦ヲ」〈近〉「ほうを」、〈蓬〉「もすそを」、〈早（黒）〉「襦」とする。〈成〉の左訓「タンナ」は、『邦訳日葡辞書』に「Tanna. タンナ（たんな） または、Tazuna（手綱）とも言い、むしろその方

がまざる」（六一〇頁）とあるように馬の「たづな」のこと。ここでは、『角川古語大辞典』「手綱」に「ふんどし。下帯。相撲のとき、これを締めて立ち向うのを「たつな二筋多りあはせ（曾我・一）」のようにいうことが多い」とあるように、ふんどしの意味。黒本本『節用集』に、「檀タン鼻シナ禪シナ（又作浴衣）」（夕衣服・三九オ）とある。〈近〉「ほう」は音読、〈蓬〉「もすそ」は〈名義抄〉「襦」に「コロモ ヒロキソデ」（法中一四八）とあるような字義から解釈したものか。「扇ヲ三本結立タリ」は、三本の扇の要を結んで立て、慶祝の意を表したか。○マコトニ御遊ノ娯楽ニ目出給ヒ、明神ノカケラセ給ケルニコソトテ〈延〉「御遊ノ楽ニメデ給テ、住吉ノ大明神ノカケラセ給ケルニコソ」（巻一—五四オ）。〈長〉はこれに該当する表現なし。〈延・盛〉に共通の「カケラセ」は「翔ける」の未然形に尊敬の「す」が付いた形か。「翔ける」は「速く走る」「急いで通る」だが、ここでは住吉明神が住吉から鳥羽まで急ぎ出向き姿を現したことを言うか。○其ヨリシテ洲浜殿ヲバ住吉殿トハ申ケレ〈延〉「其ヨリシテゾ、スハマ殿ヲバ住吉殿トモ申ケル」（巻一—五四オ）。〈長〉なし。住吉明神が顕現したことで、それより洲浜殿を住吉殿と呼ぶことになったという。つまり、鳥羽殿で御遊し、住吉明神が顕現したのは、「洲浜殿」という場所であったことがわかる。この洲浜殿については、〈延〉巻三「成経鳥羽ニ付事」にも説明がある（〈長〉もほぼ同内容）。藤原成経が鬼界島から帰京の際、鳥羽に到着した場面である。それによると、成経が鳥羽の別荘に住吉の景観を写し、洲浜殿と名付けたという。「新大納言ノ宿所ハ、都ノ内ニモ限ラズ、片田舎ニモ余タ有ケル中ニ、鳥羽ノ田中ノ山庄、眺望余ニスグレテ林形水色興ヲ増シ、哀ヲ催ス所也ケレバ、

大納言秘蔵シテ洲浜殿ト名ケテ、住吉ノ住ノ江ヲ写シテ被造タリ」(卷三―四六オ)。続けて、応保二年(一一六二)に、後白河院の御幸があり、そこで住吉明神が顕現したという。「去ル応保二年十一月廿一日事始有テ、同三年ニ造畢アテ廿一日ト申シニ、法皇ノ御幸ナル。大納言面目無極」シト思ワレケレバ、サマハノモテナシマヒラセテ、(中略)夜深人定テ後、一ノ不思議アリ。法皇南庭ヲ御覽ジイダシテ渡ラセ給ケルニ、御榎ノ端ニ齡ヒ八十有余ナル老翁白髮ヲイタゞイテ、立烏帽子シリヒキニキナシテ、スソハ齒ノ袴ニ下緒ヲ、上ハ絹文又狩衣ノ以ノ外ニス、ケタルタヲヤカニキテ、跪テ爪笏^{ツツケ}トリテ畏テ居タリ」(四六オ―四六ウ)。この老翁(住吉明神)は院に対して次のように訴える。「コレハ住吉ノ辺リニ候小允ニテ候ガ、君ニ訴申ベキ事候テ、恐ヲカヘリミズ推参仕リテ候ナリ。我年比秘蔵シテ朝夕愛シ候住吉ニ、住江ト申ストコロヲ、此亭ニ被移候シ間、住ノ江無トニアサマニ成テ、無ガシロニナリハテ候ナムト存ジ候テ、其ノ子細ヲ歎キ申候ワムトテ、ヨヒヨリ参テ候ツレドモ、見参ニ入ル、人モ候ハヌアヒダ、夜将ニ欲曙^ト候ホドニ、直奏仕リ候事ハ恐入テ候。所詮此ノ由ヲ能々仰含メラルベクヤ候ラム。カヤウニ申入候ワシ、若御用キ候ワズハ、常ニ参リカヨヒ候ワムズレバ、其上ハ御ハカラヒ」(四六ウ―四七オ)。自分が愛する住吉の景観をここに移されたので、住吉は水も減り軽んじられてしまうようになった(無トニアサマニ成テ、無ガシロニナリハテ)、その嘆きを伝えようと参ったが、奏上できる者がいないので直接申し上げたという。しかし院はこのことを忘れてしまい、その後も御幸を続けたので、住吉明神の罰を受け病となり、出家したという。「上皇トキハノ御幸ナラセ給テ、サマハノ御遊宴有ケレバ、住吉ノ

靈弊ナルニヤ、次年ノ夏ノ比ヲヒ、住吉大明神ノ御トガメトテ、上皇常ニ御ナヤミ渡ラセ御坐シケレバ、御存命ノタメニ御出家アリケリトゾ聞ヘシ」(四七オ―四七ウ)。さらに成親もその祟りによりこの度の配流となったとする。「サレバ、成親卿モ彼ノ明神ノ御タ、リニテ、無幾程シテ備前国ノ配所ヘ下ラレケル」(四七ウ)。そしてこの洲浜殿はその後荒廃したという。「其ノ後ハ彼ノ所モアレハテ、今ハ野干ノ樓トゾミヘシ」(四七ウ)。この逸話が設定される応保二年(一一六二)の前年、永暦二年九月には、憲仁立太子の陰謀により、二条天皇によって後白河院政は停止、成親は解官されており、この状況は二条天皇の崩御(永万元年(一一六五)七月)まで続いた。したがって、応保二年は、後白河院も成親も失意・不遇の時代であり、山庄での御遊という逸話は虚構の可能性が極めて高いと言えよう。さて、この出来事があった応保二年は、本節で成親が回顧する永万元年(一一六五)の御遊の三年前である。つまり、〈延〉の内容に沿って時系列で見れば、応保二年に洲浜殿に住吉明神が顕現して恨みを述べる出来事があり、それを忘れて院が御遊を続ける中、永万元年の御遊で再び住吉明神が顕現して音楽を愛で、その後嘉応元年(一一六九)に院は病により出家したことになる。二度目の顕現では、住吉明神は法皇や成親に対して一切の恨みも述べておらず、一連の物語として読むと矛盾がある。洲浜殿の由来についても、〈延〉「成経鳥羽ニ付事」では、成親が自身の山庄に洲浜殿と名付けて住吉の景観を写したとあるので、それより住吉殿と呼ぶようになったとする。おそらくこの二つの顕現説話は、個別に形成されたものであろう。すなわち、「鳥羽に

ある洲浜殿に御遊の際、住吉明神が顕現した」という伝承があり、これが住吉明神が恨みを述べる説話と、音楽を愛でる説話とに展開し、さらに住吉殿の名称由来も形成されたのだろう。〈延〉はそれぞれを別の箇所引き、〈盛〉は〈延〉のような本文から前者を削除したのではないか。さて、〈延〉はこの後、独自異文として、「師長祈雨奇瑞譚」と「紅葉笛由来譚」の二つの奇瑞譚を語る。先に「盛定・行家ハ打物ヲ仕キ」項で触れたように、〈盛〉はこの二つの説話を卷十八「仙洞管絃」で記述する。○係シ時モ、多ノ人ノ中ニ成親コソ宣旨ノ御使ヲ勤テ、奉向靈神テ問答ヲバ申テ侍シカ 成親が勅命を受けて明神と相対し問答したことを矜恃をもって語る。〈延・長〉ともほぼ同文。

〈延〉「カ、リシ時モ、人コソ多カリシカドモ、成親コソ召ヌカレテ君ノ御使ヲバシタリシカ」（卷二一五五ウ）。なお、〈延〉はこの後に独自異文として、管絃の徳について、また、盤渉調について、さらに万秋楽の由来について述べる。〈延〉は、先に触れた二つの奇瑞譚に加えて、これらの記述を全て成親の語りとする。〈長・盛〉は冗長さを避け、往事を回顧する記述のみを残したのだろう。○非朝敵今赴配所事、先世ノ宿報トハ思ヘ共、憂カリケル身ノ果カナ」トテ、音モ惜

【引用参考文献】

*磯水絵「師長尾張國被流給事について」（水原一編『延慶本平家物語考証二』新典社一九九三・6。『説話と音楽伝承』和泉書院二〇〇〇・12再録。引用は後者による）

*猪瀬千尋『中世王権の音楽と儀礼』第二部第五章「琵琶秘曲伝授儀礼の形成をめぐる」（笠間書院二〇一八・2）

*今井正之助「後白河院・建春門院と『長恨歌』——「治承三年」の仙洞管絃をめぐる——」（水原一編『延慶本平家物語考証二』新典社一九九三・6）

*小林美和「後白河院説話の周辺——延慶本平家物語における——」（伝承文学研究三五号、一九八八・5。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3

ズ泣給フ 前述の通り、神への宣旨の使いを任せられた程の自身が、今、朝敵でもないのに配所へ赴かねばならないことを憂う成親の述べた。〈延〉『サテモ今朝敵ニ非ズシテ配所へ向フコソ悲ケレ。住吉ノ大明神助サセ給ヘ』トテ、声モ惜マズ泣給ヘバ、経遠ヲ始トシテ、多ノ武士共、鎧ノ袖ヲゾヌラシケル」（卷二一五六オ）、〈長〉『今、朝てきにもあらずして、はい所へおもむくこそかなしけれ』とて、声もおしまずなきたまへば、つねとを、はじめとして、おほくの武士ども、よろひの袖をぞぬらしける」（1—183頁）。いずれも警護の武士の代表として経遠の名を挙げる。また〈延〉のみ、「住吉ノ大明神助サセ給ヘ」と救済を求めている。○盛者必衰ノ理、実也トゾ哀ナル（盛）の独自異文。美濃部重克は、「（盛）の作者は」総計一〇箇所その悲劇的な出来事を盛者必衰の理の具現であると説明する。彼は成親一門の身の上を語る箇所二度それに平家一門の運命を語る箇所七度、この文句を使っている。盛者必衰の認識を觀念のエーテルとして、物語全体に透명한仕方で侵透させることから一歩進めて、それを平家と成親一門の悲劇の上に集束的に顯示しようとしているのである」（一八六頁）とする。

再録。引用は後者による)

* 榊素純『日本仏教史(能史研究)』(風間書房一九八〇・2)

* 武久堅「平家物語、その変身(生成平家物語試論)——後白河院「伝記」と「住吉大明神」を中心に——(軍記と語り物三一、一九九五・3。『平家物語発生考』おうふう一九九九・5再録。引用は後者による)

* 辻本恭子『源平盛衰記』の住吉明神—赤山明神造型に与えた影響について—(『軍記物語の窓 第四集』和泉書院、二〇一二・12)

* 美川圭「鳥羽殿の成立」(上横手雅敬編『中世公武権力の構造と展開』吉川弘文館二〇〇一・8。『院政期の都市京都と政治』吉川弘文館二〇二四・8再録。引用は後者による)

* 美濃部重克「源平盛衰記」の解釈原理(一)(『伝承文学研究』二九号、一九八三・8。『中世伝承文学の諸相』和泉書院一九八八・8再録。引用は後者による)

* 柳澤咲子『平家物語』住吉明神関係記事についての考察—長門本を中心に—(『国文目白』四〇号、二〇〇一・2)

大納言ノ世ニオハセシ昔、熊野詣、天王寺詣ナドニハ、二瓦ノ三棟ニ造タル舟ニ、次ノ船三十艘漕列ケテコソ下シニ、今ハケシカル昇居屋形ノ舟ノ浅猿カリケルニ、大幕引廻シテ、見モ馴ヌ³武士ニ乗具シテ、イヅクヲ指テ行トモ⁴知ス下給ケン心ノ中、サコソ悲ク。覚シケント押計ラレテ⁷無慙ナリ。淀ノ⁸泊ノ黎明ニ、白雲係八幡山¹⁰木津殿、鶴殿、¹¹渚院、江口、神崎漕過テ、¹²今夜大物が浦ニ¹³著給フ。

【校異】 1 〈近〉「ニ」なし。 2 〈静〉「舟」。 3 〈近〉「ものゝふに」。 4 〈蓬〉「武士に」。 5 〈静〉「武士に」。 6 〈成〉「中コソ」とし、「中」の後に補入符あり。右に「サ」を傍記。 6 〈蓬〉「覚しけめと」。 7 〈成〉「無慙ナレ」。 8 〈近〉「むさんなり」。 9 〈蓬〉「無慙也」。 10 〈静〉「無慙也」。 8 〈近〉「とまりの」。 9 〈蓬〉「宿の」。 9 〈成〉「黎明ニ」。 10 〈近〉「あさあけに」。 11 〈蓬〉「明ほのに」。 12 〈静〉「あけほのに」。 10 〈近〉「こつとの」。 11 〈蓬・静〉「木津殿」。 11 〈蓬〉「渚院」。 12 〈近〉「こんや」。 13 〈蓬・静〉「今夕は」。 13 〈蓬〉「付給ふ」。 14 〈静〉「付給ふ」。

【注解】 ○大納言ノ世ニオハセシ昔、熊野詣、天王寺詣ナドニハ 〈延・長・屋・覚・中〉同。「世ニオハセシ昔」は、権勢を誇っていた昔。〈闘〉 後白河院の熊野御幸は、三十三、四度にも及んだと言われている。『梁野と云ひ天王寺と云ひ、君の御参詣之時、(又言ひけるは、『熊野と云ひ天王寺と云ひ、君の御参詣之時、(後略)』「下—一九ウ」) 塵秘抄口伝集』に「仁安四年正月九日より精進を始めて、同十四日進と、成親の台詞として語られている。ここでは〈闘〉が言うように、 略)側くに成親 親信 業房 能盛、前の方に康頼 親盛 資行、

寝合ひたり」（新大系一七三頁）と法皇側近の者達と共に記されるように、成親も度々供奉しただろう。また、天王寺御幸については、『転法輪抄』「安元二年（一一七六）九月天王寺御逆修旨」によれば、後白河院と四天王寺との関わりは、四天王寺を信仰していた愛孫六条院の死去（安元二年七月十七日）がきっかけで、「安元二年以降、後白河院は四天王寺へと足繁く通うようにな」ったという（渡辺匡一・六七頁）。弁曉説草『後白河院（嵯峨）御堂八万部御経供養』「ヒト、セノ天王寺ノ百日之御参籠千部御転読、（中略）朝夕祇候之公卿侍臣、暫クコソ励事候、每人後ザマハ皆窮屈御前ニ役勤人モ少無成候ケレバ、秋夜ノ耽々終夜御手挑燈ニ香ヒネリ御、片時眠御サズ毎夜誦シ明シ御シ」（『称名寺聖教尊勝院弁曉説草翻刻と解題』勉誠出版、一一二頁）などに、成親の供奉は不明ながらその様子が窺える。○二瓦ノ三棟ニ造タル舟ニ、次ノ船ニ三十艘漕列ケテコソ下シニ（延・長・屋・覚・中）同。〈鬪〉「二葦葺三」棟作り船居御簾曳物ノ内ニ次ノ船ノ漕並ニ三十艘計参（二つ葦葺き、三つ棟作り）の船に御簾曳き、物の内に居たまひて、次の船には三十艘計り漕ぎ並べてこそ参りに、一下一二九ウ）。「漕列ケテ」は、〈近・蓬・静〉いずれも「こきつづけ」と読む。〈名義抄〉「列」に「ツ、ケタリ」の訓を示す（法下一三三）。「二瓦ノ三棟」は船の形態。「二瓦」は『兵範記』保元二年（一一五七）正月十二日「寺家艦御船（本二瓦）前駟以下船同相儲」、「玉葉」治承四年（一一八〇）六月十三日「到草津乗船（二尾、邦綱卿船也。水手八人）」（国書刊行会本。凶書叢刊「九条家本」）は傍線部を「二舟」とする）、〈延〉「二ガワラノ船一艘ソ下リケル」（巻五—三オ）などに見える。石井謙治は、「二瓦の船とは、当時の大型

艀船（川船）の典型で、刳船で造られた胴部材つまり船瓦（瓦胴）二つを縦に接合し、その前後に舳瓦と艫瓦とを結合して合計四材の刳船部材をもって構成する長大な複材刳船であったこと、そして通常の艀船が三材構成の複材刳船で、胴の船瓦が一枚であったのに対し、それが二材あるところから二瓦の呼称が生じ、当時は、これとただちに大型の艀船の意味に通じていた」とし、また『紫式部日記絵巻』に出てくる船屋形は、屋形中央の一間の屋根の左右に唐破風つきの軒があつて、三つの棟ができてゐる。これを三棟造りと呼んだという確証はないが、そう呼ぶにふさわしい屋根の形式であることは確かである。また、『扶桑略記』に出てくる白河上皇の高野山参詣のさいの紀伊川での御座船は、一間の横屋形と三間の長屋形とできていたといふところから、こうしたものが三棟造りであったかもしれない。となると、三棟造りというのは、貴族用の豪華な船屋形に限られていたと解しても見当違いではないようである」とする（一四八—一四七頁）。
 妥当な見解であろう。かつて熊野詣や天王寺詣で淀川を下った際には、二瓦三棟の大きな船を先頭に、二三十もの船がそれに続いたと回顧するのである。したがって、〈鬪〉が「二葦葺」とするのは誤解であろう。
 ○今ハケシカル舁居屋形ノ舟ノ浅猿カリケルニ、大幕引廻シテ、見モ馴又武士ニ乗具シテ、イツクヲ指テ行トモ知ズ下給ケン心中、サコソ悲ク覚シケント押計ラレテ無慙ナリ 大きな船で院に供奉した「世ニオハセシ昔」と粗末な船で見知らぬ武士に護送される「今」が対比される。〈鬪・延・長・屋・覚・中〉もほぼ同じ。「サコソ悲ク覚シケント押計ラレテ無慙ナリ」を、〈鬪・延・長・屋〉は、「サコソハ悲カリケメ」（〈延〉巻二—五六ウ）、〈覚・中〉「おしはかられて哀也」（〈覚〉

上―一〇四頁)とする。「ケシカル」は通常とは異なりよくない様
 ここでは「賤しい」といった意。「昇居屋形」は、『日国大』「昇居屋
 形船」に「簡素な造りの屋形を仮設した船で、平安・鎌倉時代に用い
 られた粗末な屋形船」として、『山槐記』治承三年(一一七九)十一
 月二十二日条「去夜前関白出古河宅、自淀河下向、令乘昇居屋
 形船給」を引くが、『枕草子』一―四段「淀のわたりといふものをせ
 しかば、舟に車をかきすゑて」(旧大系一七〇頁)といった例もある
 ように、「屋形のかわりに車や輿を取り付けただけの粗末な舟をいうか。
 「大幕引廻シテ」は、その周りに簡易に幕を引き廻らしたということ
 であろうが、あるいは、罪人を隠すためのものか。○淀ノ泊ノ黎明
 二、白雲係八幡山、木津殿、鵜殿、渚院、江口、神崎漕過テ 鳥羽か
 ら大物に至る行程を記す。〈鬪・延・屋・竟〉なし。山中美佳のいう〈盛
 の歌枕列挙表現のうち「列挙型」箇所の一つである(五七頁)。〈長
 は、「よどのわたり、草津、くずはの渡、きんや、かた野山、心ぼそ
 くぞましくける。さるほどに、はしら松といふ所につき給」(一―
 一八三頁)と、淀の渡、草津、樟葉の渡、禁野、交野、柱松(柱本か)
 と挙げて、ここで長文の「柱松因縁事」そして「花秋大納言事」を挟
 む。その後「成親、住吉、天王寺まうでどものありし時、かやうの所々
 を過しにも、なにとも思よらざりしか、我身に歎のある時ぞ、昔の思
 もしられける」(一―一八六頁)と、前々々項の「くまの、天王寺ま
 うでなどには」と類似した表現を繰り返して、その後「所々を過行ば、
 つち仏といふ所につき給」と、土仏に着いたところで長文の「土仏因
 縁事」を挟む。その後、「是といひ、かれといひ、思よせて、我方に
 かなしみのある時は、昔の歎もしられける。かやうに思ひつゞけて、

入江々々、洲崎々々を行程に、大納言、『こ、はいづくといふぞ』と
 とはれければ、『津の国ながら』と申ければ」(一―一八七頁)以下和
 歌を詠む流れとなっており、大物に至るまで独自説話を多く挟んだか
 なり特異な本文となっている。また、〈中〉は「よどの入江をこぎす
 ぎて、こづどの、うどの、はしらもと、きんや、かたの、なぎさのゐ
 ん、入江くをこぎすぎて」(上―一〇四頁)とあり、淀の入江、木
 津殿(こづどの)、鵜殿、柱本、禁野、交野、渚院と、〈盛〉に近い地
 名が列挙されている。以下、〈盛〉の行程を順に追う。淀は、鳥羽か
 ら桂川を下ってゆき、宇治川、木津川と合流する地点。「淀ノ泊」は〈盛
 卷三「同人(実定)成大将」において嚴島詣でからの帰路の描写とし
 て、「明石、高砂、須磨ノ浦、雀ノ松原、小屋ノ松、淀ノ泊ノコモ枕、
 漕コシ船ノ習ニテ、鳥羽ノ渚ニ舟ヲツク」(一―一五七―一五八頁)
 として見える(本全釈九一―六四―六六頁同項注解参照)。これも〈盛
 独自の描写である。その後、左岸に石清水八幡宮を祀る八幡山(男山)
 を見て山城を離れ、摂津・河内に入る。『平家物語』の一門都落ちの
 場面では、〈盛〉卷三十二「落行人々歌」「淀ノ大渡ニテハ、『南無八
 幡三所大菩薩、再都へ返し入給へ』ト各伏拝給へドモ、神慮誠ニシリ
 難シ」(4―四五四頁)と語られ、幸若舞曲『文覚』にも『文覚が此
 度の遠流の罪を宥めつゝ、今一度都へ返し給へ』と祈誓して、南を遙
 かに眺むれば、八幡山にたつ霧の、石清水にやかゝるらん」(新大系『舞
 の本』一九六頁)とあるように、都から西国に下る者にとって、都へ
 の別れを告げ、帰京を祈る場所でもあった。本節の成親も同様の立場
 で白雲がかかる八幡山を拝んでいるのだろう。その後すぐに左岸に見
 えるのが「木津殿」である。「木津殿」は、現枚方市楠葉にあった久

修園院のこと。「久修園院 木津寺とも釈迦堂とも、古くは「くずおんいん」ともよばれた。（中略）真言律宗、山号天王山、本尊釈迦如来。行基建立の五畿内四十九院の一つ」（平凡社地名・大阪府Ⅱ）八二七頁）。右掲の通り〈中〉に「こづどの」、〈近〉にも「こづどの」とあるように、「こづどの」と讀んだのだろう。『明月記』建仁元年（一一〇一）の熊野御幸では、十月五日条で、石清水八幡宮を拜した後舟に乗り、「出木津殿方、人々昼ヤシナヒ」と木津殿に寄っている。主要な泊となっていたのだろう。そこから少し下ると右岸、現在の高槻市に位置するのが「鶴殿（鶴殿）」である。謡曲〈江口〉にも「都をば まだ夜深きに旅立ちて まだ夜深きに旅立ちて 淀の川舟行く末は 鶴殿の蘆のほの見えし 松の煙の波寄する 江口の里に着きにけり」（新潮集成『謡曲集』上―一九三頁）とあるように、鶴殿は昔で知られた。〈延〉巻五「文覚が道念之由緒事」「希代勝事ナリケレバ、江口、神崎、桂本、向、住吉、天王寺、明石、福原、室、高砂、淀や、河尻、難波方、金屋、片野、石清水、ウドノ、山崎、鳥羽ノ里、各ノ歩ヲ運ツ、」（三才）。幸若舞曲『敦盛』「八幡の山を下向して、惟喬の親王の御狩せし、交野の原を通り、禁野の雉子は子を思ふ。鶴と野に茂き籬垣の、宿を過れば糸田の原」（新大系『舞の本』二三八―二九頁）。その対岸辺り、現在の枚方市に当時交野と呼ばれた地が広がる。『伊勢物語』八十二段「むかし、惟喬の親王と申す親王おはしましけり。（中略）いま狩する交野の渚の家、その院の桜ごとにおもしろし。（中略）世の中にたえて桜のなかりせば春の心はのどけからまし」（旧大系一五八―一五九頁）で有名な惟喬親王の別荘である渚院があったことと知られる。〈蓬〉「渚淀」は「渚院」の誤り。『土佐日記』では京

に上るのに、「九日。（中略）かくてふねひきのぼるに、なぎさの院といふところをみつゝゆく。その院、むかしをおもひやりてみれば、おもしろかりけるところなり。（中略）こよひ、うどのといふところにとまる。（中略）十一日。（中略）かくてさしのぼるに、ひんがしのかたに、やまのよこほれるをみて、ひとにとへば、『やはたのみや。』といふ。これをきゝてよろこびて、ひとへをがみたてまつる」（旧大系五四―五六頁）と、渚院、鶴殿、八幡宮の順に記されている。後鳥羽院も渚院に御幸し、狩りを行っている。『明月記』元久二年（一一〇五）四月二十七日「今日御幸渚院、明後日還御云々」、四月三十日「渚院依雨無御狩云々」。さらに下っていくと江口で三國川が分岐し、三國川の河口付近が神崎となる。江口、神崎ともに淀川と瀬戸内海を結ぶ交通の要所として栄えた。前掲〈延〉巻五「文覚が道念之由緒事」にも「江口、神崎」が見える。『明月記』建仁三年（一一〇三）七月十日、有馬温泉からの帰路に、「遅明、参社頭、即赴路〈輿〉、遙過山野、未一点、着神崎宿所、暫休息之後、申一点許、出此所乘船、入夜着江口、下船一寝〈遊女三位宅云々、其身参天王寺〉」と、神崎、江口に立ち寄っている。また建仁三年（一一〇三）八月二十三日条にも「巳時許参上、午終許出御、江口遊女着座、神崎未参」と見られるように、江口、神崎ともに遊女が活動したことで有名（滝川政次郎）。『梁塵秘抄口伝集』にも「東山の法住寺に五月の花の頃、花参らすとて、江口 神崎の君、青墓 墨俣の者集ひてありしに」（新大系二六一頁）などであるように、遊女たちは貴族社会に接触する機会が多く、貴族に召し使われたりもした（辻浩和・九八―一〇〇頁）。○今夜大物ガ浦ニ著給フ 治承元年（一一七七）六月二日の夜、成親は大物浦に到着した。〈闕延〉

同。〈長〉「暮にければ、西河尻の内、大もつにぞつき給」（一—一八七頁）、〈屋・覚・中〉「其日は摂津国大物の浦に着給ふ」（覚）上—一〇四頁）。大物は神崎川の河口、前項神崎のすぐ近くに位置し、港として発展した。『玉葉』治承四年（一一八〇）六月二日、福原遷都のため京を立った一行は大物に泊まっている。「行幸於入道相国福

原別業。（中略）今夜就大物、明晝御福原」。また同十四日には、兼美が福原に向かう際に船から輿に乗り換えている。「未一点乗船。女房等不従、到于大物、駕輿」。〈盛〉では卷四十六「義経・行家は大物が浜ヨリ船ニ乗テ九国ニ下」（六一—三八八頁）など頻出する。

【引用参考文献】

* 石井謙治『図説和船史話』（至誠堂一九八三・7）

* 滝川政次郎『江口・神崎』増補版（至文堂一九七六・10）

* 辻浩和「後白河と〈都市民〉」（古代文化六〇巻三号、二〇〇八・12。『中世の〈遊女〉—生業と身分』京都大学学術出版会二〇一七・3に再録。引用は後者による）

* 山中美佳「『源平盛衰記』の列举表現—名所・歌枕巡りを中心として—」（日本文藝研究四八一—二五号、一九九六・9）

* 渡辺匡一「後白河院と四天王寺—金沢文庫蔵唱導資料「弁曉草」から—」（仏教文学二十五号、二〇一六・3）

1 大納言ハ死罪ヲ有ラレテ流罪ニ定リヌト聞エケレバ、2 相見事ハ堅カリケレ共、「是ハ3 小松内府ノヨクく入道^{四七}ニ申給タルニコソ。『国
4 有諫臣^{其のこゝか}其国^{いへん}必安^{ふいあん}、家^{いへ}有諫^{いへん}子^す其家^{そのいへ}必直^{ふち}』トイヘリ。6 誠ナルカナ此^{こゝ}言^{こと}」トゾ、人々悦給ケル。此大納言ノ中納言ニテ^八御座シ時、^九尾
張国守ニテ、¹⁰去嘉応元年冬ノ比、目代¹²ニテ衛門尉政友ヲ当国へ被^レ下ケルガ、美濃国¹³杭瀬河ニテ宿ヲ取。山門領¹⁴平野庄ノ¹⁵神人、¹⁶南ヲ売
テ¹⁷出来レリ。政友是ヲ¹⁸買ントテ、直¹⁹ノ高下ヲ論ジテ¹⁹様々ニナブル程ニ、南ニ墨ヲゾ付タリケル。懸²⁰ケレバ²⁰神人等²¹憤²¹起テ、山門ニ²²攀登
テ²³致訴詔問、衆徒及²⁴奏聞。聖断遅々ニ依テ、²⁴同年十二月廿四日ニ、大衆等日吉ノ神輿ヲ頂戴シテ下洛ス。武士ニ仰テ被^レ防シカ共、神輿ヲ
建²⁵礼門ノ前²⁵奉²⁵振居、²⁶国司成親卿ヲ²⁶流罪^{四八}ナリ、目代政友ヲ可^レ被^レ禁獄之由、訴申ケレバ、成親卿ハ備中国へ流罪、政友ヲバ禁獄之由、
²⁸被^レ仰下。即²⁹西ノ朱雀マデ³⁰被^レ出タリシカ共、同廿八日ニ³¹被^レ召返、同³²卅日本位ニ³³復シ³⁴中納言ニ³⁵成返テ、嘉応二年正月五日、³⁶右衛門
督ヲ兼ジテ、³⁷檢非違使ノ別当ニ成給フ。其後³⁸日出クトキメキ³⁸采給テ、³⁸去承安二年七月廿一日³⁹ニ⁴⁰從二位シ給シ時モ、資賢・兼雅ヲ⁴¹越給キ。「資
賢ハ⁴¹古人ノ宿老ニテ⁴²御座キ。兼雅ハ⁴³清花英才ノ人ニヤ。越⁴⁴ラレ給モ不便也」トゾ人々申ケル。是ハ⁴⁵三条殿造進ノ賞トゾ聞エシ。⁴⁴御徒移ノ日也。
同三年四月十三日ニ⁴⁵正二位シ給ケルニハ、⁴⁶中御門中納言宗家卿越^{四九}ラレ給ケリ。去々年⁴⁸安元元年十一月廿八日ニ、⁴⁹第一ノ中納言左衛
門督、⁵⁰檢非違使ノ別当權大納言ニ⁵¹成上給フ。

【校異】 1 〈成〉改行なし。 2 〈成〉「相見」、〈近〉「あひ見る」、〈蓬・静〉「あひみん」。 3 〈近〉「こまつの大ふの」。 4 〈成〉「有」諫臣其国必安、〈近〉「いさむるしんあつてその国かならずやく」、〈蓬〉「有」諫臣其国必安、〈静〉「有」諫臣其国必安。 5 〈成〉「有」諫子」、〈近〉「いさむる子あつて」、〈蓬〉「有」諫子」、〈静〉「有」諫子」。 6 〈静〉「まことになる哉」。 7 〈近〉「ことはとそ」、〈蓬〉「言とそ」、〈静〉「言とそ」。 8 〈近〉「おはしましし」、〈蓬〉「御座」、〈静〉「御座」。 9 〈成〉「尾張国ノ守」、〈近〉「おはりのこくしゆにて」、〈蓬〉「尾張国の守にて」、〈静〉「尾張国の守にて」。 10 〈近〉「さんぬる」、〈蓬〉「去」、〈静〉「去」。 11 〈近〉「かおうくはんねんの」。 12 〈近〉「ニテ」なし。 13 〈近〉「くみせ川にて」、〈蓬〉「机瀬河にて」、〈静〉「机瀬河にて」。 14 〈近〉「ひらの、しやうの」、〈蓬〉「平野庄の」、〈静〉「平野庄の」。 15 〈近〉「しんにん」、〈蓬・静〉「神人」。 16 〈近〉「藪を」。 17 〈成〉「出出レリ」とし、二字目の「出」の右に「来」を傍記。行替わりによる。 18 〈蓬〉「買」とて。 19 〈近〉「やうく」に、〈蓬・静〉「さまく」に。 20 〈近〉「しんにんら」、〈蓬〉「神人等」。 21 〈近〉「いきとをりおこつて」、〈蓬〉「いきとをり起て」、〈静〉「いきとをり起て」。 22 〈近〉「よちのほつて」、〈蓬・静〉「よちのほりて」。 23 〈成〉「致訴訟」、24 〈近〉「どうねん」、〈蓬〉「同年」。 25 〈成〉「奉振居」、〈近〉「ふりすへたてまつり」、〈蓬〉「振すへ奉りて」、〈静〉「振居たてまつりて」。 26 〈成〉「流罪シ」、27 〈近〉「ヲ」なし。 28 〈近〉「おほせくたさる」、〈蓬〉「仰下されて」、〈静〉「仰下されて」。 29 〈近〉「にしのしゆしやかまで」。 30 〈蓬〉「ノ」なし。 なお、「西朱雀まで」なし。 31 〈静〉「西朱雀まで」。 32 〈近〉「出されたりしかとも」、〈蓬〉「出されたりしかとも」。 33 〈蓬・静〉「復し」。 34 〈近〉「ちなこんに」。 35 〈近〉「なりかへつて」、〈蓬・静〉「成かへりて」。 36 〈近〉「多もんのかみを」、〈蓬〉「右兵衛督を」、〈静〉「右兵衛督を」。 37 〈近〉「けひいしの」、〈蓬〉「檢非違使の」、〈静〉「檢非違使の」。 38 〈近〉「さんぬる」、〈蓬〉「去」、〈静〉「去」。 39 〈蓬・静〉「ニ」なし。 40 〈静〉「徒二位し給し」。 41 〈近〉「ふる人の」、〈蓬・静〉「古人の」。 42 〈近・蓬・静〉「おはしき」。 43 〈静〉「清花英才の」。 44 〈成〉「御徒移ノ」、〈近〉「御わたましの」、〈蓬・静〉「御徒移の」。 45 〈近〉「正二位し給ひけるにそ」。 46 〈近〉「中のみかとの」、〈蓬・静〉「中御門の」。 47 〈近〉「おと、し」、〈蓬〉「去々年」、〈静〉「去々年」。 48 〈成〉「安元々年十一月廿八日」。 49 〈蓬〉「第二中納言」。 50 〈近〉「けひいしのへつたう」、〈蓬〉「檢非違使別当」、〈静〉「檢非違使別当」。 51 〈近〉「なりあかり給ふ」、〈蓬〉「成上り給」。

【注解】○大納言ハ死罪ヲ有ラレテ流罪ニ定リヌト聞エケレバ 〈延・長〉同、共に成親が、「大物」〈延〉卷一五六ウ）に到着したとする記事に続く。〈長〉は「治承二年八月二日」（一—一八七頁）のことと明記する。〈盛〉は本段「成親卿流罪」の冒頭で「六月二日」としていて（一—四一九頁、〈延・長〉も同様）、前節最後に「今夜大物が浦ニ著給

フ」とあるので、同様に引き続き二日の出来事である。重盛が成親の命を嘆願した記事は、本全釈一六—四四頁以降参照。また、「玉葉」治承元年六月二日条「或云、成親於路可失之由云々、又云、左大将重盛平に申請云々、此間説縦横也」などとあり、重盛の助命嘆願の風聞があったことがわかる。このように〈延・長・盛〉では、ここで成

親の周囲の人々の視点に移っているが、これに対して〈屋・覚〉では、「新大納言既死罪に行はるべかりし人の、流罪に宥られることは、小松殿のやうく、に申されけるによつて也」(〈覚〉上一〇五頁)と、事実の記述として記されている。(闘・中)はこれに該当する記述なし。

○相見事ハ堅カリケレ共 〈盛〉の独自異文。成親公に会うことは難いだろうけれども。○「是ハ小松内府ノヨクノ入道ニ申給タルニコソ 以下、「トゾ、人々悦給ケル」まで、〈盛〉は、成親の助命・流罪の報を聞いた成親方の人々の会話文とする。〈延・長〉は本箇所を「：聞ヘケレバ、サモ可然人々々、悦アハレケリ。是ハ内府ノ入道ニ強ニ被申一タリケル故トゾ聞ヘシ」(〈延〉卷一五六ウ)とし、地の文として同内容を語る。〈屋・覚〉は前々項の通り地の文で事実として述べる。

○『国有諫臣其国必安 家有諫子其家必直』トイヘリ 〈延・長〉同じ。ただし前項に続いて地の文とする。〈闘・屋・覚・中〉は同句の引用を「烽火の事」の幽王褒姒説話の引用の直後に重盛を評する箇処に移している。〈闘〉「君雖不君臣不可以不臣」○父雖不父○子不可以(不)子○云重盛存知此旨を不違文宣公○言為公○有忠○為父○有孝○旁如勇人○矣法皇聞食此事○丸偏得重盛か恩○有仰○矣国上有諫臣○則其国必安家に有諫子○則其家必直云斯言実哉(君、君たらずと雖も、臣以て臣たらざるべからず。父、父たらずと雖も、子以て子たらざるべからずと云へり。重盛此の旨を存知して、文宣公の言ひけるに違はず、公の為には忠有り、父の為には孝有り。旁如勇しかりける人かな。法皇此の事を聞こし食して、「丸偏に重盛が恩を得たり」と仰せ有りけり。「国に諫むる臣有れば、則ち其の国必ず安く、家に諫むる子有れば、則ち其の家必ず直し」と云へり。斯の言実なるかな。二下―二一ウ)

二二〇)。また『太平記』卷三十五「北野詣人世上雑談之事」に「国ニ諫ル臣アレバ其国必安ク家ニ諫ムル子アレバ其家必直シ」(『玄玖本太平記』五一―七三頁)と同句があり、諸注、『孝経』諫諍章「天子有争臣七人、雖無道、弗失其天下」。諸侯有争臣五人、雖無道、弗失其国。大夫有争臣三人、雖無道、弗失其家。士有争友、則身弗離於令名。父有争子、則身弗陷於不義。」(新釈漢文大系『孝経』三二三―三三四頁および三二六―三二七頁)を指摘する。たとえ天子や諸侯・大夫が道にはずれたことをしても、その非道を諫める臣下がいたので、天下や国や家を失うことはなかったの意。この「文の趣旨をとったもの」(〈覚〉上一〇三頁脚注)などとされているが、直接の典拠は未詳。一方、遠藤光正はこの句の出典として『明文抄』卷二・帝道部・下・291「国之将興、貴在諫臣、家之将興、貴在諫子」(〈臣軌〉)を指摘する(六八五頁、『明文抄』は山内洋一郎編『本邦類書玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』汲古書院、二五〇頁、『玉函秘抄』上・32も出典を『世要論』として同句を収録。同二二五頁)。これは『臣軌』臣諫章に見える句(明德出版社・中国古典新書『帝範・臣軌』九四頁)であり、『臣軌』の文は、『世要論』「諫争」から引用したものである。『臣軌』には、「上苟有謬、而無救焉、則害於事。害於事、則危道也。……是以国之将興、貴在諫臣、家之将興(宮内省図書寮本など「盛」とする)、貴在諫子。若君父有非、臣子不諫、欲求国泰安、不可得」(上苟くも謬有りて救ふこと無ければ、則ち事に害あり。事に害あれば則ち危ふき道なり。……是を以て、国の将に興らんとするや、貴きは諫臣に在り、家の将に興らんとするや、貴きは諫子に在り。若し君父非有りて、臣子諫めずんば、

国の泰く家の栄ゆるを求めんと欲するも得べからず」とある（傍線部「国泰」を宮内庁書陵部蔵『臣軌』（山中信夫翁旧蔵本）は「国安」とする）。なお、『臣軌』の引用する『世要論』（『臣軌』では太宗李世民の避諱により『代要論』とある）では、右の「上苟有謬、而無救焉、則害於事。害於事、則危」の後に、唐の王徳が「国不安也」、つまり、諫臣がいなければ「国は安らか」でないと注を付している。〈盛〉や『太平記』は『明文抄』引用の『臣軌』ではなく、こうした『臣軌』王徳纂注の文に拠っていると見るべきかもしれない。また『太平記』卷三十九「基氏芳賀合戦之事」に「君無諫臣、則君失其国、父無諫子、則父亡其家」（四〇六頁）と類句がある。これは『孔子家語』卷五「子路初見」の「孔子曰、夫人君而無諫臣、則失正、士而無教友、則失聴（孔子曰く、夫人君にして諫臣無ければ則ち正を失ひ、士にして教友無ければ則ち聴を失ふ）」（富山房『漢文大系』第二十卷・『孔子家語』卷五—七頁）に似る。○誠ナルカナ此言〈延・長〉はここに異国の相人の予言を紹介する。「誠ナルカナヤ。此大納言、宰相カ中将カノ程ニテ、異国ヨリ来リタリケル相人ニ遇給タリケレバ、官ハ正二位大納言ニ昇給ベシ。但シ獄ニ入ル相ノヲハスルコソ糸惜シケレ」ト相シタリケルトカヤ。今被思合ニテ不思議也」（〈延〉卷二—五六ウ）。○此大納言ノ中納言ニテ御座シ時 成親は、仁安二年（二六七）二月十一日權中納言任官（〈補任〉）二月十一日任、十月十九日帯剣（仁安二年）で、安元元年（一一七五）十一月二十八日權大納言任官まで中納言であった。以下、諸本とも嘉応元年（一一六九）十二月二十三日に勃発した延暦寺強訴事件についての顛末（『兵範記』『玉葉』『愚昧記』『百練抄』などに見える）を語る。〈闘〉のみは成親

の児島到着後に置く（二下—三二オ）。また、葉子十行本・流布本などにはない。このことについて杉本圭三郎は「山門と事を構え、その呪詛が成親の身の上に没落の運命として作用した、とする挿入説話を、当面の叙事の進行にとって不要とし、削除することになったものと思われる」（講談社学術文庫『新版平家物語全訳注（一）』三七七—三七八頁）と解する。この事件については〈盛〉卷四「山門垂跡」の中で神輿下洛の例をあげるなかでも、すでに簡単に触れられていた。「高倉院御宇嘉応元年十一月廿二日、尾張国目代政友、依平野ノ神人陵隣ノ事、三社ノ神輿ヲ奉振大内」。裁報遅々ノ間、御輿ヲ南殿ニ向ケ奉振居。同廿四日成親卿解官配流（備中国）、政友禁獄之由被宣下畢」（一一二六〇頁）。本全釈一三二—一三三頁参照。簡潔な『百練抄』によって、改めて事件の概略を示すと、十二月二十三日、成親の知行国であった尾張国でその目代と山門との間で騒乱事件が起こり、神輿動座に及んだ（同日条「延暦寺衆徒奉具日吉神輿、參大内」。是權中納言成親卿知行尾張国目代右衛門尉政友与神民不慮闘乱事出来為訴申也）。強訴を承け、公卿等の議定により政友の禁獄が決まったが、衆徒等はなお納得しなかった（同日条「於院召公卿議定。政友可候獄所之由雖被仰、衆徒猶不承引叫喚」。そこで翌二十四日、成親の解官配流、政友の禁獄が決められ、衆徒等は帰山した（權中納言成親卿解官、配流備中国、政友賜禁所」。衆徒成悦、奉迎神輿、帰山）。その後、衆徒側に付いたとして天台座主の明雲の護持僧が停止された（廿五日。天台座主明雲被止御持僧。是依同意大衆參禁裏也）。しかし、二十八日、成親は召還・還任され、代わって平時忠・平信範が奏事不実のかどで配流となった（同

日条「權中納言右衛門督時忠〈別當〉藏人頭權右中弁信範等解官配流
 〈時忠出雲、信範備後〉。是成親卿依衆徒訴配流之間、彼兩人有奏
 事不実之由有御咎。縁坐輩解官。又流人藤原成親卿可召還之由宣
 下〈卅日還任本官〉。ところが、大衆はこの決定に対して再び行動
 を起こした（嘉應二年正月十三日条「延曆寺衆徒猶可発向之由有其
 聞。可警固西坂下。不拘制止者、任法可射禦之由、被仰
 檢非違使」）。後白河はその動きを抑えられず、結果として、再び成親
 解官、時忠・信範召還が決定した（廿二日、上皇方公卿議衆徒訴
 事、「廿七日、山門僧綱以下群參院。成親卿解官如元可遣配所、
 又時忠信範可召返之由訴申之」二月六日、流人時忠、信範可召返。
 又權中納言成親卿可解却見任之由宣下。各依山門申請也）。○
 尾張国守ニテ 嘉應元年（一二六九）十二月時点で尾張守は、成親
 の弟藤原家教（家成の六男）である。〈闘・延〉「尾張国ヲ知給ケルニ」
 〈延〉卷二一五六ウ、〈長〉「おはりの国知行し給けるに」（一―
 一八八頁）とあるように、成親を知行国主とするものが史実に沿う。〈盛〉
 は知行国主と尾張国守を誤ったのだろう。仁安三年（一一六八）十一月、
 高倉天皇の大嘗祭へ非協力的であったことから平頼盛が後白河の逆鱗
 に触れ、参議・太宰大弐・右兵衛督などを解任され、その子平保盛も
 尾張守を解官された（『兵範記』仁安三年十一月二十八日条）。具体的
 な解官の理由は、五節の節会で舞姫参入・御覧の儀式の勤めを、後白
 河院の指示に従わず毎度怠ったこと（五節参入并御覧儀、奉行職事
 数度遣御教書、一切不承引、毎度対捍）や三月二十六日の高倉天
 皇の母后滋子の代始めの入内に奉仕せず、五回の責めに及びながら、
 無断で厳島神社に参詣したこと（依代始母后入内、其責及五ヶ度

之時、無音参詣伊津岐島社）、太宰大弐にもかかわらず大嘗会関係
 の課役を納めず、不法な賦課があったこと（大嘗会之間宰府所課一切
 対捍、九国支配非法訴条々）などだった。また、翌月、頼盛の家人六
 人も解官された（『兵範記』仁安三年十二月十三日条「解官、右衛門
 尉藤原季経、左兵衛尉平有季、平助友、右兵衛尉平盛成、平有盛、右
 馬允源信満、件輩頼盛卿家人、併被解官也」。高倉天皇の大嘗祭を
 めぐっては、五節の帳台試において、内大臣右大将源雅通と大納言左
 大将の藤原師長が途中退出し、後白河によって両者が解官される事件
 も起こっており（『兵範記』仁安三年十一月二十一日条）、高倉皇統へ
 は反発があった。この保盛・頼盛の行動にも、清盛が建春門院平滋子
 を介して権威を高めることへの抵抗があった頼盛の、二条親政支持、
 高倉皇統への反発が読み取れ（元木泰雄・二三―二四頁）、解官は、そ
 れに対する清盛の後白河院との提携による頼盛の排除・勢力削減措置
 であったという（田中大喜・五九頁）。そして、平頼盛に代わり院近臣
 である成親が知行国主となり、その弟家教が尾張国守となった（『山槐
 記除目部類』仁安三年（一一六八）十二月十三日条「尾張守藤家教」、
 『兵範記』同日条「尾張權守藤家教」。また、『兵範記』十月十五日条「次
 於殿下御直慮有五節定、頭中将執筆／權中納言成親、右衛門督時忠、
 左代弁雅頼、之卜守平通盛朝臣、武藏守同知盛」によれば、成親は大
 嘗祭の豊明節会に五節舞姫を献上していた（元木泰雄・二二―二三頁）。
 頼盛の行動とは対照的な、高倉天皇の周辺での成親・清盛一門と後白
 河の接近が見える。なお、次項で示す通り、〈延・長〉は、尾張国下
 向途中での美濃国での出来事とするが、〈闘〉は尾張国からの上洛時と
 し、〈屋・覚・中〉は「美濃国を知行し給ひしに」（覚 上一〇五頁）

とし、美濃国を成親知行国として扱ふ。○去嘉応元年冬ノ比、目代ニテ衛門尉政友ヲ当国へ被下ケルガ『兵範記』嘉応元年（一一六九）十二月十七日条に「尾張守家教目代右衛門尉政友」、「百練抄」同二十三日条に「権中納言成親卿知行尾張国目代右衛門尉政友」とあるが、宮内庁書陵部蔵壬生本『清原氏系図』によれば、木工允政資の子で、父の政資が改姓して藤原氏となつたため、政友も藤原を称している（佐々木紀一・九七〜九八頁）。政友が成親の家人となつた経緯は不明であるが、叔父の河内守俊資が成親父の家成の目代であつた事からすれば、院の近臣である家成父子に同一族が奉仕した可能性がある（佐々木紀一・二〇〇頁）。〈延・長〉「政朝」、語り本系「正友」と表記。〈中〉は事件の時期を「嘉保元年の冬のころ」（上一一〇頁）と誤る。〈關〉「国司代官」右衛門尉政知、申者被下遣上洛（国司代官に右衛門尉政知と申す者を下し遣はされけり。上洛しけるに（二下—三二オ）とし、上洛時のこととする。本全釈の注解「高倉院御宇嘉応元年十二月廿二日、尾張国目代政友、依平野ノ神人陵隣ノ事…」（二一三〇〜三二頁）参照。○美濃国杭瀬河ニテ宿ヲ取 杭瀬川は、「揖斐郡池田町の西方にある池田山の溪水と池田山麓扇状地・揖斐川扇状地の扇端湧水（河間水）を水源とし、金生山・勝山の東を南流、大垣市街の西部を経て、養老郡養老町大野付近で牧田川に注ぐ」（平凡社地名・岐阜県）（二一七頁）。杭瀬川の右岸の赤坂付近は東山道の宿があり、『東関紀行』においても「株瀬川といふ所に泊りて」（新大系『中世日記紀行集』一三三頁）と杭瀬川宿に泊まっている。〈關・屋・覚・中〉は杭瀬川の記載なし。○山門領平野庄ノ神人 平野庄は、比叡山延暦寺領で、現在の岐阜県安八郡神戸町一帯および揖斐郡大野町南端に比定される

莊園で、北西部は山城石清水八幡宮領泉江莊（現揖斐郡池田町）、南部は伊勢神宮領中河御厨（現大垣市）に隣接していたらしい。嘉保二年（一一九五）美濃国に下向して庄園の沙汰をした天台「悪僧」らが非道を行い、国司源義綱と合戦になつた（中右記『嘉保二年（一一九五）十月二十三日条）。また、『天台座主記』によれば、保安三年（一一二二）八月七日に南接する伊勢神宮領中河御厨を「山門領平野庄」の加納田として取り込もうとしたとする記述がある（平凡社地名・岐阜県）（二〇五〜二〇六頁）。十二世紀前半には延暦寺領として成立していたらしい。その『天台座主記』「是以美濃国中川御厨三可加納于山門領平野庄之由」が初見（角川地名・岐阜県）六二九頁）。田中文英は、美濃国が積極的に山門領の拡大をはかり、一再ならず国司との抗争事件をひきおこしてきたところであつたこと、なかでも平野庄は神人・寄人の勢力が強かつたことを指摘している（一八五頁）。○蒲ヲ売テ出来レリ。政友是ヲ買ントテ、直ノ高下ヲ論ジテ様々ニナブル程ニ、蒲三墨ヲソ付タリケル。懸ケレバ神人等憤起テ、山門ニ攀登テ致訴詔問、衆徒及奏聞「蒲」は〈盛〉独特の用字。他本「葛」とする。ただし、〈大漢和〉には「葛」にあたる意味は示されていない。『字鏡鈔 天文本』「蒲クス」（三二七）。「蒲」は「葛」の織維で織つた布（〈校注盛〉二—一五頁頭注）とし、〈覚〉の新大系脚注もここの「葛」を「葛の織維で織つた布。葛布」（上一〇五頁）とする。〈延全注釈〉も同様（二五九頁）。高橋昌明は「葛粉」とする（高橋昌明①・二二三頁、同②・九七頁）。墨を付ける、という展開から見ると葛布がよいか。〈盛〉は、政友と神人の間で葛の価格をめぐる争いから、政友が葛に墨を付け、それに憤つた神人らが山門に訴えたとするが、出来事の経緯については、

平家物語諸本で小異がある。〈闘・延・長〉は、ほぼ〈盛〉に同様だが、〈延・長〉は「互ニ云アガリテ神人ヲ刃傷シタリケル」(〈延〉巻一五七オ)と、刃傷沙汰に発展したことまでを記す。〈闘〉「論直銭の多少ニ而返テ以筆」葛ニ付墨神人不。心得。事ニ云程。尤揚テ自其神人訴ニ山門。(直銭の多少を論じて返さんとて筆を以て葛に墨を付けたるを、神人、心得ぬ事に云ひける程に、尤め揚りて、二下―三二ウ)とあり、「筆を以て」などが特殊。〈寛〉も葛の価格をめぐる諍いとする点は同様で、さらに「目代酒に飲酔て、葛に墨をぞ付たりける。神人悪口に及ぶ間、『さな言はせそ』とて、さむぐくに陵轢す。さる程に、神人共数百人、目代が許へ乱入す。目代法にまかせて防げれば、神人等十余人うち殺さる」(上―一〇五頁)とし、刃傷沙汰に発展するまでの経緯を詳述する。一方、〈中〉「事をいだしたりしによりて」(上―一〇一頁)、〈屋〉「事ヲ引出シ、互ニ及フ狼藉」。神人三人矢場ニ打殺サル」(二七二頁)などは、事の詳細に全く触れない形である。古記録類には、『兵範記』嘉応元年(一一六九)十二月十七日条「延暦寺所司日吉社司各三四人、依大衆使持来奏状、尾張守家教目代右衛門尉政友、於国凌礫美濃国平野庄人、是依中堂御油寄人々大衆訴申也」、『玉葉』同十二月二十三日条「尾張目代与比良野神人、有相論事、相遞訴申之間、不召問子細、触神人三人禁獄、仍衆徒等以奏状訴座主云々」とある。『兵範記』によれば尾張守藤原家教の目代右衛門尉政友が、美濃国の平野荘の住人で比叡山の中堂に油を奉仕する日吉神人を凌轢する事件を起こしたといい、『玉葉』によれば、政友と神人とに揉め事が生じ、神人が訴えたものの、子細を問うことなく神人三人が禁獄された、という。いずれもその相論の詳しい具体的

経緯については平家物語諸本の書く状況以外は不明である。石丸熙は、知行国形態における支配の強化が必然的に国主と在地との矛盾を激化させる結果を生んだとし、この目代政友と平野神人の揉め事も、詳しいことは不明であるが、としつつ、「恐らく目代による在地把握の進行過程に生じた事件であろうと思われる」(八六―八七頁)と述べる。

○聖断遅々ニ依テ、同年十二月廿四日ニ、大衆等日吉ノ神輿ヲ頂戴シテ下洛ス。「聖断遅々ニ依テ」と、勅裁が為されたなかったために強訴に及んだとするのは〈盛〉のみ。〈盛〉巻四「山門垂跡」の中でも「山門ノ大衆訴詔ヲ致ス時、聖断遅々ノ間、神輿ヲ下シ奉事度々ニ及ベリ」(一一―三五八頁)とし、嘉応強訴についても「裁報遅々ノ間」(一二六―一三〇頁)としていた。『兵範記』嘉応元年(一一六九)十二月十七日条によれば、訴状を受け取るべき役にあつた信範は、所労で出仕しないため奏聞出来ないとして辞退したが、所司らは訴状を邸内に投げ入れたという(「下官依所労不_レ出仕、不能奏聞由雖辞遁、不_レ承引、投入分散畢」。しかし、対応がなされなかったため、衆徒等は、二十二日の夜、神輿を奉じて下山した(『玉葉』同年十二月二十三日条「巳時許或人云、延暦寺衆徒集云京極寺、訴申成親卿可被_レ遠流之由、而依無許容、忽発向云々」、『兵範記』同日条「去夜申以後、山大衆下京、集京極寺之由、洛中騒動、檢非違使武士等依召參院陣、其数如雲霞」。たしかに「聖断遅々」という事実があつたといえる。〈延・長〉は、日付などは同じで「大衆起テ日吉神輿ヲ陣頭へ捧テ参ズ」(〈延〉巻一五七オ)とする。〈闘〉も日付は同じで「嘉応元年十二月廿四日日吉七社御輿奉_レ振。洛中」(嘉応元年十二月廿四日、日吉七社御輿を洛中に振り奉り、二下―三一ウ)とする。〈屋・寛・中〉

は神輿の動座には触れず「蜂起」とするのみで、〈屋〉「嘉応元年十月廿五日」（二七二頁）〈覺〉「同年の十一月三日」（覺）上（一〇五頁）とし、それぞれ日付が異なる。〈中〉は具体的な日付を記さない。○
 武士二仰テ被防シカ共、神輿ヲ建礼門ノ前ニ奉振居 建礼門は大内裏のなかの内裏の外郭門の一つで南面の中央に位置する。『兵範記』嘉応元年（一一六九）十二月二十三日条「檢非違使武士等依召參院陣、其数如雲霞」、『玉葉』同日条「下人説曰、衆徒已參大内、又上皇御所、公卿等多以參集、又帶箭之輩滿院殿中」とあり、檢非違使・武士等は院の陣に參集した。一方、内裏の警備は手薄で、田中文英は後白河法皇は国政の実権を掌握する自分の院御所へ嗾訴の矛先が向けられるものと予想していたようである」と指摘する（一八三頁）。しかし、『兵範記』同日条「及已剋、衆徒為先神輿、催具座主以下僧綱直參大内畢、院陣用心已無甲斐、下官依院仰馳參大内、遣寄二条大宮辺之処、待賢陽明両門昇置神輿八基、衆徒充滿両門并大宮大路、座主以下僧綱在左衛門陣屋」とあるように、衆徒等は大内へ向かい、それに伴って院の命で大内に向かった信範も、待賢門・陽明門に神輿八基を据えて集まる大衆を目撃している。田中文英は「中央政府を現実として代表して衆徒の嗾訴に対処したのは後白河法皇であるが、その政治過程において院権力の限界と弱点が露呈し、政治支配層内部に亀裂を生ぜしめたことである。まず衆徒が法皇の予測に反して内裏に嗾訴をかけ、幼主といえども内陣において勅定をうけると主張して譲らなかつたことは、警備体制の虚につけこんだということ以上に、院権力そのものの最も根本的な弱点をついたものであった」と論じる（一八六頁）。また、元木泰雄は「むろん悪僧らの戦術的な勝利に

他ならないが、反面、内裏を蹂躪した行動には、高倉天皇を脅かし、その権威を否定する側面もあったと考えられる。高倉天皇に反発し、尾張知行を奪われた頼盛に連携する側面も窺知できるだろう」（二四頁）と、先述の尾張国知行国主が頼盛から成親へと移動していたこととの関係を見る。内裏へ向かった大衆の動きに対し、後白河は、衆徒が内裏に訴えるのは不当であり、院の陣での対応を求めたが（『玉葉』同日条「自院被仰座主之旨、衆徒參内裏之条尤不当、早可參院、若尚大衆不參、皆悉追歸彼寺、座主引率僧綱・已講可參院、其時可有尋沙汰云々、即以其旨座主仰衆徒」）、大衆等は、先例を出すなどあくまで院參を拒否すると（『玉葉』同日条「載報之条全不可、仍參于内裏、如此時雖幼主參内、是恒例也、更以不可參院、只不奉裁許之仰者、不可歸本山、神輿又不可奉迎、只任手足可逐電、天台宗之佛法滅亡在于此時云々」、『兵範記』同日条「更不承引、且任先例、於内陣可承左右勅定、重不可參院陣云々」）、待賢門の大衆等は、門に押し入り、建礼門の壇上南面に神輿が据えられた（『兵範記』同日条「待賢門大衆先立神輿六基」〈日吉、十禪師、八王子客宮、祇園三輿、已上宮司神人獅子等相從〉押し入門中、建礼門壇上南面奉居神輿六基、内蔵頭経盛朝臣隨兵雖有^在待賢門中、更不叶、大衆列居大庭芝上、高声濫吹已及狼藉」。〈盛〉は大内裏の内側に侵入した門名を記さないが、〈鬮・延・長〉「近衛ノ門ヨリ入テ」（延）卷（一五七オ）とする。「近衛門」は陽明門の別名で門内に左衛門の陣があった。正規の内裏において大衆が訴える場所は主にこの陽明門であった（本全釈二一七〇〜七一頁「東面ノ北ノ協陽明門ヲバ、小松内大臣重盛公、三万余騎ニテ固ラル」項

注解参照)。「兵範記」のいう待賢門は、この陽明門より一つ南側の門である。また「陽明門衆徒又爲先北野一興」、同押入左衛門陣屋、安置御輿」(『兵範記』同日条)と、陽明門の大衆らも左衛門陣屋に乱入し、北野の二基の神輿を建春門に安置した(『兵範記』同日条「神輿奉安建礼建春門等事也」)。この建春門は陽明門の内側に位置する門。こうした「兵範記」の記す経緯から、待賢門には平経盛がいたが、大衆を防ぐことができなかったことがわかる。また、『玉葉』同日条によれば、「衆徒乱入宮中、甚以狼藉、於東面門等者、悉以閉之云々。仍輒難參入、令伺便宜之間、數刻逗留、遂入自美福門」(件門者、當時石基許也)経修明門(件門外、平経正、源重定等、各率郎從等立門左右)此間神輿奉昇居建礼門壇上(七社、祇園、北野等云々)とあり、閉門されていた東側の門からではなく、礎石のみとなっていた南面の美福門から侵入し、修明門(建礼門の西隣の門)の前を経て建礼門に迫ったとする。そして、修明門外は當時平経正、源重貞(定)らが警固していた。なお、『玉葉』安元三年(一二七七)四月十九日条「先年依成親卿事、大衆參陣之時、左衛門陣方頼政禦之」から、この時、建春門は頼政が警固していたことが分かり、このことが平家物語「御輿振」に描かれる安元三年の強訴における頼政像に引き写されているとの論がある(本全釈二二一六三頁「源兵庫頭頼政ハ…三十余騎ニテ固タリ」項注解参照)。なお、(屋・覚・中)は本項や次項に該当するような強訴の記述なし。○国司成親卿ヲ流罪ナリ、目代政友ヲ可被禁獄之由、訴申ケレバ(盛)底本の「流罪ナリ」は、(成)「流罪シ」が自然か。山門の要求内容は諸本ほぼ同じ(闘)のみ神輿下洛の前に要求を記す)。「兵範記」嘉応元年十二月十七日条「可被流

罪権中納言成親・仰禁獄」、『玉葉』同年十二月二十四日条「或人云、目代禁獄、尾張停任、納言配流、是衆徒訴訟之趣也、相叶我意云々」とあるように、山門の求めは、あくまでも成親の流罪と目代政友の禁獄であった。二十三日夜、院殿上で、その要求を認めるか、認めないのであれば武士を内裏に派遣すべきか、などが議論されたが、重盛が派兵に慎重なこともあって、結局派兵は控えられた。元木泰雄は派兵を取りやめた背景について、「攻撃に向かう平氏軍のうち、約三分の一にあたる一五〇騎は当事者ともいえるべき頼盛の軍勢で、成親と連携する重盛の軍勢二〇〇騎に対抗しうる勢力であった。頼盛は直前の一月に政界復帰したばかりで、尾張を奪われたことに対する憤懣も消えてはいなかったであろう。頼盛は在京平氏軍の中で第二の勢力を有しており、その力を借りなければ強訴への対応は困難であった。頼盛の立場を考慮すれば、重盛が慎重になるのも当然といえる」(二四頁)と指摘する。後白河は結局、政友禁獄のみを認める院宣を出し、座主の明雲を通じて知らせた(『兵範記』同年十二月二十三日条「重院宣云、右衛門尉藤原政友解官所常賜獄所、是已奏狀專一也、可被仰下衆徒者、帰参内申殿下。依殿仰々座主、々々以所司被仰衆徒」。しかし、衆徒等はそれを承伏せず、あくまでも成親の流罪を求めて、座主や僧綱を追い返し、神輿を放置して分散した(同「猶執申成親卿流罪事、不承伏政友事。仍殿下被強仰院宣、座主以下僧綱出會建礼門前、被強含子細仰於衆徒之處、猶不請申、追散座主以下僧綱、引率宮司等、急棄置神輿八基分散畢」。大衆があくまで成親の配流を要求した点について、田中英英は「成親の配流の要求は、たんに院権臣にたいする個人的な報復にとどまらず、

国衙権力の責任者としてその支配の非を正式に朝廷に認めさせ、そのことによって国衙の支配権に掣肘を加えつつ、神人・寄人や山門の權益を擁護しようとするところに真の政治的狙いがあった」（一八五—一八六頁）と見る。また、高橋昌明は、「延暦寺を統制下に置こうとする後白河法皇の意志と、その制約から自由であるうとする延暦寺衆徒の意欲が、陰に陽に火花を散らしていた」と評する（二二六頁）。○成親卿八備中国へ流罪、政友ヲバ禁獄之由、被仰下〈延・長〉ほぼ同じ。〈屋・覚・中〉は「君大ニ驚カセ給テ、成親ヲ備中国へ可レ被流トテ」〈屋〉一七二頁。〈覚・中〉「君大ニ驚カセ給テ」ナシ）とし、成親に焦点化する。〈鬪〉はやや独自で「然間主上被_レ駭_{（トイヌ）}思食_{（トイヌ）}成親ヲ備前国可_{（トイヌ）}流罪ス_{（トイヌ）}」_{（ヤカテ）}「日_{（トイヌ）}被_{（トイヌ）}遷_{（トイヌ）}」西朱雀_{（トイヌ）}「日_{（トイヌ）}代政知_{（トイヌ）}即被_{（トイヌ）}禁獄_{（トイヌ）}」大衆_{（トイヌ）}聽_{（トイヌ）}預_{（トイヌ）}御成敗_{（トイヌ）}事成悦_{（トイヌ）}（然る間、主上思し食し駭_{（トイヌ）}られて、成親を備前国へ流罪すべしとて、応_{（トイヌ）}て其の日に西朱雀に遷されけり。日代政知をば即ち禁獄せられけり。大衆聽て御成敗に預かる事に悦びを成す。一_{（トイヌ）}下_{（トイヌ）}—三_{（トイヌ）}二_{（トイヌ）}ウ_{（トイヌ）}）とし、後白河が翻意したこと、その結果を受けての大衆の喜悅を記す。『兵範記』嘉応元年（一一六九）十二月二十四日条に同内容が決定されたことが見え、それを承けて「此間座主以下僧綱参入建礼門前、衆徒所司宮司群集、奉_{（トイヌ）}神輿_{（トイヌ）}歡喜帰山畢_{（トイヌ）}」とある通り、衆徒等は歡喜とともに帰山した。『玉葉』十二月二十五日条にも「今晝大衆等参_{（トイヌ）}内裏_{（トイヌ）}、奉_{（トイヌ）}迎_{（トイヌ）}社輿_{（トイヌ）}云々。歡悅之至、成親卿配_{（トイヌ）}流備中国、日代禁_{（トイヌ）}西獄_{（トイヌ）}云々」とある。○即西ノ朱雀_{（トイヌ）}マデ被_{（トイヌ）}出_{（トイヌ）}タリシカ共 西の朱雀は、京の南方鳥羽作道へつながる朱雀大路をさす。『愚昧記』嘉応元年（一一六九）十二月二十七日条「相訪成親卿、在西七条云々」とあり、二十四日の流罪決定後、二十七日には成親は七条

朱雀に送られていた。「西朱雀」も七条朱雀を指すのであろう。〈屋・覚〉の「西七条」も同様。〈中〉は「西のきやう」とする。〈延全注釈〉の指摘するように、『清辨眼抄』「流人事」の康平七年（一〇六四）十月十六日の源頼資佐渡国配流記事に「至于七条朱雀。人宅_{（トイヌ）}留_{（トイヌ）}、領送使持_{（トイヌ）}向官符_{（トイヌ）}」（内閣文庫所藏史籍叢刊古代中世編三—三三三頁）とあり、また応保三年（一一六三）六月の平時忠護送記事に「次予。難人等隨兵如常。至于七条朱雀。領送使持_{（トイヌ）}向來。依对_{（トイヌ）}面流人_{（トイヌ）}。令_{（トイヌ）}見官符_{（トイヌ）}。為_{（トイヌ）}領送使_{（トイヌ）}歸畢_{（トイヌ）}」（同三三七—三三八頁）とあるように、西国配流の者は七条朱雀で罪状を記した官符を読み聞かせられた上で、領送使に官符とともに引き渡されるのが作法であった。このように、罪人が西国へ向けて都を出る際の出口に当たる地が「西朱雀」であった。〈長〉「罪を得て」東国へおもむく人は、あはたぐち、せき山にうちかゝる。西国へ下向する人は、にし朱雀、つくり道へぞをもむきける」（四—二五三頁）。なお、成親が七条朱雀に送られた同日には、衆徒側についたとして天台座主明雲も高倉天皇の護持僧役を停止されている（『兵範記』「大衆騒動事猶院御氣色不快、座主不_{（トイヌ）}制止_{（トイヌ）}、且与力申由聞召_{（トイヌ）}咎云々、先可_{（トイヌ）}止_{（トイヌ）}護持僧_{（トイヌ）}由有_{（トイヌ）}仰_{（トイヌ）}」。『清辨眼抄』の応保三年の時忠の例や『兵範記』嘉応元年の時忠の例（十二月二十八日条）を見ると配流決定後の配流執行は比較的速やかに行われているが、成親の場合、二十四日には官符が作られ備中配流が決まっていると考えられるにもかかわらず、二十七日にまだ七条朱雀に停まっている。これは最初から備中への配流を奉行するつもりはなく、大衆の帰山を待って成親を呼び戻すつもりで、代わって二十七日に明雲の護持僧を停止し、次項に述べるように二十八日に時忠を配流した可能性が考えられる。○

同廿八日二被召返 翌二十八日、七条朱雀にいた成親が召し返され、檢非違使別當時忠が出雲国に、藏人頭権右中弁信範が備後国に、解官配流されることとなった(『愚昧記』嘉応元年(一一六九)十二月二十八日条「閭巷云、成親被召還已了、時忠卿并信範朝臣可被遠流云々、朝務已如夢、驚怪不_レ少、已実也云々」、『兵範記』同日条「別當遣 出雲国、下官備後国、各被_レ成_レ官符云々」、同年十二月二十九日条「去夜解官輩、権中納言兼右兵衛督時忠(別當)、藏人頭権右中弁信範」、『玉葉』同年十二月二十八日条「此夜半計、時忠卿信範等配流(時忠出雲、信範備後、以有_レ配流此国)、成親被_レ召返了云々、今日沙汰、抑天魔所為也云々」。なお、尾張守家教もこのとき解官されているが、もともと知行主成親の配流と、それに附随して目代政友の禁獄が要求されていたのであって、むしろ国守家教の方がこれに連座して解官されたと考えられる(飯田悠紀子・五九〇六頁)。(『屋・覚・中』は「同十一月十日、已_ニ西七条マデ被_レ出タリケルヲ、君如何が思召レケム、同十六日、西七条ヨリ召返サル」(『屋』一七二頁)と、後白河院の心中を推測する言を挟み、具体的な日付を示す。なお、(『屋・覚・中』は、「十一月十日」の日付がなく、また点線部を「中五日あって」(『覚』上―一〇五頁)とするが、この「五日」という日数については、(『延・長・盛・屋』では、次々節で触れる箇所がある。(『闘』は、「成親自_レ本無罪(者)也可被召返(申間経)五ケ日」同廿八日自_レ西_ノ雀_ノ朱_上被召返(成親本より罪無き者なり、召し返さるべし)と申す間、五ケ日を経、同じ廿八日に西の朱雀より召し返され。二下―三二ウ)と、ここにやはり五日間であったことを示す。(『屋・覚・中』の具体的な日付は、そうした平家物語諸本の「五日」を具体的に表現した形に

なるが、史実にはあわない。なお、(『屋・覚・中』は、次々節では「五日」という日数を示さない。次々節「西三条二五箇日コソ在シカ。其ナヲ御免シ有キ」項注解参照。○同卅日本位二復シ中納言二成返テ『兵範記』嘉応元年十二月三十日条「権中納言藤原成親(去廿四日依_レ大衆訴_レ解官流罪、同廿八日被_レ召返、令_レ還任也)」の通り、成親は解官前の官に還任された。諸本同じだが、(『延』「大衆成親卿ヲオビタ、シク呪咀スト聞ヘシカドモ、同廿九日本位ニ復シテ、ヤガテ中納言ニ成返リ給」(巻二一五七ウ)として山門の呪詛を強調。これはこの後、この度の鹿ヶ谷事件に伴う成親の配流を山門の呪詛に結び付ける言を紹介することに対応させたもの。(『屋・覚・中』は、翌年正月五日の除目での昇進に関して同様の記述を持つ(次項注解参照)。なお、翌二月に再び成親は解官となるが(次項注解参照)、田中文英は、「藤原成親はわずか二カ月後の四月二十一日に権中納言に還任されるが(『玉葉』同日条)、山門大衆はこれをなんら問題にしていない。このことは、成親の配流がたんなる個人的な報復を目的としたものでないことを意味しているであろう」(二〇〇頁)と解する。本来、大衆による成親配流の要求は、成親個人との対立という問題ではなく、「国衙の支配権に掣肘を加えつつ、神人、寄人や山門の権益を擁護しようとするところに真の政治的狙いがあったとみられる」(一八六頁)とすれば、『平家物語』は、これを山門に敵対した成親個人の問題に矮小化していることとなる。○嘉応二年正月五日、右衛門督ヲ兼ジテ、檢非違使ノ別當ニ成給フ 諸本同じ。但し、(『闘・屋』「左衛門督」(『闘』二下―三二ウ)、(『中』「ひやうゑのかみ」(上―一〇頁)とする。また、(『屋・覚・中』はこの前に「山門の大衆(緩_レシウ呪咀_レス)と聞えしか共」(『屋』上―

一〇五頁）を挿入する。『玉葉』嘉応二年（一一七〇）正月六日条「有レ小除目、成親卿任レ右兵衛督、為レ檢非違使別当、世以驚レ耳目、未曾有々々々」(補任)嘉応二年「權中納言正三位成親(三十三)正月五日兼右兵衛督同日為別当」とあり、これに従えば、「右衛門督」ではなく、(中)の「右兵衛督」が正しい。この成親の召還について元木泰雄は「成親をあくまでも擁護するとともに、平氏一門に対する報復を行うものであった」(二四頁)とし、さらに、平時忠が帯びていた檢非違使別当職が成親に与えられたことについて、「成親の別当補任は京の治安維持を全面的には平氏に依存しないこと、そして成親自身に一応の防衛の権限と武力を与えることを認めたものといえる。後述のように延暦寺の抗議で成親は解官されるが、嘉応二年四月に別当に復帰し、彼が権大納言に昇進するまで、歴代の檢非違使別当で最長の五年間にわたって、その地位を独占したのである。平清盛を頂点とする平氏軍制に対抗するかのようになり、成親を中心とする京の警察体制を構築しようとしたことになる」と指摘する(二四—二五頁)。平家物語諸本の嘉応の強訴事件についての叙述はここで終わるが、前述の通り、これでも事件は決着しなかった。成親の召還に怒った山門大衆が再び強訴に及ぶという噂が流れ(『玉葉』嘉応二年正月七日条「山大衆可レ発向レ之由、下人云々」、後白河が檢非違使に警固させるなど世上は緊迫した(前掲『百練抄』)。また、福原にいた平清盛は、十三日に頼盛、十四日に重盛を呼び寄せて状況を報告させている(『玉葉』同年正月十三日条「或人云、頼盛卿今夜向レ福原、是依レ入道相国命」也云々、重盛卿又明日可レ向云々、山僧発向レ之由風聞之比、專不レ可レ然歎云々)。さらにその後、十七日に清盛が上落し、同日に成親が檢非違使別当の

辞任を申し出た(同十七日条「入道相国今曉入京云々、又云、成親可レ被レ停止別当之由、頼辞申云々)。高橋昌明は重盛・頼盛の福原召還について「清盛の状況把握のためであろうが、国家の側からいえば重大事態を前の職務放棄である」(二一八頁)とし、清盛の上落についても「二門の引き締め、後白河にたいする示威、延暦寺に対する支持の政治的シグナルを意味していたのであろう」(二一八頁)と指摘する。二十一日になると、六波羅に武士が集まり、依然として落ち着かない情勢で、『玉葉』嘉応二年正月二十一日条「或人云、天下物念、六原之辺、武士群集、不知レ幾多、凡近日上下奔波、更以不レ安堵云々、怖畏無双之世也」という情勢が続いた。結局、強訴には及ばなかったものの、山門は成親の配流と時忠・信範の召還を繰り返して要求した(同二十三日条「或人来云、昨日於レ院被レ定、山僧愁申二ヶ条事云々。其趣被レ配流成親卿、并可レ被レ召還時忠信範等之由云々」、同三十日条「去廿七日僧綱等院參、二ヶ条事尚訴申、仰云、於此事可レ裁許、自今以後台山之訴訟、一切不可レ有沙汰云々、僧綱不能レ申左右、退出云々)。その後も後白河は引き延ばしを図ったが(同二十四日条「世上高以不落居、成親可レ被レ流之由、乍被レ仰大衆、未レ被レ宣下、大略又変儀歟、毎事勿論、莫言々々)、二月六日、要求を呑み、時忠と信範の召喚と成親の解官が宣下された(同八日条「一昨日被レ宣下云、時忠卿・信範朝臣等宜レ令レ召返、又成親卿可レ解却中納言右兵衛督等」。後白河の翻意の背後には清盛の後白河への説得が想定され(辻善之助・八九七頁、上横手雅敬・五二六頁)、田中文英は一連の山門要求に対する後白河の対応が「転三転したことについて、「院権力の武力的支柱たるべき平氏が、政局の山場において山門との衝突を回避

する消極的姿勢をとったことが、法皇の対処策を転変せしめる大きな政治的要因になった」（一八七頁）とする。ただ、成親の再度の流罪は「延暦寺を懐柔するための名目にすぎず、実際には一時的な解官にとどめられた」（元木泰雄・二五頁）ものであった。嘉応二年四月、法皇は受戒のために南都に赴き、清盛も従ったが、帰還後のすぐに成親を還任している（補任）二月六日解却三職（天台訴）。四月廿一日還任（別当督如）元。七月廿六日右衛門督。十二月卅日転左。これも受戒の際に後白河と清盛との協議の結果であったと推測される（上横手雅敏・一五・一六頁）。こうして事件は一応の落着を見たが、この嘉応の噉訴事件において、あくまで内裏に訴えんとした山門と後白河、大衆追却に消極的であった平氏と後白河など、諸勢力間の摩擦が後の安元の強訴については鹿ヶ谷事件の前史となったわけである。しかし、平家物語諸本は、こうした成親の再度の解官決定、還任の経緯などには全く触れない。あくまでも、後白河によって強引に召還された、という印象のみを残す形である。これは、成親が山門の呪詛にもかかわらず栄達した人物であるという平家物語の文脈においては、嘉応事件の結末として、たとえ名目的なことであつたにせよ、最終的に山門の要求通り配流されたという事実は、不要であつたことだろう。また、先に触れた通り、〈盛〉「人ノ上ヲタニモ見給ハヌ事ナレバ」（一四一九〜四二〇頁）とあり、成親は鹿ヶ谷事件まで流罪を経験していないとして描かれていた。○其後目出クトキメキ栄給テ、去承安二年七月廿一日二從二位シ給シ時モ、資賢・兼雅ヲ越給キ 以下の箇所は「從二位正二位シテ成^{（五）}大納言ニ」（二下―三二ウ）と簡略な〈鬪〉を除き、平家物語諸本はほぼ同様に他の人々の昇叙と成親を比較する。源資賢は宇

多源氏で後白河の院近臣の一人。永万二年（一一六六）年十一月十四日、正三位昇叙、嘉応二年（一一七〇）十二月三十日權中納言任官、承安三年（一一七三）十月十九日、從二位昇叙。兼雅は藤原花山院家で、父は太政大臣忠雅で、妻は清盛の次女。仁安元年（一一六六）十一月十四日正三位昇叙、仁安三年（一一六八）二月十七日、權中納言任官。承安四年（一一七四）一月五日、從二位昇叙。いずれも承安二年（一一七二）七月時点では正三位權中納言であり、從二位となった成親に位を越されていることになる。『百練抄』承安二年七月二十一日条「上皇并建春門院移徙三条室町御所」。權中納言成親卿不日造宮之。其勤過差。仍今夜叙從二位。越資賢、兼雅等卿」と、資賢・兼雅を比較対象とする。『玉葉』同日条にも「此日法皇有御移徙、新造三条御所（別当成親卿造）之。一夜儀云々、余依物忌不參、今夜有勸賞事云々、成親卿從二位、丹波重任、越後重任、遷任国司、又追可被仰之云々、五ヶ事之賞、未聞事也云々、資賢・兼雅等卿被超越了、兼雅卿權門之人也、今被越之条、世以傾之云々」とあり、過剰な褒美であることに触れ、やはり資賢・兼雅を比較対象としている。兼雅は、平家物語が成親の平家打倒の宿意のきっかけとして描く卷一「鹿谷」（盛）卷三「成親待望大将」においても、大将職を望む人物の一人として、徳大寺実定とともに名を挙げられ、成親と比較されていた。本全九一―一二―三頁「殿ノ三位中將師家ナンドヤ成給ハンズラン」項注解参照。なお、〈覺〉は「其後目出クトキメキ栄給テ、…從二位シ給シ時モ」を欠くため、「同二年正月五日、右衛門督を兼じて、檢非違使の別当になり給ふ。其時資方、兼雅卿超えられ給へり」（上一〇五頁）となっており、檢非違使別当となったことで資賢、兼雅を

超えたかのように読まれる。○「資賢ハ古人ノ宿老ニテ御座キ。兼雅ハ清花英才ノ人ニヤ。越ラレ給モ不便也」トゾ人々申ケル。〈闘〉なし。資賢は承安二年で六〇歳。兼雅は前述の通り花山院家の出で清華家である。「清花英才」は家柄がよく才能があることをいう。前項掲出の『玉葉』に「権門之人」と表現されている。資賢のような年長者、兼雅のような名門出身者を差し置いて、成親が上位を得たことを言っただもの。資賢は後白河院の寵臣で、〈盛〉巻六「成親妻子歎」（〈延〉巻二「成親無慮事」）で親信が成親を揶揄した際に、親信を支持する人物として見える。小林美和は、その点と本箇所成親に越えられた資賢を不便と捉える点とに共通する〈延〉作者の姿勢を見る（八二～八三頁）。本全釈一六一～八六頁参照。松下健二も、同様の視点から成親と対比される資賢や兼雅像を捉える（一四七頁）。〈延〉「資賢ハ吉キ人、ヲトナニテヲハシキ。兼雅ハ、清礼ノ人ナリシニ、越ラレ給モ、不便ナリシ事也」（巻一五七ウ）の傍線部は、ほぼ同文の〈長〉の「古人」「清花」がよい。なお、〈延・長〉は、〈盛〉のように人々の言とはせず地の文とする。〈屋・覚・中〉も同様だが、「資方卿はふるい人おとなにておほしき。兼雅卿は栄花の人也。家嫡にて超えられ給ひけるこそ遺恨なれ」（〈覚〉上一〇五頁）とし「不便」ではなく「遺恨」であったとする。○是ハ三条殿造進ノ賞トゾ聞エシ。御徒移ノ日也。〈闘・屋・中〉なし、〈延・長〉同、〈覚〉には「御徒移ノ日也」に該当する句がない。〈蓬・静〉のルビ、近衛本の「わたまし」は、古くは、貴人を敬って、その転居や、神輿の渡御をいう（日国大）。従って、本来的な用字は「移徙」ないし「徙移」がよい。前々項掲出の『百練抄』および『玉葉』に示した通り、院御所三条室町御所を成親が造営し、

二十一日に後白河と建春門院がそこに移っている。『玉葉』に見るように、この時、五つにも及ぶ恩賞を与えられている。成親は嘉応の強訴の後も後白河の院近臣として積極的に後白河に奉仕していたことがうかがえる。○同三年四月十三日正二位上給ケルニハ、中御門中納言宗家卿越ラレ給ケリ。〈闘〉なし、〈延・長・屋・覚・中〉同。〈補任〉承安三年条「権中納言從二位同成親」（三六）左衛門督、別当、四月十三日正二位（八幡賀茂行幸行事賞、上卿）（一四七頁）とある。中御門中納言宗家卿については、同条に「中納言從二位同宗家（三十五）」とあり、成親が四月十三日に正二位となったことで宗家を越えていることがわかる。〈延全注釈〉の指摘するように、宗家は〈延・長〉では邦綱に大納言職を先取りされる人物として登場し、兼雅ともども官位を超越される人物として描かれる傾向がある（二六一頁。〈延〉巻二「五条大納言邦綱之事」）。○去々年安元元年十一月廿八日二、第二ノ中納言左衛門督、檢非違使ノ別当権大納言二成上給フ。〈闘〉は、前々々々項に見るように、この間の本文を欠き、「從二位正二位」成（三）大納言（二）（二下―三一ウ）」と年月日を欠く簡略な本文を記すのみ。年月日は諸本により異なる。〈延〉「去々年承安元年十一月廿八日」（巻二一五七ウ～五八オ）、〈長〉「去々年承安元年十一月廿日」（一八一八頁）、〈屋・覚・中〉「安元元年十月廿七日」（三本同）。「去々年」とは鹿谷事件のあった安元三年（二七七）六月の時点から見たものであることから（〈延全注釈〉巻一「二六一頁」）、去々年は「盛・屋・覚・中」の「安元元年」が正しい。日付は、次に見るように、十一月二十八日が正しい。年月日共に正しく記すのは、〈盛〉。『玉葉』安元元年（一二七五）十一月二十八日条「以権中納言成親」へ上臈邦綱被超

越了²任³権大納言⁴〔邦綱資賢転正〕、〔補任〕安元元年条「権大納言正二位同成親三十八」十一月廿八日任〔超邦綱卿〕〔1―148頁〕。入るのが正しい。

【引用研究文献】

* 飯田悠紀子「平氏時代の国衙支配形態をめぐる一考察」（日本歴史二六二号、一九七〇・三）

* 石丸熙「院政期知行国制についての一考察―とくに平氏知行国の解明をめざして」（北海道大学文学部紀要一九一三号、一九七一・三）

* 上横手雅敬「平氏政権の諸段階」（中世日本の諸相 上巻）吉川弘文館一九八九・4

* 小林美和「後白河院説話の周辺―延慶本平家物語における―」（伝承文学研究三五号、一九八八・5。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3

再録。引用は後者による）

* 佐々木紀一「右衛門尉政友の家系」（米沢国語国文三五号、二〇〇六・2）

* 高橋昌明①「嘉応・安元の延暦寺強訴について―後白河権力・平氏および延暦寺大衆―」（河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館二〇〇四・6）

* 高橋昌明②『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）

* 田中大喜「平頼盛小考」（学智院史学四一号、二〇〇三・3。『中世武士団構造の研究』校倉書房二〇一一・8。引用は後者による）

* 田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」（日本史研究 二五〇号、一九八三・6。『平氏政権の研究』思文閣出版一九九四・6。引用は後者による）

* 辻善之助「悪僧神人の活動」（『日本仏教史 上世編』岩波書店一九四四・11）

* 松下健二「鹿ヶ谷事件における西光と成親」（人文〔学智院大学〕一三号、二〇一五・3）

* 元木泰雄「藤原成親と平氏」（立命館文学六〇五号、二〇〇八・3）

加様¹ニ栄給ケレバ、越ラレ給フ方様²ノ人々ハ目醒³シク思嘲⁴テ、「山門ノ大衆⁵ニ、呪咀⁶セラルベカリケル者ヲ」ト云ケルゾ恐シキ。「神明ノ⁷罰モ人ノ呪咀⁸モ、疾⁹モアリ、遅¹⁰モアリ。遂ニハ必報¹¹ケリ」トゾ申ケル。林¹²ニ闌¹³タル木ハ必風¹⁴ニ摧¹⁵、衆¹⁶ニ秀¹⁷タル者ハ正¹⁸ニ、怨¹⁹ニ沈²⁰。タトヒ高位²¹ニ昇ルトモ、身²²ヲ約²³シクモテナシ、縦ヒ栄花²⁴ニ誇ルトモ、心²⁵ニ驕²⁶事ナカレ。此大納言²⁷ハ官職²⁸先祖²⁹ニ越³⁰、朝恩³¹傍輩³²ニ過³³タレバ、奢³⁴ル思モ多カリケン、人³⁵ノ恨³⁶モ積³⁷ツ、角³⁸成³⁹給ヒケルコソ不便⁴⁰ナレ。

【校異】 1 〈静〉「山門大衆に」。2 〈近〉「しゆせせらるへきりける」とし、「き」に見せ消ち。右に「か」を傍記。3 〈近〉「はつも」ハ蓬^{ハツ}。4

「静」[罰も]。4「近」「ときも」、《蓬》「疾も」、《静》「疾も」。5「近」「おそきも」、《蓬》「遅も」、《静》「遅も」。6「近」「たけたるき木は」とし、「木」に見せ消ち。7《蓬・静》「碎」。8「近」「しゆにひでたる」、《蓬・静》「衆に秀たる」。9「近」「うらみに」とし、右に「あた」を異本注記。《蓬》「怨に」、《静》「怨」。10《成》「高位三」、《近》「かうるに」、《蓬》「高位に」。11《成》「約」、《近》「つゝましく」、《蓬》「約しく」、《静》「約しく」。12「近」「おこれる」、《蓬》「奢」、《静》「奢」。13《蓬》「成給ひけるにこそ」。

【注解】○加様ニ栄給ケレバ、越ラレ給フ方様ノ人々ハ目醒シク思嘲テ「方様」は、その人の側、その人の身内、味方の意（日国大）。

「めざまし」は、物事が心外であり目もさめる思いがする、驚きあきれたり、不快に思ったりするほどである、目ざわりである、気にくわぬ」などの意。《闘》「加様ニ優ク栄給ヘ人ヲ奉見（二下—三一ウ）」、《延・長・屋・中》「加様ニ栄ラレケレバ、人嘲リテ」（《延》卷二—五八オ）、《覚》「人あざけて」（上—一〇五頁）と、どのような人が嘲っていたのかは明示されない。一方、《盛》は、ここまで名前をあげてきた資賢、兼雅および宗家等の理不尽ともいえる状況を示しつつ、彼らの心情にも具体的に言及した形。○「山門ノ大衆ニ呪咀セラルベカリケル者ヲ」ト云ケルゾ恐シキ 諸本ほぼ同意だが、《延・長・屋・覚・中》の末尾は「…ノロハルベカリケル物ヲ」トゾ申ケル」（《延》卷二—五八オ）という形。○「神明ノ罰モノノ呪咀モ、疾モアリ遅モアリ。遂ニハ必報ケリ」トゾ申ケル 以下、平家物語諸本は「サレドモ、其積ニヤ、今カ、ル目ヲ見給フゾ怖シキ。神明ノ罰モ、人ノ呪咀モ、疾モアリ、遅モアリ、不同ノ事ナリ」（《延》卷二—五八オ）とし（《盛・屋・中》は傍線部にあたる句なし）、次項以下の本文を欠き簡略。《闘》は当該句に続けて、「所定ニ備前国」（○）不思議（所も備前の国へと定まる事こそ不思議なれ。一—下—三三二オ）」とするが、これは、嘉応の事件の折には、一旦は備中に流罪と定まったものの召

し返され事なきを得たが、今回の事件で再度流罪となり、こともあるうに、前回の流罪地の隣国である備前に再び流罪と定まったこと不思議さを言う。山王の冥罰という側面を強調する意図か。《盛》は次項に示す通り、漢句などを引きつつ、叙述が詳細になっている。神仏の罰と人の呪詛とを並列する類似表現は、西光の処刑に際して「人ノ歎、神ノ恨、三千ノ咒咀モ不空、十二神将ノ冥罰モ掲焉ニシテ、一門終ニ亡ヌルコソ無慙ナレ」（《盛》卷六「西光父子亡事」。本全釈一七一—頁注解参照）とあった。鹿ヶ谷事件は、頭の世界では後白河院

および西光・成親に代表される近臣対清盛・平氏という対立構図で展開される一方、冥の世界では、後白河・西光・成親対大衆・山王という対立構図であることを改めて強調して、鹿ヶ谷事件とは直接関わりのない嘉応の事件を詳述する意味を確認していることになる。○林

二蘭タル木ハ必風ニ摧、衆ニ秀タル者ハ正ニ怨ニ沈 林の中で他の木より成長した木は必ず風に吹き倒され、その他大勢より優れたものは必ず怨恨を受けてしまう、という意。「蘭ける」は「十分にその状態になる」の意（日国大）。流布本『太平記』卷二十七「時シモアレヤ秋暮テ、時雨ガチナル冬蘭ヌ」（旧大系三—七六頁）。また『名義抄』に「タカシ」（法下八一—八二）の訓もあり、ここでは木が成長した状態をいう。小異があるが、『文選』卷二十七所収「運命論」（李康）「故木秀於林、風必摧之、堆出於岸、流必湍之、行高於人、

衆必非^{もと}之^し」(故より木林に秀^{ひび}づれば、風は必ず之を摧^{くだ}き、堆岸^{たい}より出づれば、流れは必ず之を湍^なし、行ひ人より高ければ、衆は必ず之を非^そる) (明治書院・新釈漢文大系『文選』文章篇下―二五五頁)による。

同句は『明文抄』巻三・人倫部・29「木秀^こ於林^に、風必摧^か之^を、行高^ゆ於人^に、衆必非^も之^を」(山内洋一郎『本邦類書玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』汲古書院二六八頁)、『玉函秘抄』巻下・511「木秀^こ於林^に、風必摧^か之^を、行高^ゆ於人^に、衆必非^も之^を」(同一四八頁)と採録されているが、両書とも遠藤光正の指摘する通り、右掲『文選』の傍線部「堆出^{たいしゅ}於岸^に、流必湍^{なが}之^を」が略された形である(二六六頁)。これらの形態は〈盛〉に一致する。○タトヒ高位ニ昇ルトモ、身ヲ約シク

モテナシ、縦ヒ栄花ニ誇ルトモ、心ニ驕事ナカレ 「約」は、黒川本『色葉字類抄』に「セハ々々シ」(下一〇四オ)、「ツ、マヤカナリ」(中二八オ)〈名義抄〉に「セバくシ ツ、マヤカニ セハくシ」(法

【引用研究文献】

*遠藤光正 「源平盛衰記」に引用の漢籍の典拠 (一) (『東洋研究八〇号、一九八六・七』)

*元木泰雄 「藤原成親と平氏」(『立命館文学六〇五号、二〇〇八・三』)

「四〇〇」同日ノマダ暁、「京ヨリ御使有^{つかひ}」トテ¹ヒシメケケリ。「既ニ失ヘトニヤ」ト聞^きバ、「備前国ヘ」ト云テ²舟ヲ出スベキ由^の旨^しル。³内大臣ヨリ御文アリ。大納言⁴立々⁴披見給ヘバ、「都近^{ちか}。片山里ニモ置奉^おント。様々^{さま}誘申^こツレ共、「死罪^{なだめ}ヲ宥申^なタニアルニ、其事^{ゆめ}努々^{ゆめ}叶マシ」ト入道^{かた}堅宣^{かた}ヘバ、力^{ちから}及バズ。世ニ有^あリカヒナク覚侍^{さむらひ}リ。但御命^{おのたま}計^{はかり}ハ¹⁰申請^{しんけい}ヌ。イツクノ浦ニ¹¹御座^み共、御心^{みこころ}安^{やす}可^か思召^{しめ}」¹²サテモ替行^{かへりゆ}憂世^{うれ}ノ有様^{よう}、¹⁴ヨク¹⁵思ツバケテ念^{ねん}仏^{ぶつ}申^{まを}、永悟^{えいご}ヲ開^{ひら}カント思召^{しめ}ベシ。ウキモツラキモ夢^{ゆめ}ノ世^よノ中^{なか}、¹⁶トニモカウニモ現^まナラズ。由^よナキ妻子^{しよ}ニ心^{こころ}ヲ留^{とど}テ、晴又^は闇路^{くら}ニ迷^ま路^ちヲフナ。¹⁷我世^{われよ}ニアラン程^{ほど}ハ、人々^{ひと}ノ事^{こと}ヲバ¹⁸可^べニ有^あ申^{まを}」ナンド遊^{あそ}シテ、旅^{りょ}ノ粧^ま様^{よう}々^々ニ調^{しら}テゾ、「^{四三}三奉^たツレル。難^た波^な次^じ郎^{らう}ガ許^{もと}ヘモ、「ヨク¹⁹仕^{つか}ヘ申^{まを}ベシ。愚^{おろ}ニアタリ奉^たルナ」トゾ被^{おほ}仰^ほ下^{くだ}ケル。「サバカリ忝^{おぼ}食^くケル君^{きみ}ニモ別^まレ進^まセ、²²尻^{しつ}頭^{あたま}トモナキ小^こ君^{きみ}達^{たち}ノ糸^{いと}惜^ほク悲^{かな}キヲモ振^ふ捨^すテ、知^しラヌ国^{くに}、習^なハヌ旅^{りょ}ニ²⁴サスラヒツ、都^{みやこ}ヲバ雲^{くも}井^いノ外^{ほか}ニ立^た隔^{へだ}カヘルサ知^しラヌ配^ふ所^{ところ}ナレバ、²⁵二度^{ふたたび}妻子^{しよ}ヲ見^み事^{こと}モ有^あ難^たシト、思^{おも}残^{のこ}ス事^{こと}モナシ。

中二四)の訓がある。〈早(黒)〉「約」。校異11に見るように、「約シク」は、「ツツマシク」乃至は「セハセハシ(セバセバシ)」と同様に読めよう。「せばせばし」は「せまくるしいさま」(『角川古語大辞典』)をいうが、ここでは「いかにも世間に身の置き所がないと感じられるさまである」(『時代別国語大辞典 室町時代編』)が近い。「斉景が千駒は、顔回・原憲が身を約しくせんには如かず」(村上美登志校註『太山寺本曾我物語』和泉書院・六二頁)。^〇此大納言ハ官職先祖^{せんぞ}ニ越^こ、朝恩^{あそん}傍^{かた}輩^{ばい}ニ過^すタレバ、奢^せル思^{おも}モ多^{おほ}カリケン、人^{ひと}ノ恨^{うら}毛^も積^たツ、角成^{かくなり}給^{たま}ヒケルコソ不便^{ふべん}ナレ 前^{まへ}節^{せつ}末^{まへ}での成親^{なりなり}の権大納言^{ごんたんなごん}任官^{にんくわん}は、兄隆^{あにりゅう}季^{せき}に並ぶもので、家成流嫡流^{けいなりりゅう}の奪取^{だつしゆ}を目前^{まへ}にするものであり、平氏^{へいし}一門^{いもん}を除^{のぞ}けば院近臣^{いんぢん}家出身^{けしん}者が到達^{とつたつ}しえた最高峰^{こくごうほう}であった(元木泰雄・二六頁)。「心ニ驕事ナカレ」という前項^{ぜんぎょう}での箴言^{しんげん}を承^うけ、成親^{なりなり}には「奢^せル思^{おも}」が多^{おほ}かったことから、このような末路^{まつろ}を辿^たったのだとする。

一年山門ノ大衆ノ²⁶訴ニヨリ、日吉ノ神輿下洛シテ、²⁷朝家ノ御大事ニ及シモ、²⁸西三条ニ五箇日コソ在シガ、其ナヲ御免シ有キ。是ハサセル君ノ御誠ニモ非ズ、²⁹又山門ノ³⁰訴ニモナシ。コハ何ナル事ゾヤト、我身ノ悪事ヲバ忘ツ、天ニ仰地ニ臥テ、ヲメキ叫ビ給ケリ。

【校異】 1 〈静〉「ひしめけり」。2 〈蓬〉「船を」。3 〈近〉「ない大しんより」、〈蓬〉「内大臣より」。4 〈成〉「披見給へハ」、〈近〉「ひらき見給へハ」、〈蓬〉「披見給へハ」、〈静〉「披見給へハ」。5 〈静〉「かた山々里にも」。6 〈近〉「やうく」に、〈蓬・静〉「さまく」。7 〈近〉「さいを」とし、「さ」の上に補入符あり。右に「し」を傍記。8 〈蓬〉「及はず」。行替わりによる。9 〈蓬〉「甲斐なくそ」。10 〈近〉「申うけぬ」、〈蓬〉「申請ぬ」、〈静〉「申請ぬ」。11 〈近〉「おはしますとも」、〈蓬〉「御座とも」、〈静〉「御座とも」。12 〈静〉「易」。13 〈近〉「さてもも」。14 〈近〉「よく」。15 〈蓬・静〉「世中」。16 〈成〉「左ニモ右ニモ」、〈蓬〉「ともかくにも」。17 〈近〉「わかよに」。18 〈近〉「はく、み申へしなど」、〈静〉「羽含申へしなんと」。19 〈近〉「よそほひ」、〈蓬〉「粧」、〈静〉「粧」。20 〈近・蓬・静〉「さまく」に。21 〈成〉「妹尾太郎 生仏本」を傍記。〈近〉「なはんの次郎か」、〈蓬〉「難波二郎か」。〈静〉「難波二郎か」とし、右に「世能大郎 生仏本」を傍記。22 〈成〉「尻頭トモナキ」、〈近〉「しどもなき」、〈蓬・静〉「尻頭ともなき」。23 〈成〉「小君達ノ」、〈近〉「おさなききんたちの」、〈蓬〉「おさなき君たちの」、〈静〉「小き君達の」。24 〈成〉「吟ツ」、。25 〈成〉「見」、〈近・蓬・静〉「みん」。26 〈近〉「うったへに」、〈蓬〉「訴に」、〈静〉「訴に」。27 〈近〉「てうけの」、〈蓬・静〉「朝家の」。28 〈成〉「西七条ニ」、〈蓬〉「西七条に」、〈静〉「西七条」。29 〈蓬・静〉「又」なし。30 〈成〉「ノ」なし。なお、「山門訴ニモ」。31 〈近〉「うったへにも」、〈蓬〉「訴にも」、〈静〉「訴にも」。

【注解】 ○同日ノマダ暁、「京ヨリ御使有」トヒシメケリ 治承元年六月二日に出発した成親は、前々々節末で大物浦に到着していた。その翌朝に京からの使者が到着した。次節に「夜モ既ニ明ケレバ」とあることとの対応で「マダ」としたか。〈長〉（一—一八九頁）は〈盛〉に同じ。ただし、〈長・盛〉のいう三日の未明では使者の到着が早すぎるのではないか。〈鬨・延〉は「三日未ツ晩」（〈延〉巻二—五八オ。〈鬨〉一下—二九ウ）とし、やや時間があとに設定されている。〈屋・覚・中〉は時刻を示さない。そもそも『玉葉』六月二日条に「又成親卿流遣備前国」とあるように流罪先は知られており、都を出立する際にも知らされていたはずだが、成親も護送役の経遠もその行き先を知らないという設定になっているため物語上必然的に、途中で京からの

使者によって行き先が告げられることになるのだが、虚構性が強い設定である。「ひしめく」は、集まって騒ぎたてる、押しあい騒ぐ、また、押しあうほどに大勢集まる、混雑する、などの意（『日国大』）。次項の通り、死罪の命令が出たかと思ひ、騒ぎあったということ。○「既ニ失ヘトニヤ」ト聞バ、「備前国ヘ」ト云テ舟ヲ出スベキ由ケル 〈屋・覚・中〉「新大納言、『是にて失へとにや』と聞給へば」（〈覚〉上一〇六頁）とし、成親の思であることを明示するが、〈延・長・盛〉は「既ニ失ヘトニヤ」（〈延〉巻二—五八オ）と主語を明示しない。ただし、〈延・長〉は「…トニヤ聞給へバ」と敬語を用いており、成親の思いと判断できる。〈延全注釈〉は、配所は当初から定められていたものだったが、配流先が決まらないままに京を出、後から備前と通

達されたように記すのは、「死の恐怖に怯える成親を際立たせたものか」(二六五頁)とする。一方、〈鬪〉は「既可^レ被^レ失^ニ大納言^一」聞^テ程(既に大納言を失はるべきにやと聞き玉ひし程に。一―二九ウ―三〇オ)と読めば、成親の思いとは読めないが、「既に失はるべきにやと、大納言聞き玉ひし程に」と読めば、〈延・長・屋・覚・中〉と同様に、成親の思いと読めよう。〈盛〉は、敬語の使われ方からのみ判断すれば、成親の思いとは読めないであろう。使いを受けたものが「(成親を)もはや処刑せよということか」と聞いたところ、「備前国へ移せ」といって舟を出すよう言われた、ということ。「旬」は「のしる」と読み、大声を出すこと。成親ばかりか、護送役の経遠らにも成親の処遇・配流先については知らされていなかったという設定ということになる。なお、〈屋・覚・中〉は「備前の児島へ」(〈覚〉上一―〇六頁)と「児島」の名をここで出す。〇内大臣ヨリ御文アリ。大納言泣々披見給へバ 諸本ほぼ同じ。使者に重盛の書簡が託されていた、ということであろう。以下、その手紙の内容が続くが、諸本によって異なるがある。〇「都近片山里ニモ置奉ント様々誘申ツレ共、死罪ヲ宥申ダニアルニ、其事努々叶マジト入道堅宣へバ、力及バズ。世ニ有力ヒナク覚侍リ 重盛は成親の流罪が決まった後も、出来る限り都近郊で済むように働き掛けていたが、死罪を流罪に留めたのでさえ納得していない清盛はそれを許さず、自分の力不足を嘆いている。武久堅が指摘するように、必ずしも頼りになる約束の言葉ではないが、重盛が成親を見捨てなかったことは『玉葉』六月十一日条「或人云、成親在備前国于今存命、内府密々送衣裳之類云々」によっても確認出来る(二〇九頁)。なお、同日条には、九条兼実が大夫史小槻

隆職に、成親に停任がない理由を尋ねたところ、成親の処分は天皇からの公的処分ではなく清盛の私的な処分であることを示す記事が見られる。また、六月十八日条には、成親の解官処分の記事が見られるが、配流処分は記されない。これは「解官」は公的処分であったが、成親の備前への配流は清盛の私的制裁であったためと考えられる。本全釈「新大納言父子ニモ不限、被召誡輩ハ」項注解(一七―五一頁)参照。なお、諸本に同内容が見えるが、「死罪ヲ宥申ダニアルニ、其事努々叶マジト入道堅宣へバ」に該当する、清盛の返答内容を具体的に記すのは〈盛〉のみ。この後、清盛は流罪先で成親を処刑する(〈盛〉卷八「大納言入道薨去」)。〈延・長〉「都近キ山里ナムドニ置奉ラント、再三申ツレドモ叶ハヌ事コソ、世ニ有申斐モ候ハネ」(〈延〉卷二―五八オ、〈鬪〉もほぼ同内容)、〈屋・覚・中〉「いかにもして、都ちかき片山里にをき奉らばやと、さしも申つれども、かなはぬ事こそ、世にあるかひも候はね」(〈覚〉上一―〇六頁)。〇但御命計ハ申請又。イツクノ浦ニ御座共、御心安可思召 諸本ほぼ同内容の句を持つが、「イツクノ浦ニ御座共」は〈盛〉のみの異文。また、〈盛〉以外の諸本は、この言で重盛の成親への書簡は終わる。まず、〈鬪・屋・覚・中〉「さりながらも、御命ばかりは申うけて候」(〈覚〉上一―〇六頁)などとも最も簡略。(〈中〉のみ「御心やすくおぼしめされ候へ」(上一―一頁)と続ける)。〈延・長〉は最も詳細で「是ニ付テモ世中アヂキナク候へバ、親ニ先立テ、後生ヲ助給ヘトコソ天道ニハ祈申候へ、心ニ叶ウ命ナラバ、御身ニモ替マホシク思候ヘドモ、叶ハズ。御命計ハ申請テ候フ、御心長思召候へ。程経バ入道聞ナラサル、事モヤトコソ思給候へ」(〈延〉卷二―五八オ―五八ウ)とある。傍線部は、世を

はかなんだ重盛が天道に祈り、親（清盛）に先立つことで後生を願ひ、さらには成親の身にも代わりたいたいと思っていたという内容。後生を願って自身が先立つことを願うのは、このあと〈盛〉でいえば、卷十一「小松殿夢熊野詣」で語られる内容。〈延・長〉での重盛は、直接清盛に談判するだけでなく、天道に祈ることで成親を救おうとしていたということになる。また、点線部のように、時間が経てば清盛の心が宥められるかも知れないという希望に触れて成親を慰めるのも〈延・長〉のみ。○サテモ替行憂世ノ有様、ヨクく思ツツケテ念仏申、永悟ヲ開カント思召ベシ。そうして、移り変わるつらいこの世の有様をよくよく考えて念仏申し上げ、変わることに悟りを開こうとお思ひになるのがよい、という意。他本は前項までが重盛の文の内容であり、本箇所以下の、重盛が成親に念仏をすすめ、妻子の安穩を約束するのは〈盛〉の独自異文。前項〈延・長〉では、重盛が後生を天に祈り、成親の身代わりになりたいと願っていたのに対し、〈盛〉では成親の後生を願う一連の言葉が続くことになる。このあと、〈盛〉卷七「大納言出家」において、成親が配流先から重盛に申し出て出家することを意識した増補か。○ウキモツラキモ夢ノ世ノ中、トニモカウニモ現ナラズ。つらかったり苦しかったりしても、この世は夢のようにほかないもので、あれこれいっても現実ではない仮のものです。「ウキモツラキモ」は『古今和歌集』雑歌下・九四一「世中の憂きもつらきも告げなくにまづ知るものは涙なりけり」（新大系二二三頁）がある。特に傍線部を引く歌としては、以下『拾遺和歌集』九三三「続後撰集』七八八等多く見られる。「トニモカウニモ」は「ウキモツラキモ」との対を意識した表現。また、人生を夢に喩える表現

は、李白「春夜宴桃李園序」の「夫天地者万物之逆旅、光陰者百代之過客、而浮生若夢、為歡幾何（夫れ天地は万物の逆旅、光陰は百代の過客なり。而して浮生は夢の如し。歡を為すこと幾何ぞ）」（新釈漢文大系『古文真宝後集』一一七頁）に源流を持つもの。類例に『曾我物語』卷七「夢のうき世に、何をか現とさだむべき」（旧大系二七二頁）などがある。○由ナキ妻子ニ心ヲ留テ、晴又闇路ニ迷給フナ。我世ニアラン程ハ、人々ノ事ヲバ可育申。考えても仕方がない妻子を気に留めて、晴れない闇路に迷いなさるな。私が世にあるうちは、ご家族の事はお世話いたしましょう、の意。「晴又闇路」は『後撰和歌集』・雜一・一一〇二・兼輔朝臣「人の親の心は闇にあらねども子を思道にまどひぬる哉」（新大系三三七頁）の子を思う気持ちを闇に喩えた表現を踏まえる。この歌は〈屋・覚・中〉卷三「僧都死去」にも引用される（覚）上―一六六頁。○ナンド遊シテ、旅ノ粧様々ニ調テゾ奉ツレル。先の「都近片山里ニモ置奉ント様々誘申ツレ共、…」項注解に引用する『玉葉』治承元年六月十一日条「或人云、成親在備前国、于今存命、内府密々送衣裳之類云々」に見るように、実際に重盛が配流地の成親に対し、なんらかの援助をしていたらしい。「粧」は、「よそほひ」と訓んで、〈屋・覚〉も「よそほひ」（覚）上―一〇六頁）とする。直接には衣裳類の意だが、〈延〉「旅ノ御用意」（卷二―五八ウ）、〈鬨〉「旅宿御具足」（二下―三三〇オ）、〈中〉「たびのそらの事共」（上―一一二頁）などと同意とすれば、「旅のための支度」（覚）脚注）の意だろう。○難波次郎方許へモ、「ヨクく仕へ申ベシ。愚ニアタリ奉ルナ」トゾ被仰下ケル。平家物語諸本、成親の護送役への伝言を記す。難波次郎経遠が成親流罪の護送役を担って

いる点については、本全釈「難波二郎経遠ヲ以テ」(1—142—頁) 注解参照。〈鬪〉は護送役を「瀬尾太郎保重」とするが、講談社学術文庫『源平鬪諍録全注釈』の指摘する通り「瀬尾太郎は少将成経の護送にあたっていたので、これは『鬪諍録』の作者の思い違いであろう」(上—143—頁)。〈鬪・延・長〉は重盛の文の末尾に「オロカニ当リ申テ我ウラムナ」(〈延〉巻一—158—ウ)がある。これは、難波が成親の拷問において、重盛に叱責されていたことを念頭にするもの(〈延〉巻二「重盛大納言ノ死罪ヲ申有給事」)。ただし、この後、難波は清盛の命で成親を処刑することになる。○「サバカリ忝ク思食ケル君ニモ別レ進セ」以下、〈延・長〉は「コハ何ナル事ゾヤ」(〈盛〉)にあたる箇所までを成親の述懐とする(〈盛〉は次々々項で触れるように、「思残ス事モナシ」まで地の文が続くとみることが出来る。成親のことをあれほど有り難くお思いになってくださった後白河院に別れ申し上げて、の意。他本ほぼ同意。○尻頭トモナキ小君達ノ糸惜ク悲キヲモ振捨テ〈盛〉巻五「成親妻子歎」にも「尻頭トモナキ小キ人共車ニ取ノセ奉リ」とあった。「尻頭」の読みは不明(本全釈一六—17—頁同項注解参照)。**【校異】**21参照。〈早(黒)〉「尻り頭ラ」。(鬪)「幼少キ人々見捨テ」(幼少キ人々をも見捨てて。一—131—オ)、〈延・長〉「少キ者共ヲ振捨テ」(〈延〉巻一—158—ウ)と簡略。(屋・覚・中)は「つかのまもさがたう思はれける北方、おさなき人々にも、別れて」(〈覚〉上—1—106—頁)と妻との別れにも触れる。○知ラヌ国、習ハヌ旅ニサスラヒツ、都ヲバ雲井ノ外ニ立隔、カヘルサ知ラヌ配所ナレバ 見知らぬ国、慣れない旅に流されて、都を遙か遠くに隔てて、帰るのがいつかもわからない配所なので、の意。「雲井」は遠い

ことをいい、「かへるさ」は、帰り道、また帰る時刻。(鬪)「無(早) 晩可(下)モ帰(上) 赴(下)リ遠国(上)遥(上) 塚(上)無慚(上) 早(上)晩(上)帰るべしとも無き遠国の遙かなる塚へ赴きたまふぞ無慚なる。一—131—オ」。(延・長)「イヅチトテ行ラン」(〈延〉巻一—158—ウ)とするのみ。(屋・覚・中)は「こはいづちへとて行やらん」(〈覚〉上—1—106—頁)など、ここから成親の述懐とするか。(盛)が最も詳細。○二度妻子ヲ見事モ有難シト、思残ス事モナシ「…ト、思残ス事モナシ」は(盛)のみ。(校注盛)は、この「思残ス事モナシ」までは、地の文と解する。その場合、遠くに流され帰ることもできず、再び妻子の姿を見ることがもむずかしく、もうこの世に思い残すことはないはずである。なのに成親は、として、「一年山門ノ大衆ノ訴ニヨリ…」と、あきらめることもできず嘆き悲しんだというように続くことになる。一方、他本同様に「サバカリ忝ク」から「コハ何ナル事ゾヤ」まで成親の述懐が続くとすると、思い残すことはないと自分自身に語りかけたにも関わらず、成親はこのあと「天ニ仰、地ニ臥テ、ヲメキ叫ビ給ケリ」という状態となり、結局思いを断ち切ることはできなかった、という展開と解せる。また、他本は、(鬪)が当該句を欠く他は、(延)「今一度都へ帰テ、妻子ヲ見ン事有ガタシ」(巻一—158—ウ)、(覚)「二度故郷に帰ッて妻子を相見ん事も有がたし」(上—1—106—頁)など、「都へ帰テ」「故郷に帰ッて」などが挿入される(中)は順序が異なり、次項の「一年」の召選例に先に触れ、そのあとに「今度は二たび都にのぼり、こひしきもの共を、あひ見ん事もありがたしと、心ぼそくぞおもはれける」(上—1—111—頁)と続ける。○一年山門ノ大衆ノ訴ニヨリ、日吉ノ神輿下洛シテ、朝家ノ御大事ニ及シモ 以下、再び成親の述懐とみる。

「二年」は、過去の年、さきつとし、先年などの意（日国大）。ここは前々節に触れられていた嘉応の強訴事件を指す。諸本表現に違いはあるが、同様に嘉応の強訴に触れる。〈闘〉は、この後に嘉応の強訴事件を記すため、当該記事を欠く。〈延・長〉「一年、山ノ大衆ノ訴ニテ、日吉七社ノ御興ヲ振奉リテ、已ニ朝家ノ御大事ニナリテ、ヲビタ、シカリシダニモ」〈延〉巻二一五八ウ、〈屋・覚・中〉「一年、三門ノ訴詔ニヨテ備中へ被_レ流ベシトテ」〈屋〉一七四頁。〈覚〉「備中へ」ナシ）など。○西三条ニ五箇日コソ在シガ、其ナヲ御免シ有キ 〈闘〉は当該記事を欠くが、この後に続く嘉応の強訴記事では「経五ケ日」同廿八日自_レ西_ノ雀_上被_レ召返（五ケ日を経て、同じ廿八日に西の朱雀より召し返され。一下—三二ウ）と記す。〈延・長〉「西七条ニ五ケ日コソ有シカ、其モヤガテ御ユルサレアリキ」〈延〉巻二一五八ウ、〈屋・中〉「已ニ西七条マテ被_レ出タリシカ共、中_五日_アテ被_レ召返ヌ」〈屋〉一七四頁。〈中〉傍線部「西の京」、点線部ナシ、〈覚〉「君おしませ給ひて西の七条より召し帰されぬ」（上一〇六頁）。前述の通り、成親は嘉応の強訴の際、「即西ノ朱雀マデ被_レ出タリシカ共、同廿八日ニ被_レ召返」とあったように西七条（西朱雀）から召し返されていた。従って、「西三条」は、他本の「西七条（西朱雀）」がよい。また、〈延・長・盛〉に従えば、強訴は「同年十二月廿四日」に発生し、流罪決定により西七条に移され、「廿八日」に召し返されたから、「五箇日」間、西七条にあったことになる。すぐに

【引用研究文献】

* 武久堅「説話する末世の予見者―重盛伝承と平家物語の構想」『説話論集第二集』清文堂一九九九・4。『平家物語の全体像』和泉書院一九九六・8再録。引用は後者による。

領送使に引き渡されずそのまま留め置かれた点には、やはりこの配流が擬装であったことの可能性を感じさせる。前述の通り、〈屋・覚・中〉では、成親の召還について、「同十一月十日、已ニ西_七条マデ被_レ出タリケルヲ、君如何ガ思召_レレケム、同_{十六}日、西_七条ヨリ召返サル」〈屋〉一七二頁。〈覚・中〉傍線部「中五日あつて」としており、実質七日間西七条にあったことになっている（前々段「即西ノ朱雀マデ被_レ出タリシカ共、同廿八日ニ被_レ召返」項注解参照）。○是ハサセル君ノ御誠ニモ非ズ、又山門ノ訴ニモナシ、コハ何ナル事ゾヤ」ト（嘉応の強訴の際の流罪は、山門の要求によって後白河院が出された院宣による流罪であったので、院が召し返してくださったが）今回は（清盛の処断によるものであり）そうした後白河院の決断によるものではなく、山門の訴えによるものでもない、それなのになぜこのような目に遭うのか、ということ。〈闘・中〉は、当該本文を欠く。〈延・長〉同。〈屋・覚〉は「又山門ノ訴ニモナシ」に該当する句を持たない。○我身ノ悪事ヲバ忘ツ、天ニ仰、地ニ臥テ、ヲメキ叫ビ給ケリ 前項の、今回は後白河の決定でも山門の訴えによるものでもないという成親の言は身勝手なものであり、その点は諸本にはほぼ共通するが、「我身ノ悪事ヲバ忘ツ」という成親を直接批判する言辞は〈盛〉のみの独自の句。〈闘・中〉は当該本文を欠く。〈延・長・屋・覚〉は末尾を「ヲメキ叫給ヘドモ甲斐ナシ」〈延〉巻二一五九オ）とする。

夜も既二明ケレバ、大納言¹ハ大物が浦ヨリ²舟ニ乗、^{四三}塩路遥ニ漕出シ、⁴浪ニゾ⁵浮ミ給ケル。⁶難波ノ里ニ飛蜩、葦屋ノ沖ノ⁷舟呼ヒ、⁸武庫山下風、福原ノ京、渚河、¹⁰和田ノ御崎、¹¹逆手河、行来ノ人ノシゲ、レバ、小馬ノ林ニ隙ゾナキ。¹²彼ハ¹³須磨ノ関屋ニヤ、行平中納言、¹⁴藻塩タレツト¹⁵侘ニケン、此浦ノ事ナラン。昔源氏ノ大将¹⁶ノ流サレテ月日ヲ送り給ツ、

¹⁷秋ノ夜ノ月ケノコマヨ¹⁸ハガコフル¹⁹雲井ニ²⁰カケレトキノマモミン

²¹ト詠ジケンモ、我身ノ上ト哀也。

【校異】 1 〈近〉「ハ」なし。 2 〈蓬〉「船に」。 3 〈蓬〉「塩路」なし。 4 〈蓬・静〉「波にそ」。 5 〈近〉「うかひ給ひける」。 6 〈蓬・静〉「うかひ給ける」。 6 〈近〉「なにはの」。 7 〈蓬〉「難波の」。 7 〈成〉「舟呼」、〈近〉「ふなよはひ」。 8 〈蓬〉「船よはひ」。 8 〈静〉「船呼」。 8 〈近〉「むこ山おろし」。 9 〈蓬〉「武庫山の山風」。 9 〈静〉「武庫山の山下風」。 9 〈近〉「なきさ川」。 10 〈成〉「和田御崎」。 11 〈近〉「さかて川」。 12 〈近〉「かれは」。 13 〈蓬〉「彼は」。 13 〈成〉「須磨関屋ニヤ」。 14 〈成〉「藻塩ヲ」。 15 〈蓬〉「ト」なし。なお、「たれつゝ」。 16 〈蓬・静〉「ノ」なし。 17 〈成〉和歌部分は漢字平仮名交じり表記。 18 〈成・蓬〉「我」。 19 〈近・静〉「我か」。 19 〈近・静〉「雲井ニ」より改行。 20 〈蓬〉「かけり」。 21 〈近・静〉「ト」を前行末尾に記す。

【注解】 ○夜も既二明ケレバ、大納言ハ大物が浦ヨリ舟ニ乗 塩路遥ニ漕出シ、浪ニゾ浮ミ給ケル 先に「今夜大物が浦ニ著給フ」(1—四二六頁)とあり、成親は二日夜に大物浦に着き滞在していた(1—四二六頁「今夜大物が浦ニ著給フ」項注解参照)。前節冒頭に「同三日ノマダ暁」とあったように、翌三日の朝、配流地へ向け、大物浦を出港した。以下に続く道行文は〈盛〉の独自異文。他本、〈延〉「夜も明レバ、船ヲ指出ス。道スガラム只涙ニノミ咽給テ、ハカクシク湯水ヲダニモ喉へ入給ハネバ、ナガラフベシトモ思給ネドモ、サスガ露ノ命モキヘハテ給ハズ、日数経マ、ニハ、都ノミ恋シク、跡ノ事ノミゾ穴倉思給ケル程ニ、備前小島ト云所ニ落着給ヘリ」(卷二—五九オ)、〈寛〉「明ぬれば既舟おし出いて下り給ふに、道すがらもたゞ涙に咽でながらふべしとはおぼえねど、さすが露の命は消えやら

ず、跡の白浪へだつれば、¹都は次第に遠ざかり、²日数やうく重れば、³遠国は既近付けり」(上—一〇六—一〇七頁)など、児島までの地名をあげず簡略。〈長〉は「夜もやうやく明ければ船ををし出しつゝ」と始まり、「なにはの浦、あし屋の里、いく田の前を漕過て、すまの関屋のうらづたひ、もしはたれてやながめ給ひけん」(1—一九〇頁)と続き、挙げられる地名には〈盛〉に近い箇所もあるが、さらに「住吉の方を遠見すれば」以下、住吉大明神への願書などに触れ、〈盛〉よりさらに長文の異文を持つ。なお、前節冒頭の該当箇所「三日未ダ晩」としていた〈闘・延〉は、ここでは〈闘〉「夜、旋明行」(夜やうやく明け行けば。一下—三一オ)、〈延〉「夜も明レバ」とするの

で、四日朝を指すこととなる。 ○難波ノ里ニ飛蜩 蜩といえは和歌において「難波の里」よりも「葦屋の里」と結びつきが強い。『伊

勢物語』八七段において、「芦屋の里にしろよしして、いきて住みけり」という状況であった業平が「海人の焚く漁り火」を見て詠んだ「晴る夜の星か河辺の螢かも我が住む方の海人の焚く火か」が有名。この和歌は『新古今和歌集』夏歌・二五五「いさり火の昔のひかりほのみえて蘆屋のさとにとぶ螢かな（百首歌たてまつりし時・撰政太政大臣（藤原良経）」）（新大系八九頁）と本歌取りされるなどし、また『義経記』巻四「義経都落の事」にも良経歌が引かれる（旧大系一八〇頁）。「飛螢」という歌語は、本来は「葦屋の里」が自然であろう。○葦屋ノ沖ノ舟呼ヒ 葦屋は現在の兵庫県芦屋市。次項に出る武庫山（六甲山）の南麓地域。前項で触れた『伊勢物語』ほかに見える。「舟呼ひ」は舟を呼び合う声をいう。『夫木和歌抄』雑部五「あしやのおき、撰津」に「朝ぼらけあしやの沖を行く舟のよそ目はかものあるかとぞ見る」（新編国歌大観・一〇六二五）、「浪たかきあしやの沖をかくる舟のことなくて世を過ぎんとぞ思ふ」（同・一〇六二六）がある通り、「舟」を詠むことが多い。また、「舟よばふ」は淀や宇治川とともに詠まれることが多い。『金葉和歌集（二度本）』秋部「宇治川のかはせも見えぬ夕霧に楨の島人舟よばふなり」（同・二四〇）。○武庫山下風 武庫山は六甲山をさし、六甲山から吹き下ろす風を武庫山風といった。『義経記』巻四「麓には風烈しく、撰津国武庫山風、日の暮るゝに随ひて、いと烈しくなりにけり」（旧大系一七五頁）。○福原ノ京 清盛の別業があった場所。神戸市兵庫区平野あたり。物語内では福原への遷都はまだだが、後に清盛が遷都を強行したことが知られていることから、「福原ノ京」と呼んだか。「下風吹く」と「福原」が掛詞となっている（校注盛）2—1八頁頭注。○渚河 未詳。（校注盛）

頭注は、「渚院の辺には天の河など、三本の川が流れていた」（2—1八頁）とするが、渚院は現在の大阪府枚方市で場所があわない。湊河の誤りか（吉田地名）2—1六二頁。湊河は「福原新都や生田の森（現中央区）の近くを流れて輪田の湊へ注いでいたのである」（平凡社地名・兵庫貞一）九九頁）とされ、本箇所の道行文の道順に合う。○和田ノ御崎 神戸市兵庫区にある岬。この岬の北側が古代の大輪田泊。『高倉院嚴島御幸記』音に聞きし和冬の岬、須磨の浦などいふ所々、浦伝ひはるく、あらし磯辺を漕ぎ行く船は……（新大系『中世日記紀行集』一二頁）。歌枕としては、『玉葉和歌集』雑二「夕附日わだのみさをこぐ舟のかたほにひくやむこのうら風（嘉元百首歌たてまつりける時おなじ心を・入道前太政大臣（西園寺実兼）」）（新編国歌大観・二〇八九）が、『藻塩草』、『夫木和歌抄』などに引かれて著名。○逆手河 不詳。（吉田地名）は本箇所を引いて「逆手河即逆瀬川」（2—1六二頁）とするが、途次の順にあわない。（角川地名・兵庫県）逆瀬川「宝塚市西部の檜ヶ峰（四六二m）北麓付近に源を発し、東流して武庫川に注ぐ川」（六五七頁）。『増鏡』の後醍醐帝隠岐遷幸の道行文に「福原の島より、宮は御舟にたてまつる。御門は、和田の御さき・刈藻川をうち渡して、須磨の関にかゝせたまふ」（旧大系四六一頁）とあり、この刈（荊）藻川がちょうど和田岬と次項に触れる「駒ヶ林」の間を流れて海に注ぎ、最も地名としてはふさわしい。ただし、逆手河と呼ばれた例は未見。なお、国文叢書『源平盛衰記』は「河といふ縁より行といひかけ、小馬の林をいはんとて行来の人のしげければといひなし小馬と駒の行くこと早きによそへて船の行くことの早きをきかせたる文のあや也」（上—二〇三—二〇四頁）とし、

〈校注盛〉も、「河」と次句の「行く」が縁語であることを踏襲する（二一八頁）。○行来ノ人ノシゲ、レバ、小馬ノ林ニ隙ゾナキ「小馬ノ林」は神戸市長田区の現在の「駒ヶ林」が該当しよう。「六甲山地南麓にあり和田岬から西へのびる海岸線の一角に位置する」〈角川地名・兵庫県〉（六三二頁）。配所に向かう平康頼について触れる箇所でも、〈盛〉巻七「康頼ハ都ヲ出テ配所ヘ赴ケルガ、小馬林ヲ通ルトテ、『津国ヤコマノ林ヲキテミレバ古ハイマダカハラザリケリ』ト思連：」（一四五七頁）、同巻八「平判官康頼ガ嫡子平左衛門尉康基ハ、撰津国小馬林マデ父ガ供シテ見送タリケルガ：」（一四八九頁）とある。また巻三十七では、一ノ谷合戦に敗れた平重衡の行方を「三位中将ハ蓮ノ池ヲモ打過、小馬ノ林ヲ南ニ見ナシ、板宿須磨ニゾ懸給フ」（五三七三頁）と叙述している。〈校注盛〉は、「しげければ」と「林」が縁語を構成すると指摘する。また、「小馬の林」に「駒の速し」を掛け、さらに『莊子』知北遊篇「人生天地之間、若白駒之過隙、忽然而已（人の天地の間に生まるる、白駒の隙を過ぐるが若く、忽然たるのみ）」（明治書院・新釈漢文大系『莊子』下―五八四頁）に由来する「隙過ぐる駒」を連想させ、時の流れの速さを暗示したと解する（二一八頁）。○彼ハ須磨ノ関屋ニヤ、行平中納言、藻塩タレツト侘ニケン、此浦ノ事ナラン 須磨の関は古代摂津・播磨国境に設置された関で、畿内の最西端の関にあたる。『金葉和歌集』冬部・二七〇「淡路島かよふちどりのなくこゑにいく夜ねざめぬ須磨の関守（関路千鳥といへることをよめる・源兼昌）」（新大系七五頁）の歌が著名で『百人一首』にも採られる。「須磨の関屋」の形では『千載和歌集』羈旅歌・五〇一「波のうゑに有明の月を見ましやは須磨の関屋

にやどらざりせば（堀川院御時百首歌たてまつりける時、旅の歌とてよめる・中納言国信）」（新大系一五二頁）などがある。行平中納言は、業平の兄在原行平で、中納言民部卿であった。『古今和歌集』に「田村の御時に、事に当りて、津国の須磨と言ふ所に籠り侍けるに、宮のうち侍ける人に、遣はしける 在原行平朝臣」として、「わくらばに問人あらば須磨の浦にもしほたれつゝ侘ぶとこたへよ」（雑歌下・九六二、新大系二八八頁）とあるのに拠る表現。「事に当りて」がどのような事件を指すのかは不明ながらも、何らかの事件に関わって須磨に蟄居した行平と、同じく鹿の谷事件に関わって配流されていく自分の境遇を重ねた感慨。『源氏物語』「須磨」にも「おはすべき所は、行平の中納言の、藻塩たれつゝわびける家居近きわたりなりけり」（新大系二二三頁）と、須磨流謫を余儀なくされた源氏が、行平の境遇に自らを重ね合わせて引かれる。行平には他に、『続古今和歌集』八六八「旅人はたもと涼しくなりにけり関吹き越ゆる須磨の浦風」（津の国の須磨といふ所に侍りける時よみ侍りける・中納言行平、和歌文学大系一八〇頁）もあり、『源氏物語』「須磨」に「須磨にはいとゞ心づくしの秋風に、海はすこしとをけれど、行平中納言の、『関吹き越ゆる』と言ひけん浦波、よるくはげにいと近く聞こえて」（新大系二一三二頁）とこの歌も引く。『増鏡』にも、前々項注解所引箇所にかけて「かの行平の中納言、『関吹こゆる』といひけんは、浦よりおちなるべし。あはれに御覽じわたさる。源氏の大將の、『泣く音にまがふ』とのたまひけん浦波、いまもげに御袖にかゝる心ちするも、さまゝ御涙のもよほし也」（旧大系四六一頁）とあり、行平は、次項で触れる光源氏とともに、須磨に流された貴種の典型例であった。

○昔源氏ノ大将ノ流サレテ月日ヲ送り給ツ、秋ノ夜ノ月ゲノコマヨ
ハガコフル雲井ニカケレトキノマモミン、ト詠ジケンモ、我身ノ上下

哀也 前項の行平に続き、『源氏物語』の例に触れる。『源氏物語』「明

石」に「道の程も四方の浦々見わたし給て、思ふどち見まほしき入江

の月影にも、まづ恋しき人の御事を思ひ出きこえ給に、やがて馬ひき

過ぎておもむきぬべくおぼす。『秋の夜の月げの駒よわが恋ふる雲居

をかけれ時の間も見ん』とうちひとりごたれ給」(新大系二一七五)

七六頁)とある。歌意は、秋の夜の月ではないが、つき毛の馬よ、そ

の名の「月」と同じように、私が恋しい思いで眺める空を都へ飛んで

くれ、ほんの少しでいいから恋しい人の姿を見たい、といった内容。

その心境が今まさに都を離れ須磨に至った成親の心情と重なったと

いうこと。「ハガ」、〈早(黒)〉「我」。校異18参照。

1 淡路ノ絵島ヲ見給フニ²モ、昔³廢太子ノ遷⁴レテ、波ニ⁴朽セヌ絵島ヲバ⁵誰筆染テ写ケント、昔語⁶モイト悲シ。月名ニシホフ。明石ノ浦、

7 エイ崎、⁸林崎、小松原、高砂ヤ尾上ノ松モ過ケレバ、室ノ泊⁹ニ著給フ。⁹藻懸ノ瀬戸、¹⁰蓬ガ崎、ヤヨリノ浜ヲ¹¹漕渡、備前国阿江ノ浦ヨリ、

¹²内海ヲ通テ、小島ト云所ニツキ給フ。都ヲ出給¹³ニシ後日数フレバ、遠¹⁴成行¹⁵古里ノミ恋クテ、道スガラ¹⁶只涙ノミニゾ咽ビ給フ。ハカカシ

ク湯水ヲダニ¹⁷モ聞入給ハザリケレバ、¹⁸ナガラフベシトモ覺サザリケレ共、¹⁹サスガ露ノ命ノ消ヤラデ、²⁰此マデ²¹下リ着給ニケリ。民ノ家ノ怪²²ゲ

ナルニ奉²³二居置。彼所ハ、後ハ山、前ハ磯、岸ウツ²⁴浪ハ瀝々トシテ音幽ニ、松吹風ハ²⁵肅々トシテ物サビシ。去ヌダニ旅ノ浮ネハ悲キニ、汗

ニ²⁶涙ノ色、耳ヲドロカス波ノ音、イト²⁷哀ソ増リケル。²⁸シバシハ小島ニ²⁹マシクケルヲ、「コ、ハ猶津宿³⁰近シテ人繁シ。悪カリナン」トテ、

後ニハ³¹難波ト云所ヘ³²奉³³ニ移居ケリ。

【校異】 1 〈成〉「淡島」とし、「島」に見せ消ち。右に「路ノ」を傍記。 2 〈近〉「モ」なし。 3 〈成〉「廢太子ノ」、〈蓬〉「廢太子の」、〈静〉「廢太子の」。 4 〈成〉「朽セス」。 5 〈近〉「たかふて」、〈蓬・静〉「誰筆」。 6 〈蓬〉「あかしのうら」。 7 〈成〉「エイ崎」、〈蓬〉「ゆい崎」。 8 〈成〉「林崎」。

9 〈成〉「藻懸瀬戸」、〈近〉「もかけのせと」、〈蓬〉「蒸上のせと」、〈静〉「蒸上のせと」。 10 〈成〉「蓬崎」。 11 〈成〉「漕渡」、〈近〉「こきわたし」、〈蓬〉「漕わたり」、〈静〉「漕渡り」。 12 〈近〉「うちうみを」、〈蓬・静〉「内海を」。 13 〈近〉「ニ」なし。なお、「出給ひし」。 14 〈成〉「成行」、〈近〉「なりゆき」、〈蓬・静〉「成ゆく」。 15 〈蓬〉「故郷のみ」。 16 〈蓬〉「たゝのみにそ」とし、「たゝ」の後に補入符あり。右に「涙」を傍記。 17 〈静〉「モ」なし。 18 〈成〉「永ヘシトモ」。 19 〈成〉「道」。 20 〈近〉「こゝまで」、〈蓬〉「これまで」、〈静〉「是まで」。 21 〈成〉「ニ」なし。なお、「下」著給ケリ。

〈蓬〉「下付給にけり」、〈静〉「下付給ひにけり」。 22 〈蓬〉「波は」、〈静〉「波は」。 23 〈近〉「しようくとして」、〈蓬・静〉「肅々として」。 24 〈成〉「ハ」なし。なお、「小時」。 25 〈蓬・静〉「御座けるを」。 26 〈近〉「ちかうして」、〈蓬・静〉「ちかくして」。 27 〈近〉「なんはと」、〈蓬〉「難波と」、〈静〉「難波と」。

【注解】 ○淡路ノ絵島ヲ見給フニモ、昔廢太子ノ遷レテ、波ニ朽セヌ 絵島ヲバ誰筆染テ写ケント、昔語モイト悲シ 前節に続き、この後の

淡路ノ絵島ヲ見給フニモ、昔廢太子ノ遷レテ、波ニ朽セヌ 絵島ヲバ誰筆染テ写ケント、昔語モイト悲シ 前節に続き、この後の

一旦の配流地小島（兎島）までの道行文がさらに続く。〈盛〉の独自本文。但し、近似文が、次に見るように〈延・長・屋・覚〉の「月見」に見られる。

〈延〉或ハ光源氏ノ跡ヲ追ヒ、諏磨ヨリ明石ヘ浦伝ヒ、或ハ淡路ノ廢帝ノ住給シ繪島ヲ尋ヌル人モアリ（巻四一〇八ウ）

〈長〉源氏大将の跡を追、すまよりあかしへ浦つたふ人もあり。

はぢの瀬戸ををし渡り、ゑじまの月みる人も有（三一七〇頁）

〈屋〉或ハ源氏ノ大将ノ昔ノ跡ヲ尋ツ、諏磨ヨリ明石ノ浦伝淡路ノセトヲ押渡リ、繪島カ磯ノ月ヲ見ル（三三六二頁）

〈覚〉或は源氏の大将の昔の跡をしのびつゝ、須磨より明石の浦づたひ、淡路のせとををしわたり、繪島が磯の月を見る（上一二七二頁）

特に近似するのが、傍線部に明らかのように、「繪島」と「淡路ノ廢帝」との関わりを記す〈延〉。ちなみに〈盛〉の「月見」の本文は、次に示すとおり、〈延〉から「淡路ノ廢帝」についての当該本文が抜き取られた形に近い。

〈盛〉或ハ源氏大将ノ跡ヲ追、須磨ヨリ明石ニ浦伝フ人モアリ（巻十七。三—三三二頁）

〈盛〉の独自本文（巻七）は、〈延〉の巻四の本文から取り込まれた可能性が高い。したがって〈盛〉「廢太子」は、〈延〉「廢帝」とあるのが本来の形で、誤って「廢太子」として引かれたか。「繪島」は、淡路国の歌枕。「今の兵庫津名郡淡路町岩屋。淡路島北端の東側、海に臨んだ小さな岩島のことだという。「繪島が磯」「繪島が崎」「繪島の浦」という形でもよまれた。「絵」の縁で「色」「色どる」とよまれ

たり、対岸の「須磨」「明石」の縁で「千鳥」「月」などもよまれることが多かった」（片桐洋一・四七三頁）。〈吉田地名〉「岩屋町の東端なる岩屋の名なり。水路志云、松尾崎の南東の一海里半許に、岩崖の二小半島あり、一を繪島といひ、高四十七呎、…中略…繪島は高九間半、周四十間、良の方に六十間許の平場あり、頂上に宝篋印塔一基を安置す、此島ささやかなれど、土砂の色沢光輝あり、赤壁蒼崖、筆を以て画き成せるごとし。〔史料通信叢誌〕按ふに、此巖に赤き所、黄なる所、黒き所ありて、之を浪に洗はれて種々の画文を成し、老松之に生じたり、奇状いふばかりなし。〔名勝地志〕常磐草云、繪島と云は岩屋天地明神の磯辺につゞける一塊の丹石にして、之を望めば赤珠のあまた凝り聚まれる者のごとし、其石紋自ら人物鳥花の象ありて、彫がごとく絵くがごとく、玲瓏として愛す可し、海より寄せくる波に石面を磨して、画文を成したるにや、又島の頂には一石塔を置けり、何人の所為なりや知らず、緑樹数株あり、崖壁直峭にして攀登りがたし、島の磐根は平かにして、席を設たるごとく、海潮に臨て潔し、雪月の時尤賞遊すべし」（上方一〇〇五—一〇〇六頁）。〈角川地名・兵庫県〕「平安期から見える地名。淡路国津名郡のうち。「枕草子」に「島は八十島、浮島、たはれ島、繪島」とあるのが初見。古くから月の名所として知られ、歌枕として多くの歌に詠まれた。…〔中略〕…仁治4年に四国に配流された高野山正智院の道範阿闍梨は岩屋に一泊して「石屋并繪島」を巡見、「繪島の明神」（石屋神社）にも詣でてゐる（南海流浪記／群書18）。西行の「山家集」に「千鳥なく繪島の浦に澄む月を浪にうつつて見る今宵かな」（古典大系）、「建礼門院右京大夫集」に「めぐりきて見るに袂をぬらすかな繪島にとめし水荖の

あと」（同前）。また、「後鳥羽院御集」に「あさりするたなし小船漕かえりえ島か磯はあかさかもみん」など作品は枚挙にいとまがない。戦国末期の天正15年7月、武將細川幽斎は九州から大坂への途次に淡路に立ち寄り当地を見物した。幽斎撰「九州道の記」には「又絵じま」という磯を見るに、山のかさなりてしまのあれば、いく重とも波ちはるかにたゞみなす山や誠のゑしまなる覽」と見える（群書18）。淡路町岩屋の東海岸に当たる」（二六―一頁）。いずれの説明にも、〈盛〉のような絵島と廢太子との関係を説明するものはない。〈盛〉「廢太子」に該当する人物としては、古くは国文叢書『源平盛衰記』（一九一三・12）に見る光仁天皇の皇子早良親王説がある。親王は、藤原種継暗殺の嫌疑をかけられ、無実を訴えて十余日絶食し、淡路に配流の途中河内の高瀬で死去し、淡路に到着後葬られている。「太子不自飲食」。積「十余日」。遣「宮内卿石川垣守等」、駕「船移」送淡路」。比「至高瀬橋頭」、已絶。載「屍至」淡路「葬云々」（『日本紀略』延暦四年九月二十八日条）。しかしながら、〈盛〉の当該本文が〈延〉「月見」のような本文から転用されたとすれば、淡路の廢帝と呼ばれた淳仁天皇（明治三年に贈られた諡号）が該当しよう。但し、〈盛〉が、「廢太子」とする意図は不明。金刀比羅本『保元物語』は、次のように記す。

彼は淡路の絵島と申せば、大炊の廢帝の移されて、いくほどなくてかくれさせ給けん所にこそと知しめす。（旧大系一六三頁）

罪を得た崇徳院の、讃州に遷幸の折の道行文に見られる一節である。『簾中抄』の「淡路廢帝」すなわち淳仁天皇条には、淡路に流され亡くなったと記される。「高野天皇いくさをおこして位をおしとりて親王とす。あはぢの国にうつし奉らる。かしこにうせ給ぬ。ゑみの大

とひとつ心にて謀反をおこしたりとて、かくながし奉らる。あはぢに三年おはしましける」（改訂史籍集覽二二頁）。また『帝王編年記』は、淳仁天皇が淡路に配流され、当地で崩じたと記す。「上皇發兵。退天皇位。配淡路国」。帝与「惠美大臣同心之由、依有「其聞」也。天平神護元年乙巳十月崩。御年三十三。奉葬「淡路国三原郡」。号「淡路廢帝」（天平宝字八年十月九日条）。なお「波二朽セヌ絵島ヲバ誰筆染テ写ケント、昔語モイト悲シ」の「絵島ヲバ誰筆染テ写ケン」とは、「絵島」に「絵」をかけて言うのだが、そうした絵島を書き留めた「昔語」とは具体的にどのようなものを言うのかは不明。なお、室町時代物語『岩屋の草紙』では、姫君が明石付近の孤島に置き去りにされる場面で、「和田の岬をくるく」と廻りて、淡路の絵島が磯に揺られけり。その時、佐藤左衛門海の中を見れば大なる岩あり。嬉しく思ひて、此岩の上に捨て置きて、『自らともかくも成り給へ』と申せば」（新大系『室町物語集』上―二九頁）とある。本作は『風葉和歌集』所引「いはや」の改作とされており、「絵島」にはこういった物語における捨てられる姫のイメージもあったか。○月名ニシホフ明石ノ浦「明石（明し）」の縁語として「月」が読まれる。早い例としては、『後拾遺和歌集』巻九羈旅の五三―五二四の歌が見られる。「播磨の明石といふ所に、潮湯浴みにまかりて、月の明かりける夜、中宮の大使所にたてまつり侍りける。中納言資綱 おぼつかかな都の空やいかならむ今宵あかしの月を見るにも」（五二三）。『平家物語』では、「鱸」に〈寛〉「忠盛、備前、国より、都へのぼりたりけるに、鳥羽院、『明石浦はいかに』と、御尋ありければ、有明の月も明石のうら風に浪ばかりこそよるとみえしかと申たりければ、御感ありけり。此歌は、金

葉集にぞ入られける」(上―一〇頁)とある。本全釈の注解「明石ノ浦ヲ過給ニモ、カレナラン」(九―五四頁)参照。○エイ崎 兵庫 県明石市大久保町江井島。播磨灘に面する。江井島は、「中世」江井島 鎌倉期から見える地名。播磨国明石郡のうち。宮島・エイカ島・栄島とも書き、また江井崎ともいう。…中略…。鎌倉末期〜南北朝期と考えられる年末詳正月20日の東大寺衆徒衆議披露状に「播磨国宮崎商人」らが東大寺領の「撰津国経島関所」(兵庫関)で狼藉を働いていることが見える(東大寺文書/神戸市史資料1)(〈角川地名・兵庫県〉二五八頁)。「逢」の「ゆい崎」は誤り。「エ」を「ユ」と誤ったのであろう。○林崎 兵庫県明石市林崎町。林崎は、「南北朝期、観応2年10月15日の四条姫宮議状案に「はりまの国五ヶ庄の内ハやしききのむら」が見え、大徳寺末の尼寺妙覚寺に永代寄進されている(大徳寺文書1/大日古)(〈角川地名・兵庫県〉二二二頁)。また、〈平凡社地名・兵庫県II〉には、「明石市の海岸部に所在したと考えられる中世の村。現林崎町を遺称とする。(中略)年末詳九月一日の岩崎宮雜掌定誓請文(大徳寺文書)によると、後鳥羽院の後妃の一人修明門院(藤原重子)領一六カ所の一所で、承久の乱後没収されたが、文永―正安(二二六四―一三〇二)には鎌倉幕府より安堵がなされ、建武三年(一三三六)足利尊氏により「五箇庄内林崎村」が安堵されている」(二二三頁)。○小松原 兵庫県高砂市荒井町小松原。「加古川下流右岸に位置する。通称松原ともいい、地名の由来は加古川河口部の松原によると推定される。…中略…。播磨国加古郡のうち。北野天満宮領」(〈角川地名・兵庫県〉六三三―六三四頁)。「荒井村の北東に位置し、加古川下流右岸に立地する。松原とも称され、加古郡に

属した。嘉元四年(一二〇六)六月一二日の昭慶門院領目録案(竹内文平氏旧蔵文書)の非寺領庄々のなかに京都北野社常灯用途一千二〇〇疋(二貫文)を負担する小松原庄がみえる」(〈平凡社地名・兵庫県II〉一九九頁)。○高砂ヤ尾上ノ松モ過ケレバ 高砂は、兵庫県高砂市。高砂は、「鎌倉期から見える地名。播磨国加古郡のうち。『明月記』によれば、建永2年4月、当地は名所として後鳥羽上皇の最勝四天王院の障子絵の画題に取り上げられ、信濃房康俊によって描かれた(纂集)(〈角川地名・兵庫県〉八七〇頁)。片桐洋一によれば、高砂は、「和歌でよまれる場合は、本来的には、固有名詞ではなく普通名詞として小高い丘をいったようである。『高砂の尾上』と続けるのもそのためであり、『後撰集』にある素性法師の歌「山守は言はば言はなむ高砂の尾上の桜折りてかざさむ」が京都の花山にてよんだ歌であることによってもそれはわかる」(二四五頁)とあるが、この場合は、地名としての「高砂」か。高砂を地名とした和歌としては、『後拾遺和歌集』九八五の藤原義定の「われのみとおもひこしかどたかさごのをへのまつもまたたてりけり」がよく知られており、詞書には「身のいたづらになりはてぬることをおもひなげきてはりまにたびたびかよひ侍けるにたかさごのまつをみて」(『新編国歌大観』)とある。この歌については、『十訓抄』に「同人(橋俊綱)、播磨へ下りけるに、高砂にしておのの歌よむ。大宮先生義定といふものの歌に」(新日本古典文学全集一二六頁)とあり、この時期には「高砂の尾上の松」が歌枕として定着していたことを示していよう。なお『高倉院嚴島御幸記』には、昼食を播磨国山田で済ませた後、明石の浦を経て、申時に「高砂の泊に着かせ給」(新大系一二頁)とあるほか、『山槐記』治

承三年六月二十二日条に記された、清盛による厳島参詣の記録においても六月七日に都を出立した二行が、十日に「高砂古」に一泊している。なお、〈長〉は住吉社への願書奉納に触れる異文のあと、「尾上吹こす松風、冷しく袖にぞわたりける。高砂山の松、よそになるにつけても」（1—192頁）として高砂のみ地名に触れる。○室ノ泊ニ著給フ 室津。兵庫県たつの市御津町室津。「嫦娥山山麓。播磨灘に面する入江に沿って位置する。室の津に由来する。「室の津」は「室の泊」「室の港」ともいわれ、「室」は古代以来、和歌にも詠まれ、また平安期以来の「室の御厨」の地でもある。室の地がいつから「室津」と呼ばれたかは明らかではないが、室町末期以降、次第にこの名に定着したかと思われる」（〈角川地名・兵庫県〉一四七一頁）。『高倉院厳島御幸記』でも治承四年四月二十二日に室津に停泊している。中世には遊女や白拍子が活動の拠点としたことで知られる。『法然上人絵伝』「回国室の泊につき給に、小船一艘ちかづききたる、これ遊女がふねなりけり」（続日本の絵巻2—149頁）。○藻懸ノ瀬戸 校異9の〈成・静〉にみるように、「むしあけの瀬戸」、つまり「虫明」の地を指そう。岡山県瀬戸内市邑久町虫明。「平安期から見える地名。…中略…。「狭衣物語」に主人公狭衣の恋人飛鳥井女君が入水を企てた所として「むしあけのせと」とあるのが初見（古典大系）。…〈中略〉…当地はリアス式の良港で、古来曙の名所として知られており、歌枕としても有名で、「虫明の瀬戸」「虫明の浜」「虫明の磯」「虫明の松」などを読みこんだ歌は多い。なかでも「夫木抄」には、平忠盛・藤原俊成・同女・藤原定家・源実朝・源通具・藤原為家らによる多くの歌が収められている」（〈角川地名・岡山県〉一一二頁）。『山槐記』

治承三年六月二十二日条の厳島参詣記録によれば、「十一日未明出御船、已剋過室、申剋至于虫上□□頭着牛間戸、件所有入道宿屋」とあり、牛窓に宿泊しているが、虫上に船をとめたかは不明である。『捨遣愚草』一六九「しるべせよむしあけのせとの松の風ほか行く浪のしらぬ別に」（『新編国歌大観』）。○蓬方崎、ヤヨリノ浜ヲ漕渡 岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍かしにある地。蓬崎は牛窓湾に西側から入る入口にあたり、現在は逢崎灯台が立っている。頂上付近には二塚山古墳がある（平凡社地名・岡山県 四二〇頁）。「ヤヨリノ浜」は、〈角川地名・岡山県〉の「鹿忍」の項によれば、矢寄ヶ浜は今西脇海水浴場としてにぎわいをみせ、牛窓地区の島嶼を臨む蓬崎にはベンシヨン村ができていた（一四二頁）。中世の頃の両地については未詳。なお、「漕渡」を黒川本は、「漕渡」リ」と読む。○備前国阿江ノ浦ヨリ、内海ヲ通テ「阿江ノ浦」未詳。柏谷嘉弘は、「藤戸」より西、倉敷市に「安江」の地があることから、「安江」を「阿江」と書いた可能性を指摘する（四頁）。ただ「安江」は、「備中の国」に位置し、「備前国」とする設定とは整合せず、児島より西方に位置する。また、〈校注盛〉は「阿閑（兵庫県加古郡）か」（2—19頁）とする。しかし、阿閑では、読みの上では整合するが、播磨国の地となり、「備前国」とは整合しないし、児島からは離れる。これに対して、〈新定盛〉は「阿仁の浦の誤りか。古くは吉井川河口部東の入江で児島の内海の入口に当たった」（1—132頁）とする。「江」と「仁」の字体の近似からもその可能性はあろう。また、「備前国阿江ノ浦ヨリ内海ヲ通テ」とあることから、ここが児島湾の入口に当る場所であることは間違いないと思われる。ちなみに、児島湾東岸には、神武天皇の兄五瀬命

を祀った安仁神社があり、『古事類苑』神祇部所引の「安仁神社社記」には「東南の海浜に皇兄尊の霊宮を建営て、兄神社（…中略…）と奉称しける」（一〇五頁）とあることから、「阿仁の浦」の誤りと考えるのが妥当だろう。○小島ト云所ニツキ給フ ほぼ同様に記すのが、〈鬪・延・屋・覚〉。〈鬪〉「着備前国児島ト云所」（二下―三二オ）、〈延〉「備前小島ト云所ニ落着給へり」（卷二―五九オ）。〈四〉は卷一が欠卷だが、卷三「丹波少将都帰」に、「二月廿日上漕下寄上て云下備前。児島ト之処上尋下入上て故大納言の御所へ之見下」（二月廿日に、備前の児島と云ふ処へ漕ぎ寄せて、故大納言の御しける所へ尋ね入りて見たまへば。一〇〇左）とあるように、成経は、都帰りの途中に父成親の配流地備前の児島に立ち寄ったとする。児島は、〈角川地名・岡山県〉「平安末期から見える地名。児島郡のうち。小島とも書いた。現在当地は児島半島として本州に陸続きになっているが、古くは瀬戸内海の島であり、交通上・軍事上にも要衝の地であった。なお小島は島全体が児島郡であり、史料上は郡名として、あるいは島名として記されている場合が多い」（四七六頁）。吉井川、旭川、笹瀬川、高梁川の地積作用で、十七世紀「吉備児島」は陸繋島となり、「内海」は「児島湾」となった（柏谷嘉弘・三頁）。『高倉院厳島御幸記』によれば、高倉院の厳島御幸の折には、往路復路共に「児島の泊」に停泊している（新大系一四頁、二二頁）。また、成親の配流地「児島の泊」を「郡」（岡山県岡山市南区）と考える柏谷嘉弘は、「郡家のある「郡」であれば、監視するには恰好の地」（八頁）とする。承久の乱後にも、後鳥羽上皇の皇子頼仁親王が児島に配流されており、佐々木盛綱の子太郎信実が子息たちにこれを守護させたことが『吾妻鏡』に記されている（冷

泉宮令「遷于備前国豊岡庄児島」。佐々木太郎信実法師受武州命、令子息等奉守護之云々」承久三年（一二三二）七月二十五日条。一方、〈長・中〉は次のように記す。〈長〉「備前国こじま内、下津井といふ所をば、通庄と云。是につけて田井の浦にましくて、それよりして民の家のあやしげなる、柴のあみ戸の内へぞ入たまひにける」（一―一九一―一九三頁）、〈中〉「去程にびぜんのかじまにつき給ふ。たいのうらと申所に、あさましげなるしばのいほりに、をき奉る」（上―一二二頁）。下津井は、「瀬戸内海に突出する児島半島の南端は屈曲に富み、自然に港を形成、下津井四ヶ浦と総称されるがその岬角部の西半分に位置する。地名の由来は上の津（吹上）に対しての下の津かと考えられる。…中略…。鎌倉期から見える地名。備前国児島郡のうち、当地は瀬戸内海航路の中継地点として、また、備讃瀬戸を臨む軍事上の拠点として、要衝の地であった」（〈角川地名・岡山県〉五七一頁）。「通庄」は「通生庄」とも表記し「かよふしやう」と訓む。中山忠親の所領だったらしく、治承三年に前太政大臣藤原忠雅（忠親の兄）とともに厳島に向かった清盛一行が六月十二日に通生庄を通った際に、本庄・新庄の沙汰人に命じて、本庄の浜に御所を設けさせている（『山槐記』治承三年八月二十二日条「十二日丑廻出御船、已廻令過予通生庄前給、本庄沙汰人造酒正祐安真人、新庄沙汰人和泉（…男九条院藏人大夫光仲、兼日下遣、令催設御（…本庄浜以黒木為柱、葺松葉、御所三間）。「田井の浦」は、「田之浦」と考えられよう（〈延全注釈〉卷一―二六六頁）。「児島半島の南端。鷺羽山西麓の瀬戸内海に面し香川県坂出市の檀石島を指呼の間に望む。地名の由来は古名の田土浦にちなむとするが、古地に奥山田があり、そ

こから南の海が近かったとするとあるいは山田の浦の転訛とも考えられる。治承年間藤原成親が鹿ヶ谷事件の結果備前児島に流された地は鷲羽山第2展望台の下、松林の中の流人屋敷といわれるところと伝える」（角川地名・岡山県 六九七頁）。○都ヲ出給ニシ後日数フレバ、遠成行古里ノミ恋クテ、道スガラ只涙ノミゾ咽ビ給フ 罪を得て妻子を置いたまま都を遠く離れて涙する成親を描く。〈盛〉の独自異文。これに近い表現として、〈延〉は「日数経マ、ニハ都ノミ恋シク、跡ノ事ノミゾ穴倉思給ケル程ニ」（巻二一五九オ）とし、続けて「備前小島ト云所ニ落着給ヘリ」とする。〈鬪・長・屋・覚・中〉も同様。〈長〉「いとゞ都遠ざかりぬるこそかなしけれ。故郷は、雲のはるかに立へだより、むしの音しげき遠国は、日にしたがひてちかくなりまざる」（一〇—一九二頁）。〈覚〉「都は次第に遠ざかり、日数やうく重れば、遠国は既近付けり」（上一〇七頁）。成親が出京したのは六月二日。児島に到着した日付は未記載のため不明。参考にした事例で示せば、『高倉院厳島御幸記』では、出京が三月十七日、二十三日に児島の泊、西園寺宣久の『伊勢参宮海陸之記』では、六月二十二日に下津井発、七月三日に京着、是齋重鑑の『九州下向記』では、五月二十九日出京、六月六日に小島（児島）。また、治承三年、清盛の厳島参詣では、六月七日に京都を出立、十二日に児島（通生庄）に立ち寄っている。それぞれに事情が異なり、一律に論ずることはできないが、都から児島までに、おおよそ六日から十日前後経過していることが分かる。ただし、『高倉院厳島御幸記』や治承三年厳島参詣の場合は、途中で歓待の行事などによる滞在時間も少なくないので、配流の場合はもう少し日程が短縮される可能性がある。○ハカ

くシク湯水ヲダニモ聞入給ハザリケレバ、ナガラフベシトモ覚サ、リケレ共、サスガ露ノ命ノ消ヤラデ、此マデ下リ着給ニケリ 近似本文は、〈鬪・延・屋・覚・中〉にも見られる。〈鬪〉「船ノ中波ノ上ノ櫛湯水モ更ニ聞入_レ御命可_レ永不_レ見_レ露_レ命石流_レ不_レ消_レ（船の中、波の上の櫛湯水も更に聞こしめし入れたまはねば、御命永らふべしとも見えたまはねども、露の命も石流に消えたまはず。下一三一オ。傍線部「櫛」の読み、意味未詳）」、〈延〉「道スガラモ只涙ニノミ咽給テ、ハカくシク湯水ヲダニモ喉ヘ入給ハネバ、ナガラフベシトモ思給ネドモ、サスガ露ノ命モキヘハテ給ハズ」（巻二一五九オ）、〈中〉「みちすがら涙にむせび、ながらふべしとはおぼえねども、露の命はきえやらず」（上一一一—一二二頁）。〈屋・覚〉も同様。〈延〉が一番近似する。成親は、都を出て後、いつ処刑の命が下るのかと思うにつけても、湯水すら喉を通らないため、とても命長らえようとは思われなかつたがの意。一類本『平治物語』「常盤は」左馬頭うたれぬと聞した後は、湯水をだにも見ざりければ、影のごとくおとろへて、心まどひのみしけるが」（新大系二四三頁）。○民ノ家ノ怪ケナルニ奉居置成親は、粗末なみすばらしい民の家のような所に入れられたとする。〈鬪・延・屋・覚・中〉も同。〈鬪〉「奉_レ入_レ民家恠_レ氣_ニ柴庵_ニ（民の家）の恠し気なる柴の庵にぞ入れ奉る。下一三二オ」、〈延〉「民ノ家ノアヤシゲナル柴ノ編戸ノ内ヘゾ入給ニケル」（巻二一五九オ）、〈屋〉「民ノ家ノ浅猿_ニケ成_レ柴ノ庵ニ入_レ奉ル」（一七五頁）、〈覚〉「民の家にあさましげなる柴の庵にをき奉る」（上一〇七頁）、〈中〉「あさましげなるしばのいほりに、をき奉る、かた山ざとのしづがすむ、はにふのこや、是ならん」（上一一二二頁）。〈長〉は、より詳細に、

往事と比較しながら、そのみすばらしさを強調して具体的に描く。〈長〉「民の家のあやしげなる、柴のあみ戸の内へぞ入たまひにける。三方はつちにてかべをぬりまはして、くち一をあけたれば、はにふの小屋とも云つべし。大納言は、こと更家居を結構し、山庄をすごくおもしろくこそ好まれしに、身はならはしの物といひながら、かゝる所にもすめばすまるゝやと、身のをきどころなくぞ思はれける。されども思にきえぬいのちなれば、明しくらしたまひけり」(111—113頁)。仁安二年(一一六七)藤原師長の土佐配流の際には、妻の実家が配所への「志」すなわち援助をしていた記録が見られる(『山槐記』四月二十七日条)。この場合、「志」を受け取り現地で実行することができ、ある程度の勢力を持つ有力者の存在が推測できよう。このように、都にそれなりの地位の縁故者がいる場合、『平家物語』が記すような酷い生活環境にはならなかったと考えられる。また、承久の乱の冷泉宮(頼仁親王)の備前国豊岡庄児島に配流の例では、現地の有力武士である佐々木信実が北条泰時の命を受け、子息たちに流人の守護をさせているが(『吾妻鏡』承久三年七月二十五日条)、この場合の「守護」には生活全般の維持・管理と警護・監視が含まれていたと考えられよう。こうしたことから『平家物語』が記す「民ノ家ノ怪ゲナル」が、そのような場所として実際に用いられたかは疑問が残ろう。〈盛〉では、罪を許された成経が、備前の児島に着いた折、父が身を寄せた宿所は次のような様子であったとする。〈盛〉「少将ハ始御座ケル父ノ御跡ト聞テ、児島ノ宿所ヲ見給ヘバ、柴ノ庵ノ奇ニ、草ノ編戸ヲ引立タリ」(巻十。211—212頁)。先に見る〈延〉の本文に近似している。

父大納言ノオワシケル所ヲ立入テ見給ヘバ、柴ノ庵、竹編戸ヲ引立タリケル、浅猿シキ山辺也」(四一ウ)とあり、先の本文(巻二—五九オ)とほぼ重なる。また、この後に、成親の北の方が成親のもとに遣わした信俊が見た光景を、〈延・長・盛〉は、より具体的に記す。〈延・長〉「土ヲ壁ニヌリマハシテ、アヤシゲナル柴ノ庵ノ内ナリ。藁ノツカナミト云物ノ上ニ、僅ニ莖一枚敷テゾスヘ奉リタリケル」(〈延〉巻二—六六オ)、〈盛〉「奇気ナル小屋ニ、垣ニハ土ヲ壁ニ塗廻、戸ニハ藁ノコモヲ懸垂タリ。内ニ差入テ見廻セバ、藁ノ束ト云物ヲ敷テ、瘦衰タル法師アリ」(114—115頁)。○彼所ハ、後ハ山、前ハ磯、岸ウツ浪ハ漚々トシテ音幽ニ、松吹風ハ肅々トシテ物サビシ 近似本文は、〈鬮・延・長・屋・覚・中〉にも見られる。〈鬮〉「彼所、後、山前、磯吹、松風ノ音打」岸打波響何催哀、媒也(彼の所は後ハ山、前は磯なれば、松吹く風の音、岸打つ波の響き、何れも哀れを催す、媒なり。以下—三二オ)、〈延〉「後ニハ山、前ハ磯ナレバ、松ニ答フル嵐ノ音、岩ニ摧ル波ノ声、浦ニ友呼浜千鳥、塩路ヲサ渡ルカモメ鳥、適指人物トテハ、都ニテ詠シ月ノ光計ゾ、只ガハリモセズ澄渡リケル」(巻二—五九オ)、〈長〉「うしろは山、前は磯なれば、松にことふる嵐の声、岩にくだくる浪の音、浦にもよぶ浜千鳥、しほぢにさわたるかもめ、たま〜さし入ものとは、都にてながめし月の光に、面がはりせずすみまざりける」(111—113頁)、〈覚〉「島のならひ、うしろは山、前は海、磯の松風浪の音、いづれも哀は尽きせず」(上—二〇七頁)、〈中〉「しまのならひうしろは山、まへはいそなれば、きしうつなみのをと、松ふくかぜのこゑ、あはれはいづれも、つきせざりけり」(上—二二頁)。〈屋〉も同じだが、「前ハ海ナレバ」とする。〈延・長〉

は背景の山の描写に対して、眼前の海浜の描写が詳細である点が特徴。
 〈鬪・屋・覚・中〉はその点、〈盛〉に似るが、〈中〉が特に近似する。
 「瀝々」は、「風や波などが音をたてるさま」（『日国大』）。「肅々トシテ」
 は、校異23や前後の意から解しても誤りで、「蕭々トシテ」とするの
 が正しい。「蕭々」は「雨や風や川の流れの音、また鳴き声などのさ
 びしいさま」（『日国大』）。○去ヌダニ旅ノ浮ネハ悲キニ、汗ニ諍涙
 ノ色、耳ヲドロカス波ノ音、イトゞ哀ゾ増リケル 〈盛〉の独自本文。
 そうでなくても船中での旅寝は悲しいのに、折しも六月中半、汗と争
 うかのような悲しみの涙、はっとさせる波の音、ますます哀れは増す
 ばかりであったの意。「浮寝」は、「鴨や鴛鴦などの水鳥が水の上で浮
 いたまま眠る習性を見て、不安定な、気分の落ち着かないことと考え
 たところから出た表現。そこから、上陸せずに船中で仮泊する意に用
 い、旅中の心細い境涯や悲しみを詠むのに用いられた」（『日国大』）。
 『新勅撰和歌集』源師光・五二四「てる月のみちゆくしほにうきねし
 てたびの日かずぞ思ひしらるる」。○シバシハ小島ニマシクケル
 ヲ、「コ、ハ猶津宿近シテ人繁シ。悪カリナン」トテ、後ニハ難波ト
 云所へ奉移居ケリ しばらくは児島にいらっしやっただが、ここは
 津や宿が近く人の往来も激しく、流刑の地としては良くないといふこ
 とで、その後は難波という所へ移したとする。児島からの移転理由と
 して、〈盛〉に比較的近似する本文を記すのが〈屋・覚・中〉。〈屋〉「サ
 ル程ニ大納言ヲ備前ノ児島ニ置奉リタリケルヲ、此ハ船村近キ所ニ
 テ悪カリナントテ、難波ガ計ニテ地へ渡シ奉リ、備前備中ノ堺庭妹郷
 有木別所ト云所ニ奉置」（二七八—二七九頁）、〈覚〉「新大納言は備
 前の児島におはしけるを、あづかりの武士、難波次郎経遠、『これは

猶丹津近うてあしかりなん」とて、地へわたし奉り、備前・備中両
 国の堺、庭瀨の郷有木の別所と云山寺にをき奉る」（上—二〇九頁）、
 〈中〉「さる程に大納言は、たひのうらにおはしけるが、こゝは猶ふな
 つきにて、びんぎあしかりなんとて、こなたの地へわたし奉る。び中
 びぜんりやうごくのさかひ、なんばにうせのがう、ほそたに川をおび
 にせる、きびのなか山のふもと、ありきのべつしよといふ所に、をき
 奉る」（上—一二三頁）。傍線部が〈盛〉に近似して注意されるが、波
 線部に見るように、〈屋・覚・中〉いずれも、成親は「有木の別所」
 に移されたとする点が異なる。〈屋・覚・中〉に見る「庭妹・庭瀨」は、
 表記としては庭妹が古いが、中世には「庭瀨」とも書いた。岡山市北
 区庭瀨。妹尾とは笹ヶ瀬川の支流である足守川を挟んで隣接していた。
 「有木の別所とは吉備の中山西麓、備前の吉備津彦神社と備中の吉備
 津神社の中間の地域（吉備津）」と推定され、山の中腹に成親の供養塔
 と伝えられる石塔が現存する」（『角川地名・岡山県』一二〇八—
 一二〇九頁）。松浪久子によれば、嘉永七年（一八五四）二月叢業の『備
 中国大絵図』によれば、絵図には「有木別所ココニアリ」と小さな寺
 院の絵と共に記されており、江戸末期頃はまだ有木の別所と呼ばれて
 いた（六九頁）。〈中〉の「ほそたに川をおびにせる、きびのなか山」
 は、『古今和歌集』一〇八二「真金ふく吉備の中山おびにせるほそた
 に河のをとのさやけさ」による。〈盛〉の「難波」は、成親の身を預
 かることになった難波次郎経遠の所領地を言うのであろう。先に引い
 た〈中〉に、「び中びぜんりやうごくのさかひ、なんばにうせのがう」
 （上—一二三頁）とあることから、庭瀨郷を含む地と考えられる。
 この後に見る〈鬪〉も「難波」と記す点注意される。〈補任〉「同（藤

成親〈四十〉：〈中略〉：七月十三日於難波薨。先是出家（一四八四頁。渡辺達郎・三六頁）。「有木の別所」は、経遠の所領近くの地であった。〈延〉「是ハ海中ノ島ニテ候之間、何事ニ付テモスミウク候ニ、此ヨリ北ニ経遠方所領近ク候所ニ、吉備中山細谷川ナムド申テ、名アル所候。彼所ニ有木別所ト云、イタヒケシタル山寺ノ候コソ、山水木立優ナル所ニテ候ヘ」（卷二一〇四オ〜一〇四ウ）。当該記事は、清盛による成親殺害の命を受けて、成親の世話役である智明が、成親を殺害すべく有木の別所に誘い出す場面に見られる。同場面の〈盛〉には、「直ニ足手ヲキリ奉劔首コト、サスガ、ハユクヤ思ケン、『不知シテ奉失』トテ、深キ磯ノ底ニ篋ヲ植テ、突落シテゾ殺シケル。『只一度ニ劔首タラバ、尋常ノ習ニテ有ベキニ、心ウクモ計タリケリ』ト、無情コソ云ケレ。其ヨリ取拳テ、備前備中ノ境ナル有木ノ別所ト云処ニ送捨」（一四九二頁）とある。これによれば、成親は、穴に落とされ殺された後、穴から取り出され、有木の別所に送り捨てられたとする。つまり〈盛〉では、難波（或いは小島）のある地で殺され、その遺体は有木の別所に捨てられたことになる。なお、『平家物語』諸本においては、次に示すように、欠巻のある〈四・闘〉と、〈屋・中〉を除き、〈延・長・盛・覚〉には、成親が流された地、成親の従者信俊が主のもとに訪れた地、成親が殺害された地、成親が遺した筆のすさみの地との間に混乱が見られる（〈四評釈〉五―五九頁）。諸本ごとくに整理して示そう。

〈四〉（巻二欠巻）↓巻三。成経、鬼界が島より戻る途中に、成親の居た備前の児島を訪問。「斯ル所且住事の後痛不」
 （斯かる所に且くなれども住みたまひけん事の最後まで痛はしくて涙ぞ

尽きせず。一〇〇左）。「且くなれども住みたまひけん」とは、児島にしばらく居た後に他の地に移ったとするのか、児島にしばらく居た後に殺害されたとするのかが不明だが、後者か。↓信俊、児島に下向。墓は家の後。（家の障子に）「六月廿三日有信俊下向」。源左衛門尉参知御墓問何彼の家の後と申（『六月廿三日に信俊下向す』とも有りければ、源左衛門尉参りけりと知りたまふ。『御墓は何くぞ』と問（問）ひたまへば、『彼の家の後』と申す。一〇一右）。巻二は欠巻のため、信俊下向記事は不明だが、当該本文によれば、信俊は児島に下向して、成親の墓は児島の家の後にあることになるが、巻二に、成親の墓が児島にあると記しているのかについては不明。

〈闘〉 卷二下。成親備前国児島に到着（三二一オ）。注解「彼所ハ、後ハ山、前ハ磯、岸ウツ浪ハ瀝々トシテ音幽ニ、松吹風ハ蕭々トシテ物サビシ」項に見るように、その光景は、児島に相応しい。↓流罪途中の成経、難波に流された父成親を思う。「御坐大納言云難波所御在少将云瀬尾所其間僅廿余町也（大納言の御坐しける難波と云ふ所と少将の御在しける瀬尾と云ふ所は、其の間僅かに廿余町なり。三二二ウ）。成親はいつの間にか、難波に移動したことになる。それは、次の信俊下向の本文も同様。↓信俊、成親の流罪の地難波に下る（三三三オ〜三三三ウ）。

〈延〉 卷二。成親備前国児島に到着（五九オ）。↓備中の妹尾に流罪と聞いた成経、その妹尾と、父成親が流罪となった備前の児島との距離を、妹尾兼康に問う（六二ウ）。↓成親の北の方、備前へ使者を遣わす。「哀、殿ハ備前児島トカヤヘ流サレ給タリケルガ、過ヌル比ヨリ有木別所ト云所ニオワシマスト計ハ聞シカドモ」（六五オ）。↓しか

し、使者の信俊が下ったのは、児島であった。「若君、姫君モ面々ニ父ノ許へノ御事ツテトテ、書ヲ給テケリ。信俊是ヲ取テ児島へ尋下テ」(六五ウ)。↓成親が許可無く出家をしたことに激怒した清盛の成親殺害の命を受け、世話人智明が、有木の別所への移動を勧め、そこで殺害する。「是ハ海中ノ島ニテ候之間、何事ニ付テモスミウク候ニ、此ヨリ北ニ経遠方所領近ク候所ニ、吉備中山、細谷川ナムド申テ、名アル所候。彼所ニ有木別所ト云、イタヒケシタル山寺ノ候コソ、山水木立優ナル所ニテ候へ。其へ渡ラセ給候ヘカシ。渡シ進セ候ハン」(二〇四ウ—二〇四ウ)。傍線部に見るように、児島からの移動とするのであろう。次に示すように、〈長〉もほぼ同文。↓卷三。鬼界ヶ島から帰洛の途中に、成経、児島を訪れる。しかし、児島から有木の別所に移り、そこで最期を遂げたことを聞く。「初ハ是島ニ渡セ給候シガ、是ハ猶悪カリナムトテ、是ヨリ北、備前備中両国ノ境、吉備中山ト申所ニ、有木別所ト申ス山寺ノ候ニ、難波太郎俊定ト申者ノ、古屋ニ渡セ給ト承候シガ、早昔物語ニナラセ給ニキ」(四一ウ)。そのため、成経は、再び船に乗り、有木の別所を訪れたとする(四一ウ)。また、成親の居た家の障子に、次のようなことが書かれてあったとする。「前ニハ海水灑々トシテ而、月浮べ真如之光^リ、後ロニハ巖松森々トシテ而、風奏^{常樂之響}。三尊来迎^{之儀}有使^{九品往生之望}可足^一。荊鞭蒲朽テ螢空ク去ヌ。諫鼓吾深クシテ鳥モ不驚^一。カタミトハナニ思ケム中々ニソデコソヌル水グキノアト

六月廿三日出家。同廿七日信俊下向」トゾ被書タリケル。「故入道殿ノ御手跡トコソ見進セ候へ。早御覽候へ」ト入道申サレケレバ(四二オ)。傍線部は、先に見る「後ニハ山、前ハ磯ナレバ、松ニ答フル嵐

ノ音、岩ニ摧ル波ノ声、浦ニ友呼浜干鳥、塩路ヲサ渡ルカモメ鳥、適指入物トテハ、都ニテ詠シ月ノ光計ソ、只ガハリモセズ澄渡リケル」(巻二—五九オ)に該当するように、児島での光景を描いたものだろう(四評釈)五—八頁)。また、六月二十三日の成親の出家、二十七日の信俊の下向も、共に児島でのことと読める。

〈長〉卷三。児島に到着。「備前国こじま内、下津井といふ所をば、通庄と云。是につけて、田井の浦にましくて、それよりして、民の家のあやしげなる柴のあみ戸の内へぞ入たまひにける」(一一九二—一九三頁)。↓卷四。妹尾に到着した成経、配所の児島にいる父を思う(一一二〇頁)。↓「あはれやとのは、備前国こじまとかやにながされ給けるが、過ぬるころより有木の別所といふところにましますとばかり聞しかども、世のつゝましかれば、これよりも一人もくだる事もなし」(一一二〇—二頁)。成親の北の方、成親は、児島から有木の別所に移ったと信俊に告げる。〈延〉に同じ。↓しかし、使者の信俊が尋ねた地は、〈延〉と同じく児島(一一二〇—三頁)。↓〈延〉と同様の理由で、成親の世話人智明が、有木の別所への移動を勧め、そこで殺害する。成親は、それまで児島にいたことになる。本文は、〈延〉とほぼ同文(二三三—三四頁)。↓卷六。罪許された成経、帰洛の途次、児島に立ち寄る。そこで国人から、有木の別所で最期を遂げたことを聞き、有木の別所に立ち寄り、成親が書いた障子の手習を見たとする本文まで、ほぼ〈延〉に同じ。〈延〉と同様の問題が残る。

〈盛〉卷七。小島(児島)に到着。しかし、津宿が近く不都合のことで、難波に移る(一四三三—四三四頁)。↓流罪の途中、福原に着いた成経、妹尾兼康に、妹尾と父が今居る地とはどれ程離れている

かを問う。(兼康)「大納言ノ御坐スル有木ノ別所高麗寺ト申ハ、備前ニ取テモ備中ノ境、妹尾ト云ハ備中ニ取テモ備前ノ境也」(一四三七頁)。↓成親の北の方、召し使う信俊に依頼。「大納言殿ハ備前國小島トカヤ云所ヘ流サレ給ヌトハ聞シカ共、此渡ヨリ尋参人一人モナシ。未生テ御坐スルヤラン、又堪ヌ思ニ忍煩テ、昔語ニモヤ成給ヌラン、其行末ヲモ不奉知。未生テモ御座サバ、サスガ此渡ノ事イカバカリカ聞マホシク覺スラン」(一四四五〜四四六頁)。先の兼康の言とは齟齬する。↓信俊、小島に下る(一四四八頁)。↓卷八。智明という法師の計らいで、成親を藁を植えた穴に突き落として殺し、遺体を有木の別所に送り捨てた(一四九二〜四九三頁)。↓卷十。罪許された成経、帰洛の途次、児島に立ち寄る。辺りの者の言、「始ハ是ニ御渡候シガ、是ハ猶患トテ、当国ノ中ヒタノ如意尻ト申所ニ、難波太郎俊定ト申者ガ古屋ニ移ラセ給テ侍シヨ、早昔語ニ成セ給ニキト申ス」(二〇九頁)。「ヒタノ如意尻」未詳。「有木の別所」との関連不明。その後、成経等は如意尻へ行き、父の居た家に行き、古障子に書かれた手習を見たとする本文は、〈延・長〉にほぼ同じ。〈盛〉にも、〈延・長〉と同様の問題が残る。

〈屋〉卷一。成親を備前の児島へ流すべしとの御使(一七三頁)。↓成親を庭妹郷有木の別所に移す。「大納言ヲバ、備前ノ児島ニ置奉リタリケルヲ、此ハ船付近キ所ニテ、悪カリナントテ、難波ガ計ニテ、地へ渡シ奉リ、備前備中ノ堺、庭妹郷有木別所ト云所ニ奉置」(一七九頁)。↓妹尾に配流された成経、兼康を召して、今居る妹尾と父の居る有木の別所とはどれほど離れているのかと尋ねる(一七九頁)。↓成親の北の方、訪れた信俊に依頼。「如何ニヤ、是ニハ備前児島ニ御

坐ルトコソ聞ヘシガ、当時ハ有木別所トカヤニ御坐ナリ。如何シテ今一度文ヲモ奉リ、返事ヲ見ト思ハ如何ニ」(二〇〇頁)。↓信俊、有木の別所に下る(二〇二頁)。↓八月十七日、成親、吉備中山で殺される。「大納言入道ヲバ、同八月十七日、備前備中境、吉備中山ト云所ニテ、終ニ失奉ル。酒ニ毒ヲ入テ勸奉ケレドモ叶ハザリケレバ、岸ノ二丈計有ケルシモノヒシヲウヘテ、其ニ突落シ、ヒシニツラヌキ奉テ失ケルトゾ聞ヘケル」(二〇四〜二〇五頁)。↓卷三。罪許された成経、帰洛の途次、児島に到着。そこから有木別所へ行く。そこで筆のすきみを見る。そこには、「同廿五日信俊下向」(二五五頁)と書かれてあった。共に有木の別所のことであり、〈屋〉に齟齬はない。

〈寛〉卷一。成親を備前の児島へ流すべしとの御使(上―一〇六頁)。↓児島に到着(上―一〇七頁。以下、総て上巻)。↓成親を庭瀨の郷有木の別所と言う山寺に移す。本文は〈屋〉にほぼ同じ(二〇九頁)。↓成経、兼康に妹尾と父の居る有木の別所はどれほど離れているのかと尋ねる(二〇九頁)。↓成親の北の方、信俊に児島から有木の別所に移った成親を訪れるように依頼。その内容は〈屋〉に同じ(一一二頁)。↓信俊、有木の別所を訪れる(一一三頁)。↓八月十九日、成親、吉備中山で殺される。その内容は〈屋〉に同じ(一一四頁)。↓卷三。罪許された成経、帰洛の途次、児島に到着。そこで父の筆のすきみを見る。そこには、「同廿六日信俊下向」(二五六頁)と書かれてあった。これによれば、信俊は、児島に下向したことに成り、齟齬を生ずる。

〈中〉卷一。成親を備前の児島へ流すべしとの御使(上―一一頁。以下、総て上巻)。↓児島に到着。田井浦に置く(一一二頁)。↓成親を田井浦から有木の別所に移す(一一三〜一一四頁)。理由は〈屋〉

と同。↓成経、兼康を召して、今居る妹尾と父の居る有木の別所とはどれほど離れているのかと尋ねる（二一四頁）。↓有木の別所の成経、成経が鬼界ヶ島に流罪と聞き心細く思う（二一六頁）。↓成親の北の方、有木の別所の成親のもとを訪れるよう、信俊に依頼（二一六―二一七頁）。↓信俊、有木の別所を訪れる（二一七頁）。↓八月十七日、成親殺される。場所は記さず、殺害方法は、〈屋・寛〉と同じ（二一八）

一一九頁）。↓卷三。罪許された成経、帰洛の途次、児島に到着。その後、有木の別所に移り、父の筆のすさみを見る。そこには、「同じき廿五日、のぶとしげかう」（二五六頁）と書かれてあった。信俊の訪れた地は、共に有木の別所であり、齟齬はない。以上、諸本が記す成親の居場所のみに注目して表にすると次のようになる。

	配流場所	成経配流時	信俊下向時	殺害場所	成経帰都時
〈四〉	(欠卷)	(欠卷)	(欠卷) 児島か	(欠卷)	児島へ、墓は家の後に
〈鬮〉	児島に到着	難波にあり	難波へ	(欠卷)	(欠卷)
〈延・長〉	児島に到着	児島にあり	有木別所にいると聞くが、児島へ	児島?から有木別所に移る	児島から有木別所へ障子には児島の描写
〈盛〉	児島に到着後、難波へ	有木別所の高麗寺にあり	児島にいと聞き、児島へ	殺害後、有木別所へ送る	児島からヒタノ如意尻へ
〈屋〉	児島に到着後、有木別所へ	有木別所にあり	有木別所にいと聞き、有木別所へ	吉備中山で殺害	児島から有木別所へ
〈寛〉	児島に到着後、有木別所へ	有木別所にあり	有木別所にいと聞き、有木別所へ	吉備中山で殺害	児島へ
〈中〉	児島に到着後、有木別所へ	有木別所にあり	有木別所にいと聞き、有木別所へ	殺害場所は不明	児島から有木別所へ

巻を欠く〈四・鬮〉に上述した〈延・長・盛〉のような齟齬があるのかは不明だが、そうした齟齬を見せない〈屋・中〉に対して、齟齬を見せる〈延・長・盛〉の方に古態性があるのは確かである。例えば次の一点からも確認できよう。例えば〈延〉で、帰洛途中の成経が、父の終焉の地有木の別所を訪れた際、家の障子に書かれてある一文④

「前ニハ海水灑々トシテ而、月浮べ真如之光」、後ロニハ巖松森々ト

シテ而、風奏_ス常楽之響」(四二〇)が問題となる。この光景は、先にも考察したように、有木の別所ではなく児島での光景を描いたものであろう。そうした齟齬を、〈延・長・盛〉は共通して見せるのである。〈屋・寛・中〉が、④を欠くのはそうした事情によるのであろう。その結果、〈屋・中〉には齟齬が見られない。ただ、〈寛〉も④を欠き、〈屋〉の本文を引き継いでいるものの、信俊の下向した地を、一方

は有木の別所にとし、他方では兎島に下向したとする齟齬を見せているのであろう。ちなみに、同時代史料である『顕広王記』には、「入道大納言成親卿薨于備前国。年卅云々。依艱難之責。飲水増気云々。実不飲水歟。依条条迫責其命不堪、薨去了」（治承元年七月九日条）、『愚管抄』は、「サヤウナリケルニヤ、肥前国ヘヤリテ、七日バカリ物ヲ食セテ後、サウナクヨキ酒ヲ飲セナドシテヤガテ死亡シテケリ」（巻五、旧大系二四五頁）と、いずれも成親死去の地を備前国（『愚管抄』「肥前」との混同か）とし、殺害については記さない。

【引用研究文献】

* 柏谷嘉弘 「兎島の泊」 攷（岡大國文論稿二〇号、一九九二・3）

* 片桐洋一 『歌枕歌ことば辞典 増訂版』（笠間書院一九九九・6）

* 松浪久子 「平家物語における成親説話の形成」（大谷女子大國文二号、一九七二・2）

* 渡辺達郎 「新大納言藤原成親の謫所——『平家物語』の生成・展開相を探る」（国語と国文学一九九八・12）

1 丹波少将召下

2 廿日、³ 太政入道福原ヨリ平宰相ノ許へ被申ケルハ、「丹波少将ヲバ是へ⁴ 渡シ給へ。都ニヲキテハイカニモ⁵ 悪カリヌト覺侍リ。相計⁶ 何所へモ遣スベシ」トゾ⁷ 宣タル。宰相聞給テアレツ、⁸ 「コハイカナル事ゾ。日数ヘヌレバ、今ハ⁸ 異ナル事アラジトコソ思ツルニ、又加⁹ 二宣フ事コソ悲ケレ。中々在シ時⁹ ニ左モ右モ成タリセバ、忘ル、事モ有ナマシ」ト、責¹⁰ ノ事ニハ覚サレケリ。「今ハ惜¹¹ トテモ甲斐アルマジ。終¹² ニスマジキ別ニ非。疾々出立給へ」ト宣へバ、少将¹³ ハ、「今日マデモカク延タル事コソ有難ケレ」トテ、¹² 急給フ。少将モ北方モ乳母ノ六条モ、今更絶¹⁴ 焦給ケレバ、「猶¹⁵ 四三五モ入道殿へ仰候ヘカシ」ト人々申ケレ共、宰相ハ、「存ズル¹⁶ 処ハ¹⁴ 前¹⁷ ニ委ク申キ。其上¹⁸ 二角宣ハン事、力及バズ。世ヲ捨¹⁹ ヲリ外ハ何ト申ベキ。乍²⁰ 去御命ノナキ程ノ事ハ¹⁶ ヨモトコソ存侍レ。何ノ浦島¹⁷ ニ御座トモ、教盛ガ命¹⁸ ノ¹⁹ アラン限ハ²⁰ 何ニモ可²¹ 奉²² 有増²³ 事モ云ニ甲斐ナシ。成²⁴ 人タラバ、相構テ法師ニナリ、我後²⁵ ノ²³ 世²⁴ 弔ヘヨ」ト、涙モカキ敢ズ、²⁵ 成人ニ物ヲ云様ニ打口説給ケレバ、四歳ニ成給御心ナレバ、何トハ弁給ハザリケメドモ、父ノ顔ヲ見上給テウナツキ給ケルニモ、イトゞ²⁶ 為²⁷ 方ナ²⁸ 「四五六被²⁹ 思ケル。北方モ六条モ、

一方、前掲のように〈補任〉（安元三年条）は「六月一日有事。同日配流備前国。七月十三日於難波薨。先是出家」（難波が庭瀬を含むとすれば備中国）としている。なお〈盛〉の場合、兎島から有木への移転理由は〈延・長〉と異なり、〈屋・覚・中〉と一致しており、語り本系からの影響も認められる他、「七月十日比ヨリハ起臥モ輒ラズ。カク痛苦給ヘドモ、跡枕ニ侍テ湯水ヲ進ル者モナシ」（一―四九二頁）と、『顕広王記』と類似した一節を有している。

此有様ヲ見聞テハ²⁶臥倒、音ヲ²⁷調テヲメキ給フ。理ナレバ哀也。少将ハ²⁸今夕鳥羽マデトテ急²⁹出ケレドモ、宰相ハ世ノウラメシケレバトテ、今度ハ相具シ給ハズ。行モ³⁰留モ、タガヒニ³¹心ボソクゾ被^レ思ケル。

【校異】 1 〈成〉「二 丹波少将召下」。なお、「二」は朱筆。〈近〉「たんはのせうしやうめしくたし」、〈蓬〉「丹波少将召下」、〈静〉「丹波少将召下」。 2 〈成〉右肩に朱筆「第二」を傍記。〈近〉合点あり。行の冒頭に「丹波少将召下」を傍記。 3 〈近〉「大しやうのうたう」、〈蓬〉「太政入道」、〈静〉「太政入道」。 4 〈成〉「渡シタへ」、〈近〉「わたしたへ」。 5 〈蓬・静〉「あしかりぬへしと」。 6 〈成〉「何所へモ」、〈近〉「いくへも」、〈蓬・静〉「いつちへも」。 7 〈近・蓬・静〉「の給ひける」。 8 〈成〉「異事」。 9 〈成〉「二」なし。〈近〉「とき」とし、「き」の後に補入符あり。右に「に」を傍記。 10 〈成〉「ハ」なし。 11 〈近〉「ハ」なし。 12 〈静〉「念^ウき給ふ」。 13 〈近・静〉「所は」、〈蓬〉「所は」。 14 〈近〉「さきく」。 15 〈成〉「捨ヨル」。 16 〈近〉「よもとそ」とし、「と」の後に補入符あり。右に「こ」を傍記。 17 〈近〉「おはしますとも」、〈蓬〉「御座とも」。 18 〈静〉「ノ」なし。 19 〈蓬〉「あらんは」とし、「は」に見せ消ち。 20 〈蓬・静〉「何ニモ」なし。 21 〈成〉「ニ」なし。なお、「云甲斐ナシ」。 22 〈成〉「成人タラハ」、〈近〉「おとなに成たらは」、〈蓬〉「成人たらは」、〈静〉「成人たらは」。 23 〈近〉「世を」。 24 〈成〉「弔へヨトセキ」とし、「ト」の後に補入符あり。右に「涙モ」を傍記。 25 〈成〉「成人ニ」、〈近〉「おとなに」、〈蓬〉「おとなしき人に」、〈静〉「をとなしき人に」。 26 〈成〉「臥倒」、〈近〉「ふしたふれ」、〈蓬〉「ふしまろひ」、〈静〉「臥倒」。 27 〈近〉「と、のへて」、〈蓬〉「調て」、〈静〉「調て」。 28 〈近〉「こよひ」、〈蓬・静〉「今夕」。 29 〈成〉「出給ケレトモ」、〈蓬・静〉「出給ひけれとも」。 30 〈近〉「と、まるも」、〈蓬〉「とまるも」、〈静〉「留るも」。 31 〈静〉「心細くしそ」。

【注解】 ○廿日、太政入道福原ヨリ平宰相ノ許へ被申ケルハ、「丹波少将ヲバ是へ渡シ給へ。都ニヲキテハイカニモ悪カリヌト覚侍リ。相計テ何所へモ遣スベシ」トゾ宣タル。〈鬮・延・長・屋・寛・中〉同。但し、〈中〉は「廿日」を欠く。治承元年六月二十日。〈寛〉「其比入道相国福原の別業におはしけるが、同廿日、摂津左衛門盛澄を使者で、門脇の宰相の許へ、『存る旨あり。丹波少将急ぎ是へたべ』との給ひつかはされたりければ」(上一〇七頁)。「丹波少将召下」記事は、諸本によって挿入位置が異なるが、詳細は、「西光父子」話の冒頭の注解に付した諸本記事比較表(本全釈一七—五五—五六頁)に譲り、ここでは、〈盛〉を〈延・長〉の本文と比較してみよう。便宜的に、〈延・長〉の話順に従って番号を付した。

〈延・長〉

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 成親、嘉応元年の山門騒動 | 3 謀叛の人々被召禁事 |
| 2 成親流罪 | 4 師高尾張国にて被誅事 |
| 3 謀叛の人々被召禁事 | 1 成親、嘉応元年の山門騒動 |
| 4 師高尾張国にて被誅事 | 2 成親流罪 |
| 5 成経福原へ被召下事 | 5 成経福原へ被召下事 |

〈盛〉

〈延・長〉の場合は、先の諸本記事比較表に付した解説に記したように、基本的には、西光や成親の捕縛・問詰・処刑・配流というように、時系列的に配置されていることが認められよう(本全釈一七—五六頁)。一方、〈盛〉の場合には、「3 謀叛の人々被召禁事」の前に、成親被捕・小教訓・成親妻子歎・成親無思慮・少将乞請話が置かれ、さらに3・4話を挿んで、1・2・5話と「言うように、成親父子関連話の間に、

3・4話が入り込むというささか渾然とした様相を呈している。因みに、大きくまとめれば、〈鬪〉の場合は、4師高尾張国にて被誅事↓2成親流罪↓1成親、嘉応元年の山門騒動↓3謀叛の人々被召禁事↓5成親福原へ被召下事の順となり、〈屋・覚・中〉の場合は、4師高尾張国にて被誅事↓1成親、嘉応元年の山門騒動↓2成親流罪↓3謀叛の人々被召禁事↓5成親福原へ被召下事の順となる。安元三年（二二七七）六月二十日に、清盛から平宰相教盛のもとに、丹波少将成経を福原に移すよう下命があったとする点、〈鬪・延・長・覚・中〉同、〈屋〉日付不記。『玉葉』「未刻降職注送云、解官之人、今日被宣下云々、権大納言成親・左少将尾張守盛頼・右少将丹波守成経・越後守親実」（治承元年六月十八日条）。盛頼は成親の実弟、親実は成親の子。『玉葉』六月十一日条に、「大夫史降職来、為訪余疾歎。去六日可召返前座主之由被宣下、其次俊寛僧都停任云々。余問云、成親卿無停任如何。申云、是禅門依私意趣遂其志。仍自公家不_レ被停任。於自余之輩者、自_レ上有御沙汰云々」とあり、成親の配流は清盛の意趣によるもので、この時点では公家による停任はなかったとする。『玉葉』六月二日条によれば、既に配流の身である成親の解官の宣下が、二十日になってなされたというのも、そうした事情があるためか。○宰相間給テアキレツ、_レ「コハイカナル事ゾ。日数へヌレバ、今ハ異ナル事アラジトコソ思ツルニ、又加様ニ宣フ事コソ悲ケレ 宰相は、平教盛。成経の舅。卷八「丹波少将被召捕」に、父成親が西八条殿に召し込められた夜、教盛のもとから成経に、「八条殿ヨリ、『少将相具シテ来レ』ト被申遣タリ。急ギ先是へ入給へ」（本全一七―一頁）との連絡があり、教盛邸に駆けつける。その後、教

盛は成経の身柄を預かるべく、父清盛に出家遁世をもほめかし訴えたところ、ついに「少将ヲバ暫御宿所ニ置給ヘカシ」（本全一七―二九頁）との言質を得ることができた。以上からすれば、二十日までには約三週間が経過したことになり、そうしたことから、成経の身に格別の沙汰が下されることはもうなかりうと思っていたところ、このような下命がなされたことに驚きあきれているのである。〈鬪・延・長〉も、日数を経ての今回の下命に驚く本文を記す。〈延〉「宰相アキレテ、『コハイカナル事ニカ。人ヲバ一度ニコソ殺セ、二度ニ殺事ヤハアル。日数モ隔レバ、サリトモトコソ思ツレ』（卷二一六一オ）。傍線部は、〈延・長〉に見られる。〈屋・覚・中〉には、日数を経ての下命に驚く本文は見られない。○中々在シ時ニ左毛モ成タリセバ、忘ル、事モ有ナマシ」ト、責ノ事ニハ覚サレケリ 今更になつて処断されることになる、教盛の清盛への怒り。諸本にも類似本文は見られる。〈延〉「サラバ中々有シ時トモカクモ成タラバ、再ビ物ハ思ハザラマシ。惜トモ叶マジ」ト被思ケレバ」（卷二一六一オ）。「在シ時」とは、先に成経の身柄を西八条殿に差し出すよう下命があった時。その際、前項に見たように、同道した舅教盛の懇請により、成経の身柄が教盛に預けられた。「責ノ事ニハ」とは、あの時にむしろ処断されていたならば、今は忘れてしまうこともあったであろうにと思ひになるのは、よくよく思い詰めてのことなのであろうの意。○「今ハ惜トモ甲斐アルマジ。終ニスマジキ別ニ非 盛」の独自本文。「終ニスマジキ別（通れることのできない別れ）」とは、死別を暗示して言う。教盛は、「ここでの別離が死別ではない」再会の希望のある別れである」と、成経を慰めているのである。『後拾遺和歌集』詠人不知の歌。九二八」な

げかじなつゐにすまじき別れかはこれはある世にと思ふ許ぞ」。○
疾々出立給へ」ト宣へバ、少将ハ、「今日マデモカク延タル事コソ有
難ケレ」トテ、急給フ。教盛が、成経に「疾々出立給へ」と言つたと
する点、〈鬪・延・長・屋〉同。〈鬪〉「今度思切云」疾々ト（今度は
思ひ切りて、「疾く疾く」と云ふ。一下—三二ウ）。〈盛〉では、この
後の、教盛の発言「世ヲ捨ヨリ外ハ何ト申ベキ」と関わる。父清盛
のそのような対応を見て、こうした覚悟を決めた上での対応であろう。
また、成経が、心乱すことなく、氣丈に「今日マデモカク延タル事コ
ソ有難ケレ」と言つたとする点、〈鬪・延・長〉同。これに対して、〈屋・
覚〉は、「少将なくく出立給ひけり」（〈覚〉上—一〇七頁）とする。

○少将モ北方モ乳母ノ六条モ、今更絶焦給ケレバ、「猶モ入道殿へ
仰候ヘカシ」ト人々申ケレ共。〈盛〉は、少将（成経）もその北の方
も乳母の六条も歎き悲しんだとするが、〈鬪・延・長〉の「北方モ乳母
ノ六条モ」（〈延〉卷二—一六—一オ）が良い。「少将ノ北方モ乳母ノ六条モ」
の誤りか。六条については本全釈一七—卷六—一「六条トテ乳母ノ女
房ノ有ケルモ」の項（一四頁）参照。「絶焦」は、〈近・蓬・静〉に見
るように、「もだえこがれ」と読む。前田本『色葉字類抄』「悶モトケ
絶ト」（下—二〇—二ウ）。なお、「人々」は、〈屋・覚・中〉が記すように、
「女房達」を指す。〈覚〉「女房達は、『かなはぬ物ゆへ、なをもたゞ宰
相の申されよかし』とぞ歎なげれける」（上—一〇七頁）。○宰相ハ、「存
ズル処ハ前ニ委ク申キ。其上三角宣ハン事、力及バズ。世ヲ捨ヨリ外
ハ何ト申ベキ。〈延・長〉同、〈鬪〉は、この後の四歳の若君との応答
の後に、「宰相今イマ」所詮自棄ハカリコト世セ之外ハ無算ハカリコト」（宰相、「今は詮
ずる所、世を棄つるより外は算は無し。一下—三二ウ」とし、〈屋・

覚・中〉は、「其上三角宣ハン事、力及バズ」を欠く。なお教盛は、
卷六「丹波少将被召捕」でも、清盛に対して成経の身柄を預けても
らえないならば「今ハ身ノ暇ヲ給テ出家シ、片山陰ニ籠居シテ後ノ世
ヲコソ助ケメ」（一—三三〇頁）と懇願していた（本全釈一七—卷六
—一、二七頁）。○乍去御命ノナキ程ノ事ハヨモトコソ存侍レ。〈鬪・
延・長・中〉同、〈屋・覚〉なし。いくら何でもお命を奪うようなこ
とは、よもやあるまいと存じますの意。○何ノ浦島ニ御座トモ、教
盛ガ命ノアラン限ハ何ニモ可奉音信訪。憑シク思召ベシ」トゾ宣ケル
〈延・長・屋・覚・中〉同、〈鬪〉なし。後に成経が赦免され、帰洛
中に寄ることとなる肥前国鹿瀬（加世）庄は、教盛の知行地であった。
〈盛〉「肥前国鹿瀬庄ハ私ニハ味木庄トモ云ケリ。件ノ所ハ舅平宰相ノ
知行也。爰ニ暫ク逗留シテ、日来ノツカレヲモイタハリ給ヘリ」（二
—一六九頁）。〈延・長・屋〉には、「少将ノ舅平宰相ノ領、肥前国加世
庄ト云所アリ。彼コヨリ折節ニ付テ、如形ノ衣食ヲ被訪ケレバ、康
頼モ俊寛モソレニカ、リテゾ日ヲ送りケル」（〈延〉卷二—一七六オ）と
あり、この鹿瀬庄から、折々に衣食が送られていたとする。そうした
ことから明らかのように、成経がどこに流されようと、私が生きて
いる限りは、成経を援助しようとの教盛の言葉であった。但し、成経
に備中国への配流が告げられるのは次節であり、〈盛〉においてはこ
の時点では成経の配流は決定されていない。なお、〈鬪〉は当該本文
を欠く。略述か。成経が流罪される地となる鬼界ヶ島は、『平家物語』
では、「かぎりなく異域に近い日本の果ても果て、その先にはもう行
けなくなるくらい果て」のイメージで記されるが、一方で『新猿蓑記』
に記される商人主領八郎真人について「東臻于浮囚之地、西渡」於

貴賀之島」(東洋文庫二七九頁)までを往来しながら交易を営む人物と紹介されていることなどから、「商人船がかなりの頻度で立ち寄る、航路上の一点点を占めていた」(村井章介・一七九〜一八〇頁)地であったと指摘される。その一方で、『日本紀略』後編十、一条天皇長徳四年九月十五日条に「太宰府言上下知貴賀島、捕進南蛮由」とあるように、太宰府の管轄下、即ち日本の領域と異域の境界として位置づけられていた。「何ノ浦島」、〈延・長・屋・覚・中〉「イツクノ浦」(〈延・卷二一六一ウ〉)「何ノ浦」(一七六頁)。「浦島」は、「浦にある島」(『角川古語大辞典』)だが、ここでは浦や島の意か。成親の流罪についても「成親縦イカナル浦島ニハナタルトモ」(一四一〇頁)とあった。

○少将ハ少キ人呼出シ、髪搔撫テ、「七歳ニナラバ元服セサセテ御所へ進セントコソ思シニ、今ハ日比ノ有増事モ云ニ甲斐ナシ」(〈延・長・屋・覚・中〉)は、この前に、次のように記す。〈延〉「少将ハ今年四歳ニ成給男子ヲ持給ヘリ。若キ人ニテ、日来ハ公達ノユクヘナムド細ニ宣事モナカリケレドモ、ソモ恩愛ノ道ノ悲サハ、今ハノ期ニ成ヌレバ、サスガ心ニヤカ、ラレケム、『少者今一度ミム』トテ呼寄ラレタリ。若君少将ヲ見給テ、イトウレシゲニテ取付タレバ」(卷二一六一ウ)。「四歳」を〈屋・覚・中〉は「三歳」とする。これに対し、〈盛〉に近似する〈鬪〉は、次のように記す。〈鬪〉「少将尚呼寄セ四歳ノ若君ヲ先言シ汝成七歳令元服進御所雖思ハ無ニ云ニ甲斐」(少将は尚四歳の若君を呼び寄せて、「先にも言ひしがごとく、汝七歳に成らば、元服せしめて御所に進らせんと思ふと雖も、今は云ふに甲斐無し。一下一三二ウ)。「鬪」の波線部は、〈鬪〉のこれ以前の本文に、該当する本文はないことから、「これまでも言ってきたように」と解するの

であろう。成経は、四歳の息子の将来を考えて、これまでも言い聞かせてきたのである。しかし、この一文は、〈延・長・屋・覚・中〉の傍線部、つまり成経はまだ二十一歳で、親として子の将来のことなどあれこれと言うこともなかったがとする本文とは、相反する本文と言えよう。〈鬪〉による改変本文と考えられるのではなからうか。「七歳ニナラバ元服セサセテ御所へ進セン」とは、童殿上のことを言うのである。服藤早苗①は「仁和四年から始まると推察される童殿上制では、内裏、東宮、院などの殿上への昇殿が許可されると、名簿を奉呈するために成人名が付けられる。:(中略):成人名は、公的場、すなわち天皇との関係によって要求され、機能していたのであり、童でも天皇との人格的結合が成立したことを象徴するために成人名が付けられたのである」(一五八〜一五九頁)と指摘する。ちなみに成経は八歳で童殿上したことが〈盛〉には記されている(「八歳ニテ見参ニ入」(一三三二頁)。本全一七一巻六一、七頁参照)。松本昭彦によれば、「七歳になると、其能や漢詩文の教育・学習が可能になり、上級貴族の子弟が貴族見習いとして童殿上するのも早く七歳であり、仏道の修行・信仰がただ親に連れて行かれるのではなく、本人の意志を伴って行われるのも七歳であった」(七頁)とする。童殿上とは次のようなもの。「院政期になると、七歳で昇殿が聴され、名簿を奉呈する儀式は、撰関やそれに準ずる童のみになり、他は算賀等で天皇御前で童舞を行う童が聴され殿上童になるように変化していく」(服藤早苗①・一三二〜一三三頁)。「童殿上だった男性の場合、あるいは内裏で元服をした親王等の場合は、元服直後、位に応じた冠を被り、大人の衣服を着て朝廷に出仕し、天皇の前で最高礼の拝舞をする。天

皇との主従関係をむすんだことを感謝する儀礼を行うのである」（服藤早苗②・五五頁）。「有増事」は「将来、そうあるだろう、また、そうあればいいと思ひ設ける事柄。将来の予測、予定、約束などのこと。予期したこと。また、予定計画。」の意（日国大）。○成人タラバ、相構テ法師ニナリ、我後ノ世弔ヘヨト、涙モカキ敢ズ、成人ニ物ヲ云様ニ打口説給ケレバ、成人したならば、法師になって、我が後世を弔えとする点は、〈鬪・延・長・屋・覚・中〉同。ただ冒頭を、〈鬪・延・長〉は「頭カタク生タチタラバ」（〈延〉巻二一八二オ）、〈屋・覚・中〉「もし命いきて、おひたちたらば」（〈覚〉上一〇八頁）とする。〈盛〉の「成人タラバ」は、〈成・静〉に見るように、「人と成りたらば」と読むのが良いだろう。元服年齢に至った頃を言うのであろう。服藤早苗③によれば、「平安前期の九世紀は、上層貴族から庶民層まで、ほぼ十六歳が元服年齢だった。その後、天皇から次第に元服年齢が若くなり、上層貴族にも浸透していく」（八八頁）という。また、「成人ニ」は、〈成・蓬・静〉に見る様に、「おとなしき人に」と読むのであろう。〈延〉「ヲトナニ物ヲ云ヤウニ」（〈長〉同）、〈中〉「をとなしき人のたまふやうに」（上一一三頁）、〈鬪・屋・覚〉は該当する表現なし。

○四歳ニ成給御心ナレバ、何トハ弁給ハザリケメドモ、父ノ顔ヲ見上給テウナツキ給ケルニモ、イトゞ為方ナクソ被思ケル（〈鬪・延・長・覚〉同、〈屋・中〉欠く。この時四歳の〈延・長・屋・覚・中〉は前々項で年齢を示している。〈屋・覚・中〉は三歳）成経の子供は、この後に成経が帰洛した折にも、次のように記される。〈盛〉「少将被流給シ時、四ニナリ給ケル若君ハ、髪生ノビテ結程ナリ。見忘給ハザリケルニヤ、父ノ御膝近クナツカシゲニテ寄給ヘリ。又北方ノ御傍ニ、三

バカリナル稚人ノ御座ケルヲ、アレハタソト問給ケレバ、北方是コソハト計ニテ、又物モ宣ハズ泣給ケルニコソ、流サレシ時、近産スベキニト心苦ク見置シガ、生ニケルヨトハ心エ給タリケル」（二二二頁）。〈尊卑〉によれば、成経には、五人の子供が記される。「雅経（母中納言平教盛女）、成賢（母）、親通（母）、房円（寺、母）、女子（母）」（二一三六八頁）。四歳の男子は、雅経が該当するか。但し、雅経の詳細については未詳。また、新たに生まれた子の性別も未詳。○北方モ六条モ、此有様ヲ見聞テハ臥倒、音ヲ調テラメキ給フ。理ナレバ哀也

近似本文を記すのは、〈延・長〉。〈延〉「是ヲ見テ、北方モ六条モ臥マロビテ、声モ惜マズラメキ叫ビケレバ、若君浅猿ケニゾボシケル」（巻二一八二オ）。〈覚〉も近似するが、やや逸れる。〈覚〉「少将をはじめ奉て、母へ、めとの女房、其座に並みたる人々、心あるも心なきも、皆袖をぞぬらしける」（上一〇八頁）。〈屋・中〉は簡略。〈屋〉「見ル人袖ヲゾ洩ケル」（二七七—二七八頁）、〈中〉「女房たちもみな、いよくそでをぬらされける」（上一一三頁）。〈鬪〉欠く。「臥倒」、〈早（黒）〉「臥倒ヒ」。校異26参照。○少将ハ今夕鳥羽マデトテ急出ケレドモ、宰相ハ世ノウラメシケレバトテ、今度ハ相具シ給ハズ。行モ留モ、タガヒニ心ボソクソ被思ケル（〈鬪〉欠く。近似本文を記すのは、〈延・長〉。〈延〉「今夜ハ鳥羽マデトテ念ギ給。宰相ハ出立給タリケレドモ、世ノ恨シケレバトテ、此度ハ伴給ハヌニ付テモ、弥心細クソ思ハレケル」（巻二一八二オ）。〈屋・覚・中〉にも近似文は見られるがやや離れる。〈覚〉「福原の御使、やがて今夜鳥羽まで出させ給ふべきよし申ければ、「幾程ものびざらむ物ゆへに、こよひばかりは都のうちにてあかさばや」との給へ共、頻に申せば、其夜鳥羽

へ出られる。宰相あまりにうらめしさに、今度は乗りも具し給は
 ず」(上一〇八頁)。「屋」は傍線部を欠く。なお、「今夕」の読みと
 しては、本全釈注解「今夕可奉失トテ、晩ヲ待トコソ承ツレ」(一六
 一六九頁)に見るように、「コヨヒ」の他、「ユフサリ」「コンセキ」「コ
 ノユフベ」「ヨサリ」等の読みも可能。校異28参照。

【引用研究文献】

- * 服藤早苗①「童殿上の成立と変容―王権と家と子ども(下)―」(史学六七卷二号、一九九七・9)、『平安王朝の子どもたち―王権と家・童―』
 吉川弘文館二〇〇四・6再録。引用は後者による)
- * 服藤早苗②『平安朝 女性のライフサイクル』(吉川弘文館一九九八・12)
- * 服藤早苗③『平安朝の父と子』(中央公論新社二〇一〇・2)
- * 松本昭彦「中古・中世文学に見る「七歳」の意味―小学校満六歳入学制の淵源として―」(三重大学教育学部研究紀要五九巻教育科学、
 二〇〇八・3)
- * 村井章介「鬼界が島考―中世国家の西境―」(東アジアの古代文化一三〇号、二〇〇七・2)

1 廿二日ニ、少将ハ福原ニ下著給ヘリ。2 妹尾太郎兼康預テ、宿所ニ奉居。是モ我方様ノ者ハ一人モ付ザリケリ。4 妹尾ハ宰相ノ返リ聞給ハ
 ン事ヲ恐ケルニヤ、様々志アル体ニ勞リ振舞ケレ共、少将ハナグサム方モオハセズ。都ノ人ノ恋オボサレケレバ、責ノ事ニハ、7 哀声ニテ唯
 仏ノ御名ヲ唱テ、夜モ昼モ泣ヨリ外ノ事ナカリケリ。少将ハ備中国ヘ配流ノ由聞給ケレバ、相見奉事ハ有マジケレドモ、責テノ恋シサノ余ニ、
 大納言ノ御座国ハ幾ラ程近ヤラン、イヅクトダニモ聞マホシク思テ、妹尾ヲ召被仰ケルハ、「イカニ兼康、汝方候妹尾ヨリ、大納言殿ノ
 オハスラン所ヘハイカ程カアル」ト問給ヘバ、大納言ノ御坐スル有木ノ別所高麗寺ト申ハ、備前ニ取テモ備中ノ境、妹尾ト云ハ備中ニ取
 テモ備前ノ境也。兩國ノ間ニ御部川トテ、川ヲ一ツ阻タリ。其間ハ纒ニ三十余町有ケルヲシラセ奉リテハ悪カリナントヤ思ケン、「大納
 言殿ノ御渡候所ヘハ、行程十三日」トゾ申ケル。

【校異】 1 〈成〉右肩に朱筆「第三」を傍記。2 〈近〉「せのおの太郎かねやす」、〈蓬〉「世能太郎兼康」、〈静〉「世能太郎兼康」。3 〈近〉「すへた
 てまつり」、〈蓬〉「居奉る」、〈静〉「居たてまつる」。4 〈蓬・静〉「世能は」。5 〈成〉「様々」、〈近〉「やうく」に、〈蓬・静〉「さまく」。
 6 〈成〉「恋ク」、〈近〉「こひしう」、〈蓬・静〉「恋しく」。7 〈近〉「あはれなるこゑにて」、〈蓬・静〉「哀声にて」。8 〈近〉「おはします」、〈蓬・
 静〉「御座」。9 〈蓬〉「モ」なし。なお、「いとことたに」。10 〈近〉「おもひて」、〈蓬・静〉「おほして」。11 〈蓬〉「世能
 を」、〈静〉「世能を」。12 〈蓬〉「世能より」、〈静〉「世能より」。13 〈蓬〉「ふ」、〈静〉「問給ふ」。14 〈近〉「とつても」、〈蓬・静〉「とりても」。

15 〈成〉「備中境」、〈蓬〉「備中境」、〈静〉「備中境」。16 〈蓬〉「世能と」、〈静〉「世能と」。17 〈近〉「とつても」、〈蓬・静〉「とりても」。18 〈成〉「備前境也」、〈蓬〉「備前境也」、〈静〉「備前境也」。19 〈蓬〉「御部川とて」、〈静〉「御部河とて」。20 〈蓬〉「河を」、〈静〉「河を」。21 〈成・蓬・静〉「ハ」なし。なお、〈近〉「あひたは」、〈蓬・静〉「あひ」。22 〈近〉「ニ」なし。23 〈成〉「卅余町」、〈近〉「卅よちやう」、〈蓬・静〉「卅余町」。24 〈成〉「ハ」なし。25 〈成〉「御渡所へハ」とし、「所」の上に補入符あり。右に「候」を傍記。26 〈近〉「かちみち」、〈蓬〉「行程」、〈静〉「行程」。

【注解】〇廿二日ニ、少将ハ福原三下著給ヘリ。六月二十二日、少将成経は福原に到着したとする。同様に記すのは、〈延・長・覚〉。〈闕〉「廿二日少将御坐ケル」福原（廿二日、少将福原へ御坐しけるを。一下—三二ウ）も同様に解し得よう。〈屋〉「六月廿二日、福原へ下給タレバ」（二七八頁）は、福原へ出立した日を言うか。〈中〉「同じき廿三日に、つかさゑもんぜうもりずみ、ふくはらにかへりまいりて、このよしを申せば」（上—一三三頁）。「このよし」とは、二十日に成経流罪の下知を教盛に伝えた津の左衛門尉盛澄が、妻子と別れがたい成経の様子を清盛に報告したことを指す。『顕広王記』六月二十三日条によれば、この日、成経は、福原に向かっている。「今日丹波少将将向福原云々。此事無讖」。〇妹尾太郎兼康預テ、宿所ニ奉居成経の身柄を兼康が預かって、宿所に据えたとする。〈延・長〉同、〈闕・屋・覚・中〉「太政入道、瀬尾太郎兼康に仰て、備中国へぞ下されける」（覚）上—一〇八—一〇九頁。清盛は、兼康に命じて、成経を備中の国へ下したとする。妹尾兼康については、本全釈八—一六二頁「難波・妹尾三下知シ給ケルハ」項参照。〈覚〉「瀬尾最期」で「兼康が仕事候し備中の妹尾は、馬の草飼よい所で候」（下—九四頁）とあるように、備中国妹尾郷の武士。卷六「大納言音立」では、難波経遠とともに、成親の拷問に関わっている（本全釈一八—二二頁「入道角シテモ猶腹居カネテ……」項参照）。ここまで難波経遠と組で登場し

ており、ここでも成親の配流に経遠が、成経の配流に兼康が付き添っている。〇是モ我方様ノ者ハ一人モ付ザリケリ。〈延・長〉同、〈闕・屋・覚・中〉なし。成経の場合も、父成親と同様に身内の者は誰も同道することはなかったの意。成親の流罪の場合も、「軍兵前後に打困テ、我方ザマノ者ハ一人モミエズ」（一—四二〇頁）とあった。〇妹尾ハ宰相ノ返リ聞給ハン事ヲ恐ケルニヤ、様々志アル体ニ勞リ振舞ケレ共、少将ハナグサム方モオハセズ。〈延・長〉同、福原における妹尾兼康の成経への振舞とする。〈闕・屋・覚・中〉は、福原から備中への道中における兼康の成経への振舞とする点で異なる。〈闕〉「憚宰相返聞」様々「奉」勞有志体「振舞矣雖」然少将不慰「夜昼無從」泣外「事」（宰相の返り聞かむことを憚りて、様々に勞り奉りて、志有る体にこそ振舞ひけれ。然りと雖も、少将慰みたまはず、夜昼泣くより外の事無し。一—三三二ウ）。〈闕・屋・覚・中〉は、前々項に見るように、兼康に命じて、成経を備中国に遣わしたとする本文に続く。〈覚〉「兼康は宰相のかへり聞給はん所をおそれて、道すがらもやうくいたはりなぐさめ奉る。され共少将なぐさみ給ふ事もなし」（上—一〇九頁）。傍線部は、〈屋〉もほぼ同。兼康が教盛に伝えることを恐れるのは、卷六「大納言音立」の成親拷問において、経遠とともに、重盛の意向を憚る様子と重なる。「難波・妹尾、大納言ニ無情タリトテ、小松殿ノ深慈給ケル事ヲ大ニ恐患ケレバ」（本全

積一八一二頁)。○都ノ人ノ恋オボサレケレバ、責ノ事二ハ、哀声ニテ唯仏ノ御名ヲ唱テ、夜モ昼モ泣ヨリ外ノ事ナカリケリ。〈鬪〉は、前項に見るように、「夜昼無_レ徒_レ泣外ノ事」(夜昼泣くより外の事無し)。一_下一三二ウ)のみ一致。〈延・長〉は、「サルニ付テモ悲ハ尽セズ。仏ノ御名ヲノミ唱テ、夜ル昼泣ヨリ外ノ事ナシ」(〈延〉卷二一六二ウ)と、後半部分がほぼ一致する。〈屋・覚・中〉「夜昼たゞ仏の御名をのみ唱て、父の事をぞ歎れける」(〈覚〉上一〇九頁)。〈盛〉の場合、成経の悲しみの原因は、「都ノ人ノ恋オボサレケレバ」とあるように、都に残してきた妻子への恋慕と読めよう。一方、〈屋・覚・中〉の場合、父成親の行末を心配してのことであった。これに対して、〈延・長〉の場合は、いずれとも定めがたく、あるいは妻子との離別や、父成親の行末の双方を心配しての涙とも考えられよう。○少将ハ備中国へ配流ノ由聞給ケレバ、相見奉事ハ有マジケレドモ、責テノ恋シサノ余ニ、大納言ノ御座国ハ幾ラ程近ヤラン、イツクトダニモ聞マホシク思テ 少将成経は、備中国へ配流されるとお聞きになったので、父の成親にお会いすることはないだろうけれど、父恋しさの余りに、大納言のいらっしゃる国はどれ程近いのだろうか、せめてどこにいらっしゃるのかだけでも聞きたいと思つての意。成経が福原において初めて自らの配流先を備中国と知らされるといふのは、諸本共通。ただし〈盛〉の場合、成経は、父の配流先を備前と知っていたとする本文は確認できないが、流罪前の京にいた時に耳にしていたと読むことはできよう。ただ備前のごとまでは知らないという設定であろう。

〈鬪〉は、「御坐_{ケル}大納言云云。難波_ト所。御在少将。云瀬尾_ト所。其間僅_ニ卅余町也瀬尾太郎御在大納言所。有_レ幾程_一間_ハ之片

道罷_ニ十三日_一候_ト申少将聞_レ之備中備前両国_一間雖_レ遠片道不過_レ三三日_一」(大納言の御坐しける難波と云ふ所と少将の御在しける瀬尾と云ふ所は、其の間僅かに卅余町なり。瀬尾太(天)郎に、「大納言の御在す所へは幾程有るぞ」と問ひたまへば、「片道十三日に罷り候ふ」とぞ申しける。少将之を聞きたまひて、備中・備前両国の間遠しと雖も、片道両三日には過ぎじ。一_下一三三ウ(三三オ)と、父の配流先を備前と知っている。しかし、その前に記される「大納言の御坐しける難波と云ふ所と少将の御在しける瀬尾と云ふ所は、其の間僅かに卅余町なり」は、地の文であることから明らかなように、成経は、父の流罪先が「難波」とまでは知らないという理解なのであろう。〈延〉は、成経は兼康に、「我流サレテ有ムズル妹尾トカヤヨリ、大納言ノオハスル備前国ノ児島へハ、イカ程ノ道ニテ有ラム」(卷二一六二ウ)と尋ねるように、父の流罪先を備前の児島と知っていたとする。一方、〈長〉は、備中の妹尾に流罪されると聞き、成経は「大納言殿は備前国へと聞ければ、そのあたりちかくにや」(一_下一九九頁)とする。父の配流先が、備前のごとまでは知らないという設定なのであろう。また、〈屋・覚・中〉は、成経は兼康に、「是より大納言殿の御渡_ヲあんなる備前の有木の別所へは、いか程の道ぞ」(〈覚〉上一〇九頁)と尋ねていることから、父の具体的な配流先を知っているという設定。以上からも明らかなように、成経が父の配流先を備前のごとまでは知らないとするのは、〈鬪・長・盛〉に共通する。○妹尾ヲ召被仰ケルハ、「イカニ兼康、汝方候妹尾ヨリ、大納言殿ノオハスラン所へハイカ程カアル」ト問給へバ この会話は、前項に「少将ハ備中国へ配流ノ由聞給ケレバ」とあるように、成経がまだ福原にいる時、

備中へ配流されることを聞いて、兼康に質問をしたとする。同様に福原でのこととするのは、〈延・長〉。〈延〉「備中国妹尾ト云所へ流スベシト聞ケレバ、少将打案ジテ、『大納言殿ハ備前国ヘト聞ユ。其ノアタリ近ニヤ。可奉相見ニハナケレドモ、当ノ風モナツカシカリナム』ト宣ヒケルゾ哀ナル」（巻二一六二ウ）。これに対して、配流先の妹尾（瀬尾）でのこととするのが、〈闕・屋・覚・中〉。〈闕〉「御坐ケル大納言云云」難波所（〇）御在少将（〇）云云（〇）瀬尾所（〇）其間僅（〇）卅余町也瀬尾大郎御在大納言所（〇）有（〇）幾程問（〇）之（大納言の御坐しける難波と云ふ所と、少将の御在しける瀬尾と云ふ所は、其の間僅かに卅余町なり。瀬尾太（大）郎に、「大納言の御在す所へは幾程有るぞ」と問ひたまへば。一下—三二ウ）。傍線部から明らかであろう。〈屋〉「小将ノ御坐ケル備中ノ妹尾ト云所ハ、一里余ノ道成ケリ。小将其方ノ風モナツカシク被思ケレバ、妹尾ヲ近フ召テ、『ヤ、兼康。当時大納言殿ノ御渡アンナル備中ノ有木別所トカヤヘハ、何程ノ路ヤラン』ト問給ヘバ」（二七九頁）、〈覚〉「備中ノ瀬尾と、備前ノ有木の別所の間は、纒五十町にたらぬ所なれば、丹波少将、そなたの風もさすがなつかしうや思はれけむ、或時兼康を召して、『是より大納言殿の御渡あんなる備前の有木の別所へは、いか程の道ぞ』」とひ給へば」（上一〇九頁）。〈中〉「それより少将のおはしける、び中のせのをへは、わづかにみち三里のあひだ也、少将かねやすをめして、これより大納言殿のおはします、びぜんのありきのべつしよへは、いか程のみちぞとひたまへば」（上一—一四頁）。傍線部からも、〈屋・覚・中〉の場合も、配流先の妹尾でのこととなろう。諸本の状況からしても、福原でのこととする〈延・長・盛〉が先行形態であろう。また、〈屋

が「備中ノ有木別所」としているのに対し、〈覚・中〉は「備前の有木の別所」としている。正しくは備中国である有木の別所を〈覚・中〉が備前国とするのは、一つの国を分けて二ヶ国としたことに因む阿古屋の松説話を成立させるために、成親と成経の配流先を備前・備中とする必然性があったためとも考えられる。逆に〈屋〉備中ノ有木別所は地理的には正しいが、阿古屋の松説話の基本設定が崩れてしまう。〈闕〉「難波」も備中であるため、同様の問題をはらんでいる。なお、前項で考えた問題についても指摘すれば、〈盛〉「大納言殿ノオハスラン所ヘハ」とは、「大納言殿のいらっしやるであろう所へは」の意であって、成経は、父成親の配流先の詳細を知らないという前提での物言いであろう。○大納言ノ御坐スル有木ノ別所高麗寺ト申ハ、備前ニ取テモ備中ノ境、妹尾ト云ハ備中ニ取テモ備前ノ境也 成経の今いる地と、父成親の配流先の双方の地が、備前・備中の国境に位置することを記すのは、〈盛・屋・覚・中〉。〈覚〉「成親を」備前・備中両国の堺、庭瀬の郷有木の別所と云山寺にをき奉る」（上一〇九頁）。ただし、〈盛〉は前に「後ニハ難波ト云所ヘ奉ニ移居ケリ」（四三三—四三四頁）と、成親の移居先を「有木ノ別所高麗寺」とは異なる地として記していた。高麗寺とするのは〈盛〉のみ。そもそも「有木の別所」の「別所」とは、「本寺から離れて、修行者や念仏聖が草庵などを結んでいる所。修行者が大寺院などから離れた一定の区域内に集まり、そのたぐさんの草庵が一つの村のような形になっている所。法華念誦・念仏修行の場所として、浄土信仰の盛行によって各地に形成され、地名として現存する。別院」（『日国大』）の意である。〈延・長・覚〉には、「経遠方所領近ク候所ニ、吉備中山、細谷川ナムド申テ、

名アル所候。彼所ニ有木別所ト云、イタヒケシタル山寺ノ候コソ(《延》卷二一〇四オ〜一〇四ウ)と「山寺」とある。有木の別所については、前々節「シバシハ小島ニマシクケルヲ……」項参照。吉備の中山、細谷川の辺に位置し、今も高麗寺の山門の址と伝える所に礎石が完全に残っている。『備中誌』によれば、古昔は数坊を数えたが、後次第に衰亡に帰し、江戸時代には真言宗青蓮寺があったが、それも有木の観音堂と呼ぶ一小堂にすぎなかったという(藤井駿・三三三〜三四頁)。また藤井は、重源『南無阿弥陀仏作善集』に「備中別所ノ浄土堂一字」とある。「備中別所」が有木別所かと推測する(三三三頁)。

○両国ノ間ニ御部川トテ、川ヲ一ツ阻タリ 《盛》の独自本文。今是用排水路となっているが、備前と備中の境を流れる、境目川を指すのであろう。なぜ「御部川」と呼称されるのかは不明。「岡山市西部

諸本	①成経と成親の配流地	②両地の実際の距離	③兼康が答えた片道の日数
《盛》	妹尾―有木別所高麗寺	三十余町	十三日
《闕》	瀬尾―難波	卅余町	十三日
《延》	妹尾―児島	海上三里	十三日
《長》	妹尾―児島	海上二三里	三十余日
《屋》	妹尾―有木別所	一里余	十三日ノ路
《寛》	瀬尾―有木別所	五十町	十三日
《中》	妹尾―有木別所	三里	十三日

《延・長》の妹尾と児島は、海で隔てられた地とするのに対し、他の諸本は、陸地伝いの地とする。但し、成経が身を寄せる地は、いずれ

を流れる用排水路。流長2.6 km。吉備中山の南麓に源を発し、梶ヶ野水門で足守川に合流する。下流では川幅は数mとなる。…この川は備前と備中の境界を流れているため境目川と呼ばれ、水源の吉備中山は両国にまたがっているのが中山と呼ばれている(《角川地名・岡山県》五〇九頁)。なお「御部川」を《逢・静》は「ヲンベガハ」と読む。

○其間八纒三三十余町有ケルヲシラセ奉リテハ悪カリナントヤ思ケン、「大納言殿ノ御渡候所へハ、行程十三日」トゾ申ケル 両地の実際の距離は、わずかに三十余町隔たるに過ぎなかったが、兼康は、本当のことを知らせては都合が悪いと思ったのであろうか、成親公のいらっしゃる所へは、片道十三日ですと申したの意。諸本に見る①成経と成親の配流地、②両地の実際の距離、③兼康が答えた片道の日数を整理すると次のようになる。

も妹尾とする。一町(丁)は、六十間(約一〇九尺)。「三十余町」は、三・三km余となる。また、『古事類苑』地理三(三九頁以下)に、『和

漢三才図会』等々を引いて示すように、古く一里は六町であり、東国には遅くまでその制が残ったが、西国では早くから三十六町（約三九・二四m）を一里とした。西国一里制によるとすれば、三里は、約十二km程となる。が、いずれにしても、至近の距離であることには違

いが無い。前々節「シバシハ小島ニマシくケルヲ……」項に記したように、難波が庭瀬付近とすると、妹尾とは現在の足守川を挟んだ隣接した地域である。また、妹尾と高麗寺跡とされる地は約三kmの距離にある。

【引用研究文献】

* 藤井駿「俊乗房重源と備前国」（岡山史学一巻、一九五五・3）

本稿の分担は次のとおりである。

村井が本文・校異の礎稿を作成、早川・志立・橋本・森田が注解の礎稿を作成した上で、特に国語学的事項については村井が、歴史学的事項については曾我・山岡が、中国文学的事項については近藤が中心となって、共著者八名で相互に検討を加えた。

本研究はJSPS科研費基盤研究（C）JP22K00311『源平盛衰記』の注釈学的新研究（研究代表者：志立正知（秋田大学）、研究分担者：曾我良成、橋本正俊、村井宏栄、森田貴之）の成果の一部である。